

「相続税の達人」 「贈与税の達人」 操作研修会

2019年9月

# INDEX

1. 税制改正と機能追加
2. 贈与税の達人について
3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）
4. 「贈与税の達人」基本操作
5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）
6. 「電子申告の達人」の対応について
7. その他
  - (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」（新商品）
  - (2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」
  - (3) 達人Cube「クラウドストレージ」

※本資料で使用しているシステム画面は開発中のものです。そのため、実際の製品画面と異なる場合があります。

# 1. 税制改正と機能追加

# 1. 税制改正と機能追加

## 【平成31年分以降用税制改正】

### 1. 帳票の新規追加

第4表の付表：相続税額の加算金額の計算書付表

第8の8表：納税猶予税額の内訳書

第11・11の2表の付表1（別表2）：特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細

第11・11の2表の付表2の2：特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書

第8の8表（修正申告用）：納税猶予税額の内訳書

### 2. 帳票の新様式への対応

※詳細は達人Cubeの情報コミュニティに掲載の「利用ガイド」にてご確認ください。

### 3. 相続開始日による帳票の切り替え

相続開始日が「平成31年3月31日以前」と「平成31年4月1日以後」により、「第14表 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額／出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産／特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書」が自動的に新旧切り替わるよう処理を追加

# 1. 税制改正と機能追加

## 【機能追加】

### 1. 事業承継税制に関する機能の追加

業務メニューに「事業承継税制提出書類の作成」を設け、事業承継税制に関する以下の機能を追加

#### ・ 対応帳票の新規追加

業務メニュー「承継会社情報」をクリックして表示される「承継会社情報」画面で事業承継をする会社を登録すると、作成できます。

※「相続人情報の登録」－「相続人の新規登録／変更」画面で「特例経営承継人」が「該当する」の設定が必要です。

業務メニュー	対応帳票
特例承継計画	様式第21 施行規則第17条第2項の規定による確認申請書（特例承継計画）（1面～3面）
特例認定申請書	様式第8の3 第一種特例相続認定中小企業者に係る認定申請書（1面～5面）
年次報告書・継続届出	様式第11 年次報告書（1面～5面）
	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）（次葉含む）

#### ・ 帳票の提出履歴の管理機能の追加

業務メニュー「書類の提出状況」をクリックすると「書類の提出状況」画面が表示され、各帳票に対する法律で定められた提出期限が表示されます。

帳票を選択した状態で「選択」ボタンをクリックすると「書類の提出状況の登録」画面が表示され、提出状況を設定できます。

# 1. 税制改正と機能追加

## 2. シミュレーションの変更

節税対策として、シミュレーションの「試算表等の作成」で作成できる帳票に以下の帳票を新規追加  
以下の帳票は全て「相続税の達人」オリジナルです。

業務メニュー	対応帳票
暦年贈与の試算表	暦年贈与シミュレーション（1面～2面）
納税猶予額の試算表	特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予額の試算表
納税猶予の適用要件判定表	特例認定承継会社株式等に係る贈与税の納税猶予の適用要件判定表
	特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予の適用要件判定表

## 3. 「贈与税の達人（平成30年分以降用）」からの取り込み機能の追加

「贈与税の達人（平成30年分以降用）」の提供に伴い、以下の帳票に「贈与税の達人（平成30年分以降用）」で登録した贈与財産（本年分・過去分）のデータを取り込める機能（ツールボタン [データ連携] ）を追加

対応帳票	
第4表	相続税額の加算金額の計算書
第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書／相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額／出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産／特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書

# 1. 税制改正と機能追加

## 4. 新元号への対応

- ・相続税の申告書（第1表）、更正の請求書、税務代理権限証書
- ・税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面（1面）、税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面（1面）

## 5. 画面入力への変更

データのインポート/エクスポート項目の対象とするため、以下の帳票の項目を手入力ではなく画面からの入力に変更

対応帳票		項目
第9表	生命保険金などの明細書	「1相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など」
第10表	退職手当金などの明細書	「1相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など」
第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書／相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書	「2相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」
第13表	債務及び葬式費用の明細書	「1債務の明細」、「2葬式費用の明細」
第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額／出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産／特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書	「1純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」

## 6. 「小規模宅地等の設定」画面の変更

「第11・11の2表の付表1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書」から表示する「小規模宅地等の設定」画面において、明細ごとに小規模宅地等の種類を選択できるよう変更

# 1. 税制改正と機能追加

## 7. 「第8の2表の付表2」の画面の変更

「第8の2表の付表2 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書」 – 「⑧経営承継相続人が役員であった期間」から表示する「年月日」画面を、「年月日（期間）」画面に変更し、1つの画面に統合

## 8. 帳票の一括印刷の変更

「帳票の一括印刷」画面に「F4/オプション」ボタンを追加し、「取得財産一覧表」「取得財産一覧表（取得者別）」において、以下の設定を追加

- ・ 財産等の出力有無選択（以下の財産等を出力するかどうかを選択）

出力有無選択可能な財産等
生命保険等、退職給付金等、債務、葬式費用、相続時精算課税適用財産、暦年課税適用財産

- ・ 改ページの有無選択（以下の単位で改ページするかどうかを選択）

改ページする単位
財産、生命保険等、退職給付金等、債務、葬式費用、相続時精算課税適用財産、暦年課税適用財産

- ・ 取得財産の出力有無選択（相続人の各人の取得財産を出力するかどうかを選択）



# 1. 税制改正と機能追加

## 9. 電子申告への対応（「電子申告の達人」については、P88～P89を参照）

相続税の電子申告対応（2019年10月1日予定）に伴い、相続税の達人（平成31年分以降用）では以下の対応をします。

- ・「利用者識別番号」の追加

「相続人の新規登録／変更」画面に「利用者識別番号」を追加

- ・「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」の追加

「「利用者識別番号」の追加」で「利用者識別番号」を1つでも登録している場合、「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」が作成されます。

- ・種類の追加

以下の帳票及び画面の〔種類〕にカーソルがある状態で〔F3／参照〕ボタンをクリックして表示される〔参照〕画面において、電子申告で使う種類の追加及び既存の種類を変更

帳票	
第8の2表の付表1	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書
第8の2の2表の付表1	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書

画面	
財産の新規登録／変更	相続時精算課税適用財産の登録

## 2. 贈与税の達人について

2019年9月17日（火）より、「申告書作成ソフト」の新たなラインナップとして「贈与税の達人」をリリースします。贈与税申告書の作成はもちろん、「贈与実績の管理」や「特例事業承継税制」に係る各種書類の作成などを行えます。

### 【主な機能】

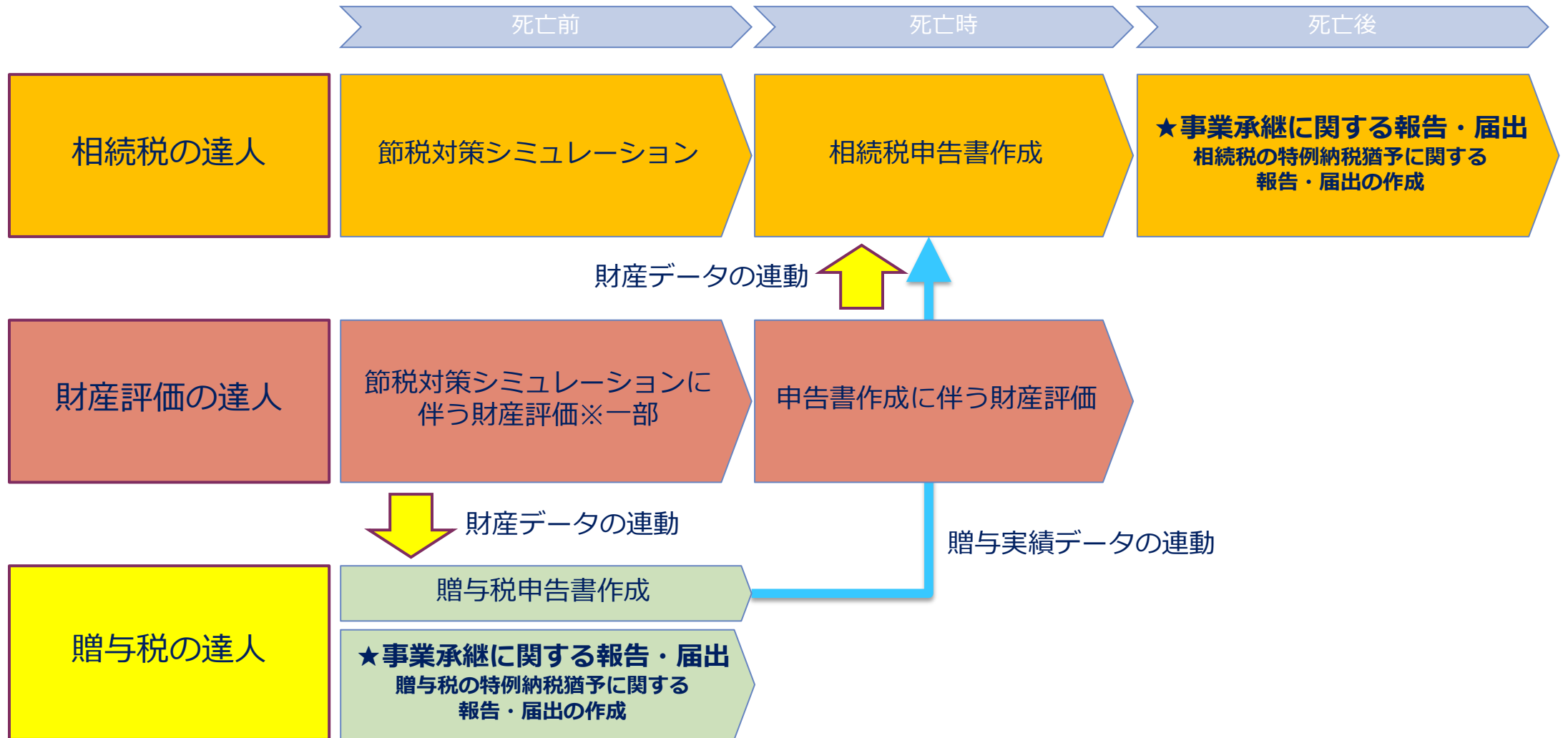
1. 贈与税の申告書作成機能
2. 贈与実績の管理機能
  - ・ 贈与者単位での贈与財産一覧の出力機能：詳細は後述
  - ・ 受贈者単位での控除等適用情報一覧の出力機能：詳細は後述
3. 「特例事業承継税制」に係る各種書類の作成機能：詳細は後述
4. 「特例事業承継税制」に係る各種書類の提出状況確認機能：詳細は後述

※平成30年分贈与税の修正申告書等を電子申告の達人で送付する場合には、相続税の達人（平成30年分以降用）で申告書を作成してください。（紙提出の場合には、贈与税の達人（平成30年分以降用）で作成できます。）

### 3. 「相続税の達人」基本操作 (導入～シミュレーション)

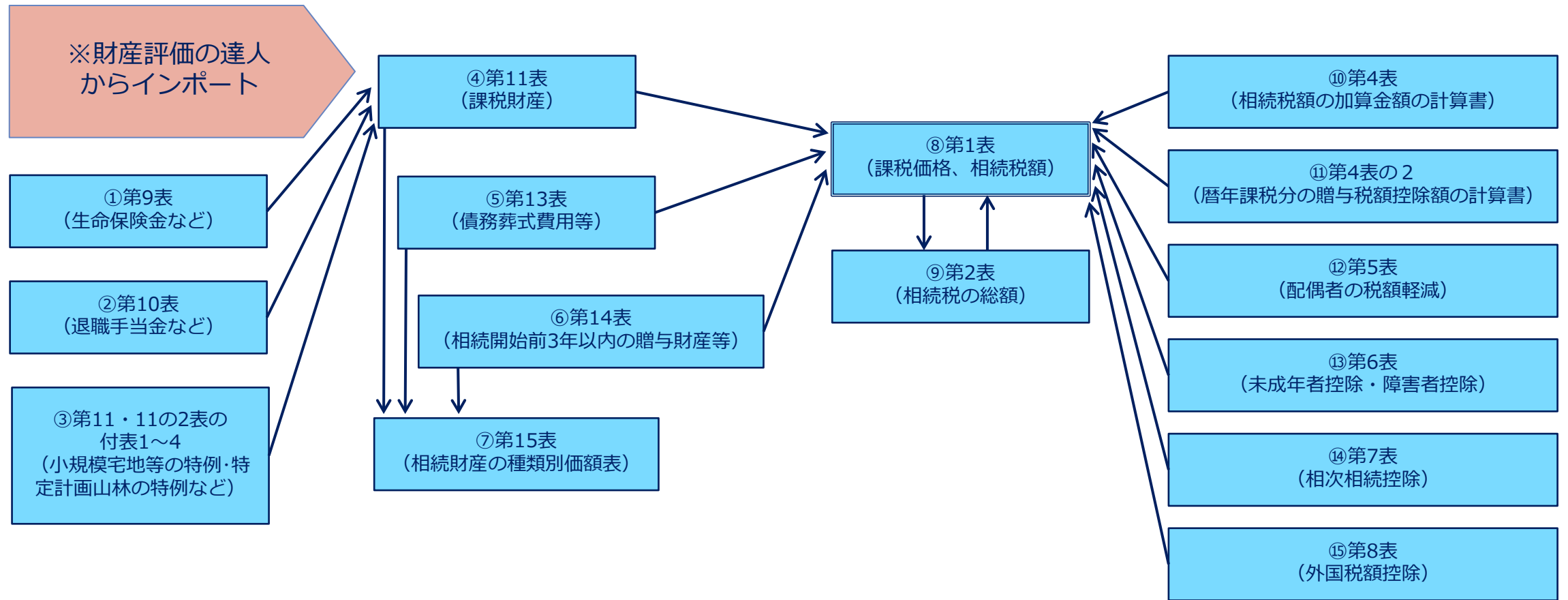
### 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

達人シリーズが考える相続税申告に至るながれ



### 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

相続税申告書記載の順序（「相続税の申告のしかた・一般の場合」に一部加筆）

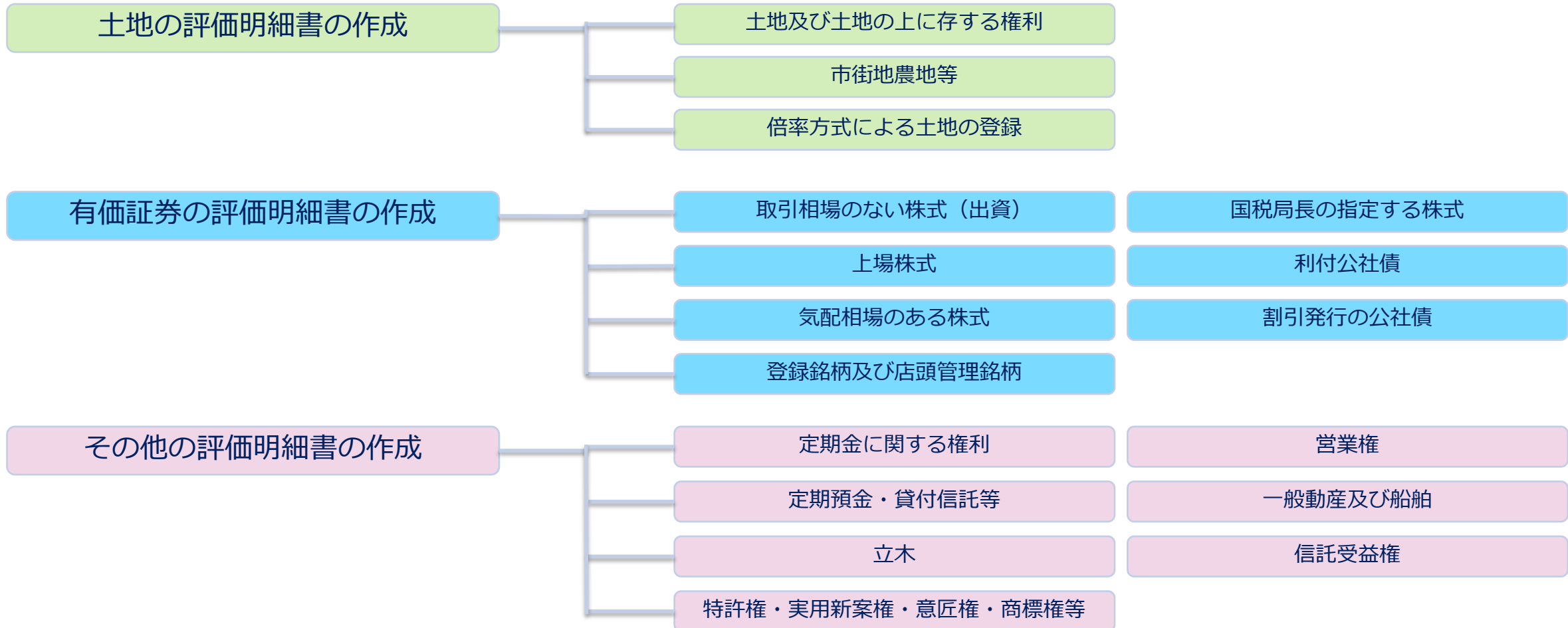


※「財産評価の達人」の契約が必要になります。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

#### 【財産評価の達人】

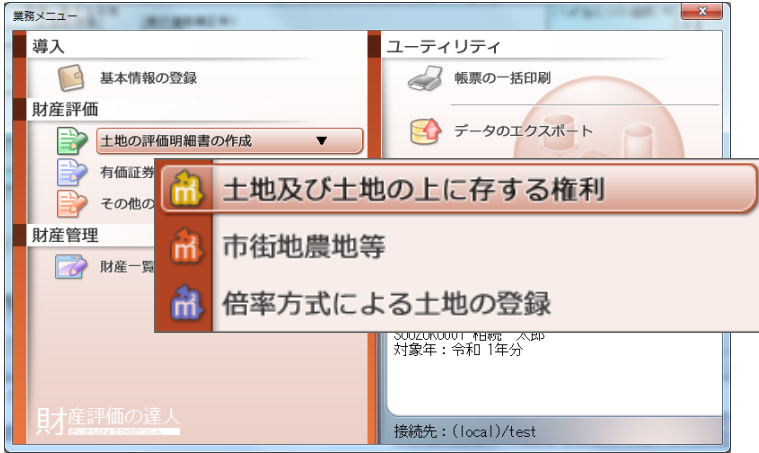
「財産評価の達人」で作成した各種評価明細書データを相続税の達人へ取り込み、シミュレーションを行います。



### 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

入力例：土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

#### 1) 資産の新規登録

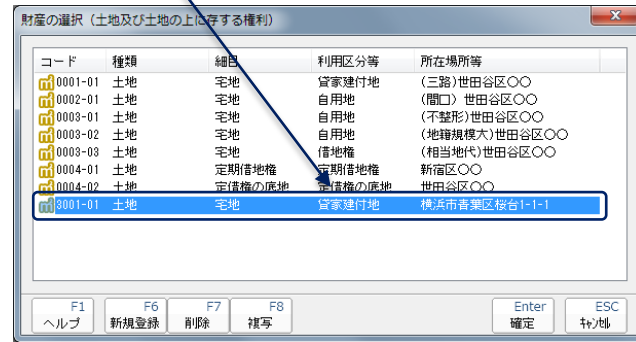
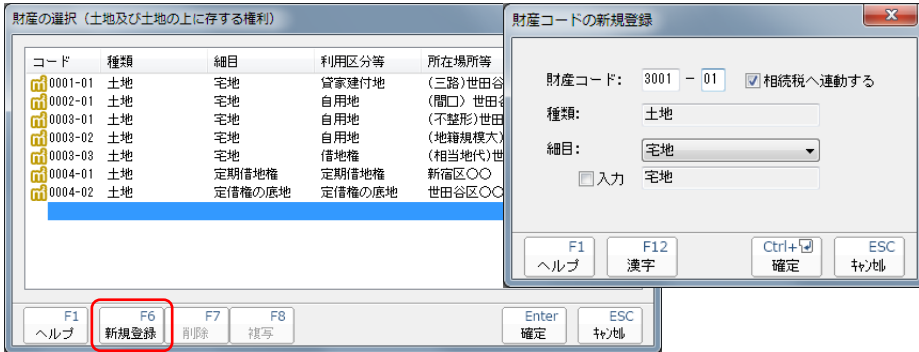


3001-01 横浜市青葉区桜台1-1-

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)

(住居表示) 所在地番	横浜市青葉区桜台1-1-	所有者 氏名 (法人名)	相続 太郎	住所 (所在地)	埼玉県上尾市〇〇 3丁目5番16号	局(所) 大宮	署	1	年分	ページ
地目	山林 田 畑 ( )	地積	m <sup>2</sup>	正面	側方	側方	裏面	円	円	円
間口距離	m	奥行距離	m	利用区分	借地権 ( )	私道	貸家建付借地権 転貸借地権	地区区分	ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区	普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区

（平成三十一年一月分以降用）



- ・財産を登録する際には、「新規登録」で追加します。
  - ・「財産コードの新規登録」画面で、資産の種類、細目を設定します。
- ※ここでの種類、細目が財産一覧表で区分として使用されます。

- ・評価明細書の所在地番を変更すると、それに紐づく財産の所在場所等も変更されます。
- ・評価明細書の「地目」を変更しても、それに紐づく財産の細目は変更されません。

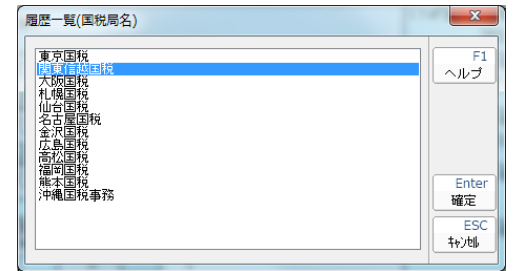
### 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

入力例：土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

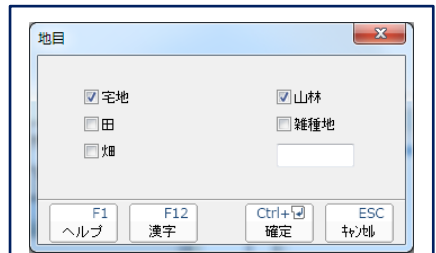
#### 2) 個別解説 第1表 ①（手入力）

0001-01 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)

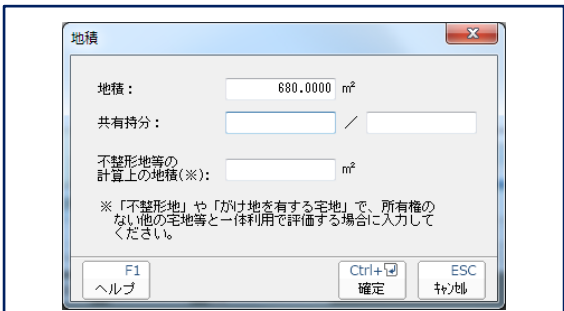
局(所)	署	1	年分	ページ
(住居表示) (世田谷区〇〇1110番地)	住所 (所在地) 埼玉県春日部市〇〇	住所 (所在地) 埼玉県春日部市〇〇		
所在地番 (三路)世田谷区〇〇	所有者 (氏名) 相続 太郎	使用者 (氏名) 相続 太郎		
地目	地積	路線	価	
宅地 (山林)	680.0000	正面	側方	側方
田		側方	裏面	
畑		間口距離	奥行距離	
		34.00	20.00	
		利用区分	借地権	
		自用 貸家 貸家建付借地権	借地権	
		地区区分	普通住宅地区 高度商業地区 中小工場地区 繁華街地区 大工場地区 普通商業・併用住宅地区	
1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率)				(1㎡当たりの価額) 円
260,000 円 ×				A
2 二路線に面する宅地 (側方裏面路線価) (奥行価格補正率) (側方路線価加算率)				(1㎡当たりの価額) 円
円 + (円 × × ) ×				B



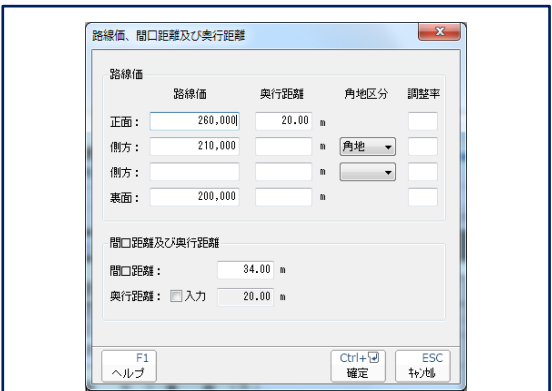
局(所)は「F3:参照」をクリックし、履歴一覧から選択します。



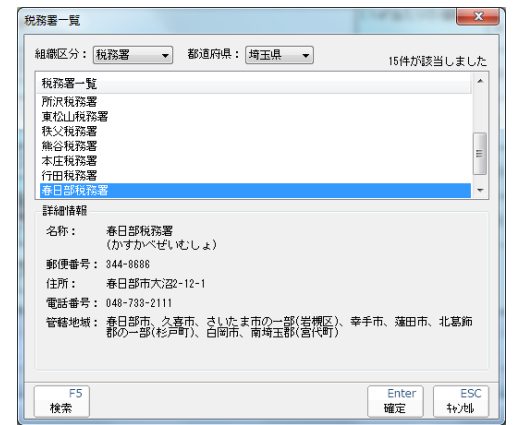
地目を選択します。  
※複数の地目を選択できます。



地積を入力します。  
※不整形地等で所有権のない他の宅地等と一体利用で評価する場合は、ここで入力します。



路線価を入力します。  
間口距離と奥行距離を入力します。  
※正面路線価の自動判定は行いません。



※署は「F6:税務署」をクリックし、税務署一覧から選択します。



### 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

入力例：土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

#### 2) 個別解説 第1表 ②（手入力）

0001-01 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)

局(所) 署 1 年分 ページ

所在地番 (住居表示) (世田谷区〇〇1110番地) 所在地 (所在地) 埼玉県春日部市〇〇3丁目5番16号

所有者 氏名 (法人名) 相続 太郎 使用者 氏名 (法人名) 相続 太郎

地目	地積	路線価				地形図及び参考事項
		正面	側方	側方	裏面	
宅地 山林 田 畑	680.0000	20,000 (奥行)	260,000	210,000	200,000	
閉口距離	34.00	利用区分	自用地 貸宅地 貸家建付地 借地権	私道 貸家建付地権 転貸借地権	地区区分	ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区
奥行距離	20.00					
1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率)						(1㎡当たりの価額) 円
260,000 円 × 1.00						260,000 A
2 二路線に面する宅地 (側方路線価) (奥行価格補正率) (側方路線影響加算率)						(1㎡当たりの価額) 円
260,000 円 + (210,000 円 × 0.93 × 0.03) ×						265,859 B
3 三路線に面する宅地 (側方路線価) (奥行価格補正率) (側方路線影響加算率)						(1㎡当たりの価額) 円
265,859 円 + (200,000 円 × 1.00 × 0.02) ×						269,859 C

利用区分

利用区分

自用地  私道

貸宅地  貸家建付地権

貸家建付地  転貸借地権

借地権

「相当の地代を支払っている場合等の評価明細書」を作成する

「定期借地権等の評価明細書」を作成する

F1 ヘルプ F12 漢字 Ctrl+Enter 確定 ESC キャンセル

利用区分を選択します。  
※複数選択が可能です。  
※「相当の地代を支払っている場合等の評価明細書」、「定期借地権等の評価明細書」を作成する場合は、ここで選択します。

地区区分

入力なし  
ビル街地区  
高度商業地区  
繁華街地区  
普通商業・併用住宅地区  
普通住宅地区  
中小工場地区  
大工場地区

F1 ヘルプ  
Enter 確定  
ESC キャンセル

地区区分を選択します。  
※複数選択はできません。  
※補正率表の選択基準となっています。

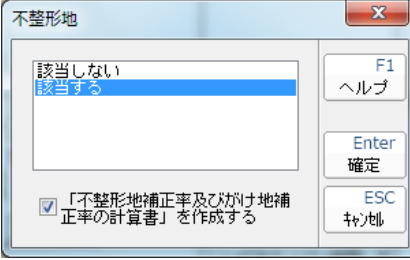
### 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

入力例：土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

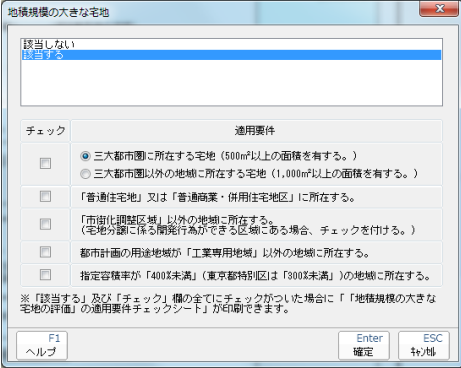
#### 2) 個別解説 第1表 ③（手入力）

1	5-2 不整形地 (AからHまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※ 289,859 円 × 1.0000	(1㎡当たりの価額) 円	289,859
平方メートル	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) m × m = m <sup>2</sup> (不整形地の地積) (かけ地割合) (m <sup>2</sup> - 880.0000 m <sup>2</sup> ) ÷ m <sup>2</sup> = % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小敷点以下2位未満切捨て) (不整形地補正率) (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) (小敷点以下2位未満切捨て) (率、0.6を下限とする。) 1.00 × 1.00 = 1.0000 ① 1.0000 1.00 × 1.00 = 1.0000 ② 1.0000	F	
1	6 地積規模の大きな宅地 (AからFまでのうち該当するもの) 規模格差補正率※ 289,859 円 × 0.78	(1㎡当たりの価額) 円	210,490
ト	※規模格差補正率の計算 (地積(◎)) (小敷点以下2位未満切捨て) { (880.0000 m <sup>2</sup> × 0.95 + 25) ÷ 880.0000 m <sup>2</sup> } × 0.8 = 0.78	G	
ル	7 無道路地 (F又はGのうち該当するもの) ※割合の計算(0.4を上限とする。) (正面路線価) (道路部分の地積) (F又はGのうち該当するもの) (評価対象地の地積) { ( ) × ( ) ÷ ( ) } × ( ) = ( )	(1㎡当たりの価額) 円	
当	8-1 かけ地等を有する宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (かけ地補正率) ( ) 円 × ( ) = ( )	(1㎡当たりの価額) 円	
た	8-2 土砂災害特別警戒区域内にある宅地 (AからHまでのうち該当するもの) 特別警戒区域補正率※ ※かけ地補正率の適用がある場合の特別警戒区域補正率の計算(0.5を下限とする。) (特別警戒区域補正率表の補正率) (かけ地補正率) (小敷点以下2位未満切捨て) ( ) × ( ) = ( )	(1㎡当たりの価額) 円	
り	9 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからJまでのうち該当するもの) (地積割合(小敷点以下3位未満四捨五入)) ( ) 円 × ( 1 - ( ) ) = ( )	(1㎡当たりの価額) 円	
の	10 私道 (AからKまでのうち該当するもの) ( ) 円 × 0.3 = ( )	(1㎡当たりの価額) 円	
額	11 市街地農地等 (市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、( )) (宅地とした場合の価額) (1㎡当たりの宅地建屋買)	(1㎡当たりの価額) 円	*1
		(1㎡当たりの価額) 円	*2
自用地の評価額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうちの該当記号) ( G )	地積 680.0000 m <sup>2</sup>	総額 (自用地1㎡当たりの価額) × (地積) 円 143,133,200

「不整形地」や「無道路地」などを入力する場合には、該当の箇所をダブルクリックし、「該当する」を選択してください。



※「不整形地補正率及びかけ地補正率の計算書」を作成する場合は、チェックを入れてください。



※「該当する」及び「チェック」欄の全てにチェックがついた場合に「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件チェックシートが印刷できます。

※「地積規模の大きな宅地」について、「該当する」を選択した場合、「適用要件チェックシート」が自動作成されます。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

入力例：土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

#### 2) 個別解説 第1表 ①（カスタマイズオプション「かげ地割合計算」による入力）

「かげ地割合計算」では、評価する土地の図面（公図、測量図など）の画像ファイルを取り込み、簡単な操作で想定整形地の自動作成及びかげ地割合の計算が行えます。  
 そのため、今まで多くの手間と時間がかかっていた不整形地の土地の評価の作業を大幅に効率化できます。

・価格：13,500円（税抜）

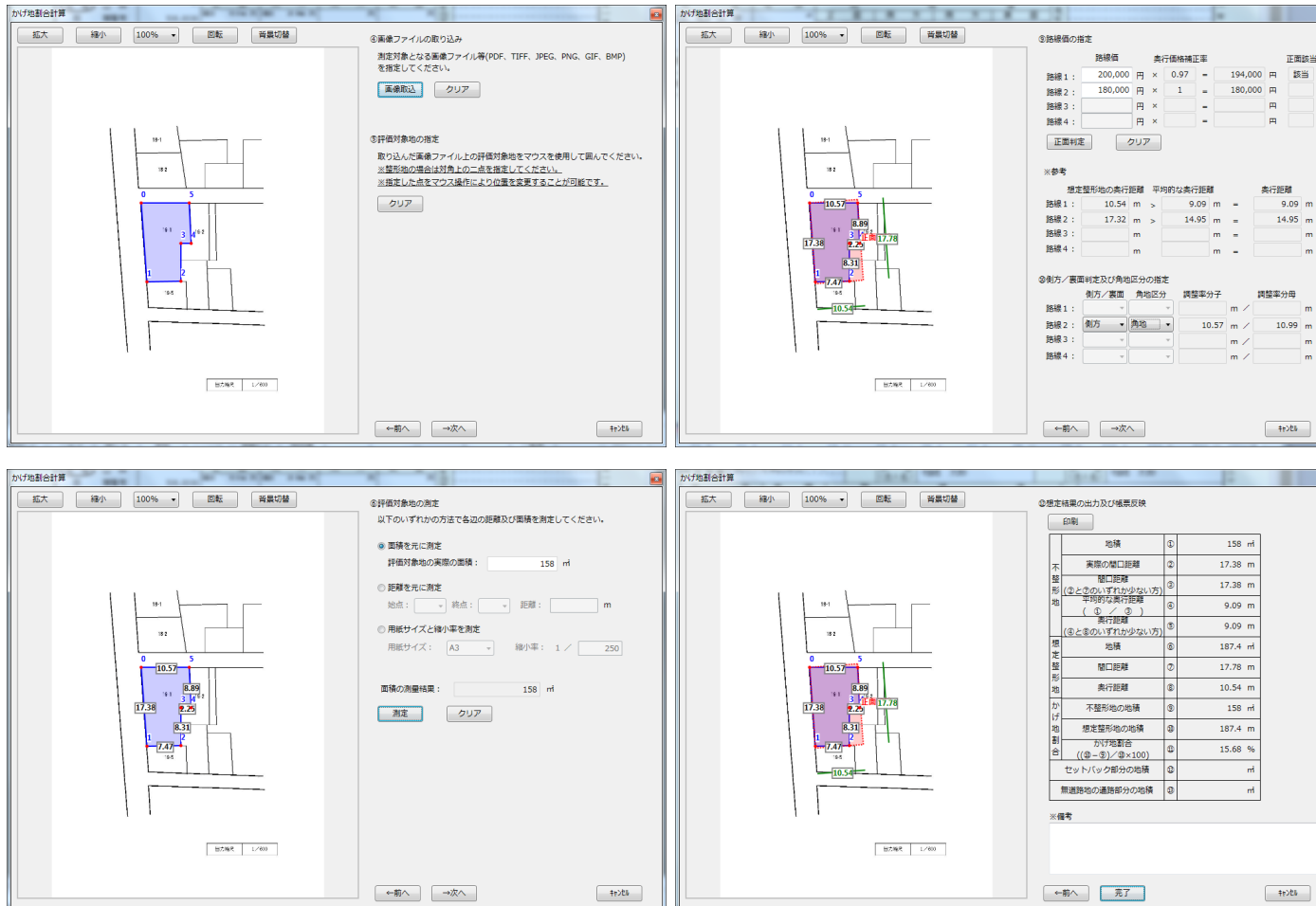
土地目録	面積	正面	側方	側方	裏面	評価額
山林 雑種地 畑	158.0000	奥行き 9.000 円	奥行き 14.900 円			200,000
間口距離	17.38					
奥行距離	9.08					
1-1 路線に面する宅地 (正面路線価)		200,000 円 × 0.97				194,000
2 二路線に面する宅地 (A)		194,000 円 + (180,000 円 × 1.00 × 0.03) × 10.99				199,193
3 三路線に面する宅地 (B)						
4 四路線に面する宅地 (C)						
5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの)						
5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの)		199,193 円 × 0.9800				191,225
※不整形地補正率の計算		$\frac{(187.4000 \text{ m}^2 - 158.0000 \text{ m}^2) \div 187.4000 \text{ m}^2}{0.95} = 1.0000$				1.0000

・ 「 **かげ地割合計算** 」 で計算された結果は、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）」に自動連動します。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

入力例：土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

#### 2) 個別解説 第1表 ②（カスタマイズオプション「かげ地割合計算」による入力）



- ▶ 公図や測量図の画像ファイルを読み込み、線で囲みます。
- ▶ 「面積」「距離」「用紙サイズと縮小率」のいずれかで調整をします。
- ▶ 路線価を入力し、正面判定をします。
- ▶ 測定結果が表示され、印刷ボタンから出力した帳票は、申告書の添付資料としても利用できます。

※ 取り込み可能なファイル形式は、PDF、TIFF、JPEG、PNG、GIF、BMP形式です。

※ 間口が2か所存在する土地、隅切りやセットバックが複数存在する場合の計算には対応していません。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

（補足）取引相場のない株式（出資）の評価明細書

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

・評価方法を「小会社」として判定させたい場合の設定

印刷 拡大 縮小 100% 0011-02 株 原則評価 コード変更 評価方式変更

0011-02

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続） 会社名 株 原則評価

3. 会社の規模（Lの割合）の判定

項目	金額	項目	人数
直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	1,652,170 千円	直前期末以前1年間 における従業員数	12.1 人
直前期末以前1年間 の取引金額	2,013,750 千円	〔継続勤務従業員数〕 〔継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数〕	( 13 時間) ( 12 人)+ 1,800時間

① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分  
70人以上の会社は、大会社(㊸及び㊹は不要)  
70人未満の会社は、㊸及び㊹により判定

② 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分

③ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分

会社規模としての割合(中会社)

総資産価額(帳簿価額) 取引金額  
小売・サービス 卸売業、小売・従業員数 小売・サービス 卸売業、小売・

(平成三十年一月一日以降用)

評価方式変更

法人税基本通達及び、所得税基本通達により評価する際に、納税義務者が「中心的な同族株主」に該当する場合には選択して下さい。

会社規模を「小会社」として判定する。

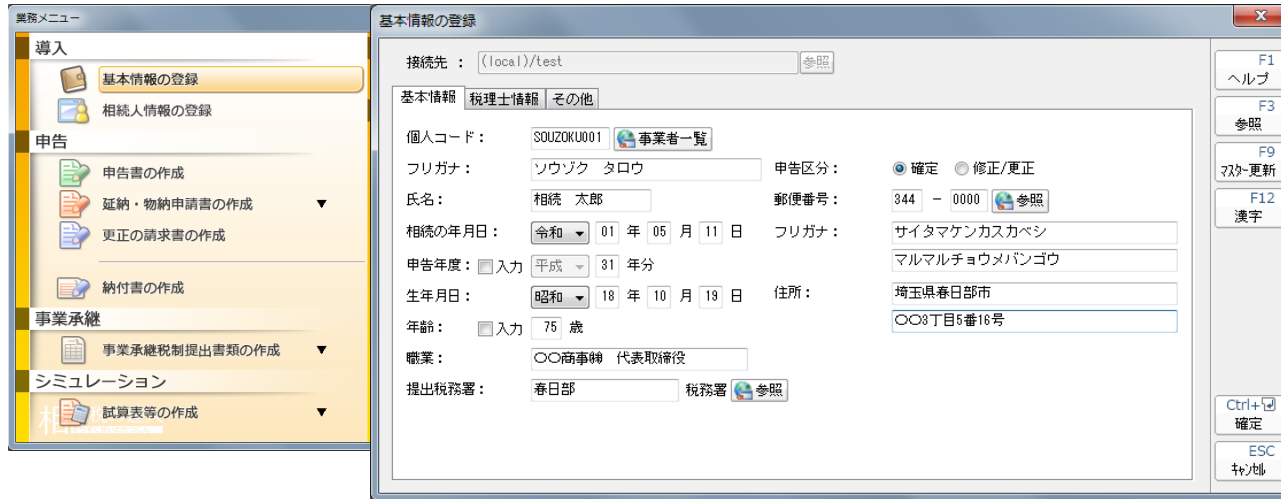
F1 ヘルプ Enter 確定 ESC キャンセル

評価方法を「小会社」として判定させたい場合には、「評価方式変更」をクリックし、「会社規模を「小会社」として判定する。」を選択します。

# 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

## 【相続税の達人】

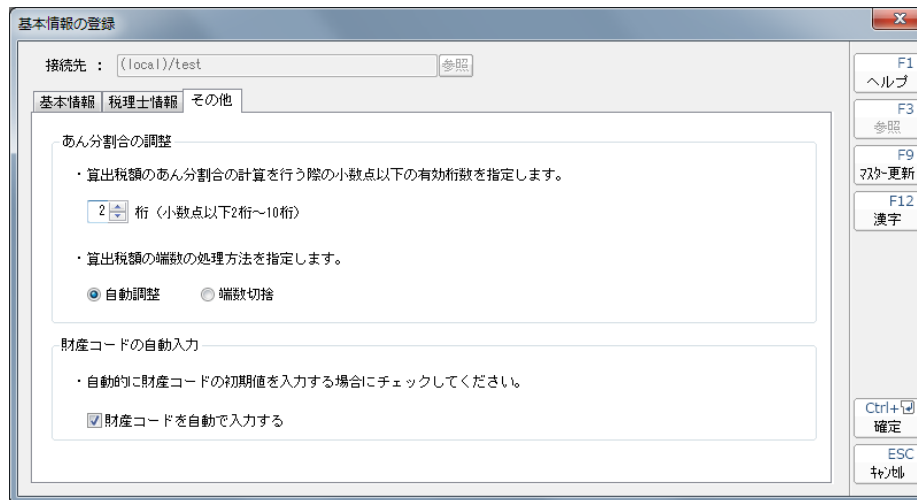
### (1) 基本情報の登録



- ・必要項目を手入力します。
  - ・「相続の年月日」は相続開始の年月日を入力します。
- ※シミュレーションの場合は、仮の年月日を設定します。

※「データ管理の達人」を利用している場合には、「事業者一覧」からデータ管理の達人の事業者データベース名を選択後、「事業者一覧」から被相続人情報を取込むことができます。

※「F9: マスター更新」  
基本情報等で変更した内容をデータ管理の達人の事業者情報へ反映させる場合に使用します。



- ・あん分割合の調整  
「各人の算出税額」の計算の際、計算上のあん分割合の有効桁数を設定します。
- ・算出税額の端数の処理方法を指定します。  
初期値は「自動調整」が選択されています。
- ・財産コードの自動入力  
相続税の申告書（第11表）に相続財産を直接入力する場合に有効となります。

### 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

#### (2) 相続人情報の登録

コード	氏名	続柄	年齢	法定相続分	民法上の割合
01	相続 花子	妻	88歳	1/ 2	1/ 2
02	相続 一郎	長男	41歳	1/ 4	1/ 4
03	財産 幸子	長女	39歳	1/ 4	1/ 4
04	相続 三郎	孫	15歳		
06	田中 一郎	甥	55歳		

・法定相続分等の判定方法については、初期値は「自動判定」が選択されています。

※以下のケースは「自動判定」に対応していませんので、「直接入力」を選択し、相続人の新規（変更）登録画面で相続割合を入力してください。

- ①被相続人の養子が被代襲者となる場合
- ②身分関係が重複する相続人が存在する場合
- ③再代襲相続が発生する場合

コード	氏名	続柄	年齢	法定相続分	民法上の割合
01	相続 花子	妻	88歳	1/ 2	1/ 2
02	相続 一郎	長男	41歳	1/ 4	1/ 4
03	財産 幸子	長女	39歳	1/ 4	1/ 4
04	相続 三郎	孫	15歳		
06	田中 一郎	甥	55歳		

### 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

#### (2) 相続人情報の登録

※すべての相続人について登録します。

#### 【各項目の説明】

- 取得原因：複数選択可  
※相続時精算課税の場合には、「相続時精算課税」にチェックを入れてください。
- 相続放棄：該当の有無を選択します。
- 配偶者税額軽減の適用：該当の有無を選択します。（第5表、第5表の付表に連動します）
- 2割加算の適用：該当の有無を選択します。（第4表に連動します）
- 未成年者控除の適用：該当の有無を選択します。（第6表に連動します）
- 障害者控除の適用：該当の有無を選択します。（第6表に連動します）
- 農業相続人：該当の有無を選択します。  
※申告書第3表、第3表・第8表2、第12表等に連動します。
- 経営承継人：該当の有無を選択します。  
※申告書第8の2表、第8の2表の付表1、第8の2表の付表2、第8の2表の付表3等に連動します。
- 特例経営承継人：該当の有無を選択します。  
※申告書第8の2の2表、第8の2の2表の付表1、第8の2の2表の付表2、第8の2の2表の付表3等に連動します。
- 林業経営相続人：該当の有無を選択します。  
※申告書第8の3表、第8の3表の付表等に連動します。
- 医療法人持分相続人等：該当の有無を選択します。（第8の4表及び付表は別途作成が必要です）
- 委託相続人：該当の有無を選択します。
- 特例事業相続人等：該当の有無を選択します。
- 延納申請：該当の有無を選択します。（※延納申請書が作成されます。）
- 物納申請：該当の有無を選択します。（※物納申請書が作成されます。）



### 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

#### (3) シミュレーション機能

#### 1) 暦年贈与シミュレーション

1. 基本情報

贈与情報			
暦年贈与を受ける受贈者の数	特別税率適用者	一般税率適用者	合計
2人	2人	2人	4人
暦年贈与をする年数: 4年			
贈与開始年: 令和01年度			
贈与者の贈与開始時の年齢: 60歳			

相続情報			
法定相続人の数	受贈者	その他	合計
4人	4人	0人	4人
配偶者の有無: 有			
2割加算対象者の数: 1人			
遺産に係る基礎控除額: 54,000,000円			
相続財産額: 800,000,000円			

2. 暦年贈与による贈与税・相続税の合計税額の減額効果シミュレーション

項目	ケース	贈与額 (年間1人あたり)	贈与による減少税額
減少効果が最大となるケース	8	5,000,000円	11,090,400円
選択したケース	1	1,500,000円	5,120,000円

ケース	贈与税		相続税		シミュレーション結果		税額減少額 (単位: 円)
	①年間1人あたり (円)	②累計 (4人×4年) (円)	③相続財産額 (A-②) (円)	④相続税額 (円)	⑤贈与税・相続税の合計税額 (④+⑤) (円)	⑥贈与による減少税額 (B-⑤) (円)	
0	0	0	800,000,000	129,439,700	129,439,700	0	0
1	1,500,000	24,000,000	776,000,000	123,679,700	124,819,700	5,120,000	8
2	2,000,000	32,000,000	768,000,000	121,759,300	123,199,300	6,240,400	7
3	2,500,000	40,000,000	760,000,000	119,839,400	122,079,400	7,360,300	6
4	3,000,000	48,000,000	752,000,000	117,919,700	120,959,700	8,480,000	5
5	3,500,000	56,000,000	744,000,000	115,999,300	120,159,300	9,280,400	4
6	4,000,000	64,000,000	736,000,000	114,079,400	119,439,400	10,000,300	3
7	4,500,000	72,000,000	728,000,000	112,159,700	118,679,700	10,560,000	2
8	5,000,000	80,000,000	720,000,000	110,239,300	118,359,300	11,080,400	1

「相続人情報の登録」で登録した人数が連動されます。

暦年贈与による贈与税・相続税の合計税額の減額効果をシミュレーションすることができます。

・シミュレーション例  
 試算額を「1,500,000円」からスタートして、最大額を「5,000,000円」に設定し、「500,000円」ずつ贈与額を増加する場合

試算する年間1人あたりの贈与額

試算する[年間1人あたりの贈与額]の範囲を指定してください。  
 ※試算できる最大数は100パターンとなります。

試算額(開始): 1,500,000 円

試算額(増加額): 500,000 円

試算額(終了): 5,000,000 円

試算するパターン数: 8パターン

Ctrl+F 確定    ESC キャンセル

### 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

#### (3) シミュレーション機能

##### 1) 暦年贈与シミュレーション

**暦年贈与シミュレーション**

3.年度別の暦年贈与による贈与税・相続税の合計税額の減額効果シミュレーション

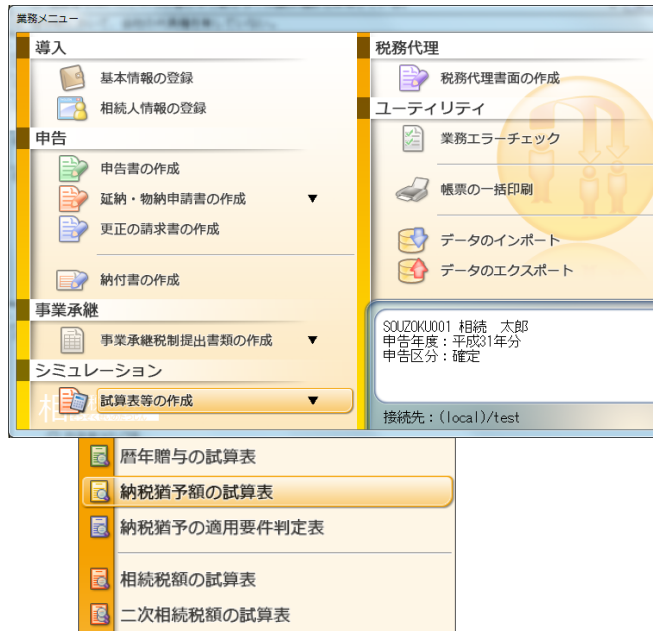
年度	年齢	贈与税				相続税		シミュレーション結果			
		贈与額		贈与税額		⑦ 相続財産額 (C-⑧の各年度までの合計)	⑨ 相続税額	⑩ 贈与による減少税額 (D-⑨)	⑪ 贈与による減少税額 (D-⑨)		
		① 修正前 1人あたり	② 増減額 1人あたり	③ 修正後 (①+②)	④ 累計 (③×4人の各年度までの合計)					⑤ 1人あたり (④×4人の各年度までの合計)	
—	—	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
令和1年 (1年目)	60歳	1,500,000	300,000	1,800,000	7,200,000	特 般 計 280,000	特 般 計 140,000	792,800,000	127,711,700	127,991,700	1,440,000
令和2年 (2年目)	61歳	1,500,000	400,000	1,900,000	14,800,000	特 般 計 600,000	特 般 計 300,000	785,200,000	125,887,400	126,487,400	2,952,300
令和3年 (3年目)	62歳	1,500,000	500,000	2,000,000	22,800,000	特 般 計 900,000	特 般 計 480,000	777,200,000	123,967,700	124,927,700	4,512,000
令和4年 (4年目)	63歳	1,500,000	600,000	2,100,000	31,200,000	特 般 計 1,300,000	特 般 計 680,000	768,800,000	121,951,700	123,311,700	6,128,000

- ・年別の暦年贈与による贈与税・相続税の合計税額の減額効果を確認することができます。
- ・増減額の入力が自由にできるので、様々なシミュレーションを行うことができます。

# 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

## (3) シミュレーション機能

### 2) 特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予額の試算表

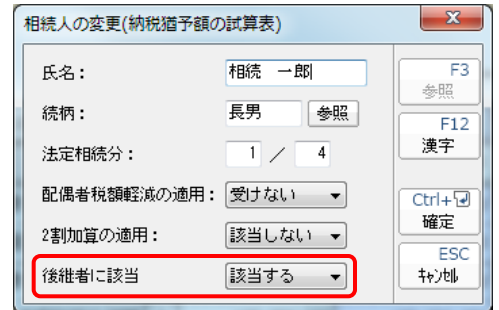


特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予額の試算表

氏名	各人の合計				財産を取得する人			
	相続 次郎 (先代遺業者等)	相続 一郎 (後継者)	相続 花子	財産 幸子	長男 1/ 4	妻 1/ 2	系女 1/ 4	
(内)特例対象株式の価額	1	20,000,000	20,000,000					
取得財産の価額	2	620,000,000	120,000,000	400,000,000	400,000,000			
(内)特例対象株式の価額	3	10,000,000	10,000,000					
相続時特例適用財産の価額	4	100,000,000	100,000,000					
債務及び葬式費用の金額	5	3,000,000		3,000,000				
純資産価額	6	717,000,000	220,000,000	397,000,000	100,000,000			
純資産価額に加重される 暦年課税分の増し財産価額	7							
相続税額	8	717,000,000	220,000,000	397,000,000	100,000,000			
法定相続人の数及び 遺産に係る実配分率	9	3人						
相続税の総額	10	225,050,000						
あん分割合	11	1,000,000,000	0.3068940307	0.553695954	0.1394701939			
算出税額	12	225,050,000	69,052,989	124,609,275	31,387,726			
相続税額の2割加重額 に付される場合の加重金額	13							
暦年課税分の増し 税額控除	14							
配偶者の税額軽減額	15	112,525,000		112,525,000				
その他税額控除	16							
差引税額	17	112,525,000	69,052,989	12,084,275	31,387,726			
相続時特例適用財産の増し 税額控除	18							
各人の相続税額(A)	19	112,524,800	69,052,900	12,084,200	31,387,700			
取得した特例対象株式の価額 ([1]+[3])	20	30,000,000	30,000,000					
債務及び葬式費用の金額 ([5])	21	3,000,000		3,000,000				
取得した財産の価額 ([2]+[4])	22	720,000,000	220,000,000	400,000,000	100,000,000			
控除未済債務額 ([20]+[21]-[22])	23	0	0	0	0			
特定価額 ([20]-[23])	24	30,000,000	30,000,000	0	0			
特定価額に基づく課税額 (後継者=[24], その他=[8])	25	527,000,000	30,000,000	397,000,000	100,000,000			
特定価額に基づく相続税の総額	26	612,850,000	142,575,000	64,200,000	180,825,000			
税額控除 (暦年課税分増し税額控除)	27							
特定価額に基づく算出税額 ([26]/[25]の合計×後継者の[25])	28	8,116,223	8,116,223	0	0			
特定価額に基づく 相続税額の2割加重額	29							
[28]+[29]-[14]	30	8,116,223	8,116,223					
調整額 [12]+[13]-[14]	31	69,052,989	69,052,989					
[27]+[30]-[31]	32	0	0					
納税猶予税額(B)	33	8,116,223	8,116,223					
各人の相続税額 (A)	34	112,524,800	69,052,900	12,084,200	31,387,700			
特例株式等納税猶予税額 (B)	35	8,116,200	8,116,200					
納付税額 [(A)-(B)]	36	104,408,600	60,936,700	12,084,200	31,387,700			

・「特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予額」の試算がおこなえます。

・「財産を取得する人」の入力枠をダブルクリックし、必要な項目を入力します。

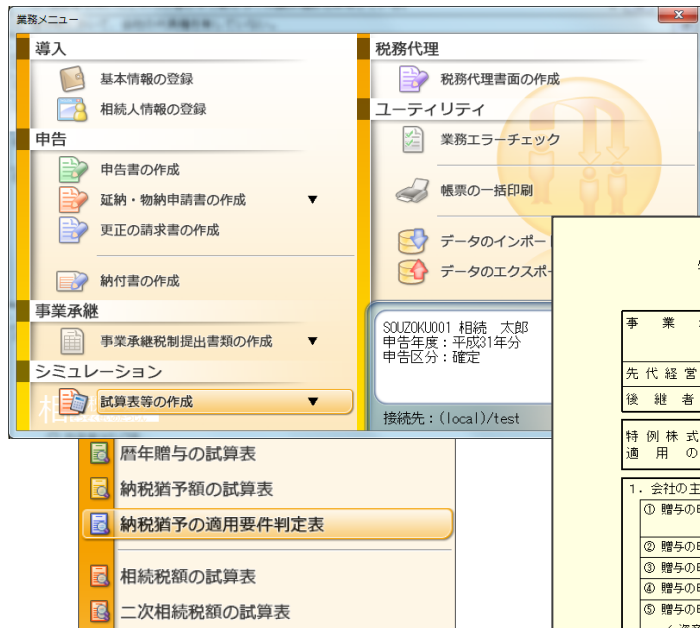


※後継者に該当する場合には、「該当する」を選択してください。

# 3. 「相続税の達人」基本操作（導入～シミュレーション）

## (3) シミュレーション機能

### 3) 特例認定承継会社株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の適用判定



・各項目を入力することで、特例認定承継会社株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の適用判定をおこないます。

特例認定承継会社株式等に係る贈与税の納税猶予の適用要件判定表

基準日 令和 01年05月01日  
(贈与予定日)

事業承継会社	会社名	〇〇商事㈱	議決権を有する株式等の数	100.0000 株 議決権数※1	100 個
先代経営者等(贈与者)	氏名	相続 太郎	※1 総議決権の数、議決事項の全部について議決権を行使できる株主が保有する議決権の合計数をいいます。		
後継者(受贈者)	氏名	贈与 一郎			
特例株式等納税猶予税適用の判定結果	適 (コメント)				

1. 会社の主な要件
  - ① 贈与の時に、中小企業である。【業種目: 製造業・その他 判定項目: [資本金(出資金)] 資本金(出資金): 10,000,000円 従業員: 5人】 適
  - ② 贈与の時に、上場企業、風俗営業企業でない。 適
  - ③ 贈与の時に、常時使用従業員の数が1人以上である。【従業員: 5人】 適
  - ④ 贈与の時に、総収入金額は零を超えている。 適
  - ⑤ 贈与の時に、資産保有会社型会社等(イ、ロ)でない。
    - イ 資産保有型会社: 特定の資産の保有割合が、総額の70%以上の会社 【保有割合: 85.0%】 適
    - ロ 資産運用型会社: 特定の資産からの運用収入が総収入金額の70%以上の会社 【運用収入割合: 80.0%】 適
 ※特定の資産とは、有価証券、自ら私用していない不動産、現金・預金等をいいます。  
 ※常時使用従業員が5名以上いる等の事業実態があるものとして一定の要件を満たす。【 通 】
2. 先代経営者等(贈与者)の主な要件
  - ① 贈与の前のいずれかの日において、会社の代表権を有していたことがある。 適
  - ② 贈与の直前において、次のいずれにも該当している。
    - 先代経営者等と先代経営者等と特別の関係がある者(親族等)で総議決権数を50%以上保有している。【後継者及び後継者と特別の関係がある者(親族等)が贈与後に保有する議決権数: 100個 議決権割合: 100.0%】 適
    - 後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有している。【 通 】

特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予の適用要件判定表

基準日 令和 01年05月01日

事業承継会社	会社名	〇〇商事㈱	議決権を有する株式等の数	100.0000 株 議決権数※1	100 個
先代経営者等(被相続人)	氏名	相続 太郎	※1 総議決権の数、議決事項の全部について議決権を行使できる株主が保有する議決権の合計数をいいます。		
後継者(相続人)	氏名	相続 一郎			
特例株式等納税猶予税適用の判定結果	適 (コメント)				

1. 会社の主な要件
  - ① 相続開始の時に、中小企業である。【業種目: サービス業 判定項目: [資本金(出資金)] 資本金(出資金): 10,000,000円 従業員: 10人】 適
  - ② 相続開始の時に、上場企業、風俗営業企業でない。 適
  - ③ 相続開始の時に、常時使用従業員の数が1人以上である。【従業員: 10人】 適
  - ④ 相続開始の時に、総収入金額は零を超えている。 適
  - ⑤ 相続開始の時に、資産保有会社型会社等(イ、ロ)でない。
    - イ 資産保有型会社: 特定の資産の保有割合が、総額の70%以上の会社 【保有割合: 50.0%】 適
    - ロ 資産運用型会社: 特定の資産からの運用収入が総収入金額の70%以上の会社 【運用収入割合: 50.0%】 適
 ※特定の資産とは、有価証券、自ら私用していない不動産、現金・預金等をいいます。  
 ※常時使用従業員が5名以上いる等の事業実態があるものとして一定の要件を満たす。【 通 】
2. 先代経営者等(被相続人)の主な要件
  - ① 相続開始の前のいずれかの日において、会社の代表権を有していたことがある。 適
  - ② 相続開始の直前において、次のいずれにも該当している。
    - 先代経営者等と先代経営者等と特別の関係がある者(親族等)で総議決権数を50%以上保有している。【後継者及び後継者と特別の関係がある者(親族等)が相続後に保有する議決権数: 100個 議決権割合: 100.0%】 適
    - 後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有している。【 通 】

## 4. 「贈与税の達人」基本操作

## 4. 「贈与税の達人」基本操作

### (1) 基本情報の登録（基本情報タブ）

■ 申告に必要な受贈者の基本情報を入力します。

業務メニュー

導入

基本情報の登録

贈与者の登録

申告

基本情報の登録

接続先 : (local)/test 参照

基本情報 税理士情報

受贈者コード: 000000001 事業者一覧

フリガナ: ソウヨ タロウ

受贈者名: 贈与 太郎

法人個人区分: 個人

申告区分:  確定  修正  その他

データ名称: 確定申告 参照

申告年度: 平成 31 年分

個人番号: 参照

生年月日: 昭和 40 年 01 月 01 日

年齢:  入力 54 歳

性別: 男性

職業: 会社員

利用者識別番号 (e-Tax): 1111-1111-1111-1111 参照

郵便番号: 100 - 0004 参照

フリガナ: トウキョウトチヨダクオオテマチ

住所: 東京都千代田区大手町2-2-2

電話番号: 03 - 1234 - 5678

メールアドレス:

提出税務署: 麹町 税務署 参照

F1 ヘルプ

F3 参照

F6 税務履歴

F9 マスター更新

F12 漢字

Ctrl+Q 確定

ESC キャンセル

・必要項目を手入力します。

※「データ管理の達人」を利用している場合には、「事業者一覧」からデータ管理の達人の事業者データベース名を選択後、「事業者一覧」から受贈者情報を取込むことができます。

贈与税の達人(平成30年分以降用)

「データ管理の達人」より事業者情報を取り込みます。  
対象となる事業者データベースを選択してください。

事業者データベース名: DATABASE(既定) 参照

F3 参照

Enter 確定

ESC キャンセル

事業者一覧

法人個人区分: 個人

11件/21件

事業者コード	事業者名
000000000	テスト
007100003	東京 三都
007100004	千葉 四都
007200005	茨城 五都
007200006	栃木 六都
007300007	群馬 七都
007300008	山梨 八都
007400009	長野 九都
007400010	長野 十都
0101	小笠原群島
15002001	徳島 次都
15002002	心なと 二都
15002003	徳島 次都
15002004	徳島 次都
06002005	徳島 次都
06002006	徳島 次都
06002007	徳島 次都
06002008	徳島 次都
06002009	徳島 次都
06002010	徳島 次都
06002011	徳島 次都
06002012	徳島 次都
06002013	徳島 次都
06002014	徳島 次都
06002015	徳島 次都
06002016	徳島 次都
06002017	徳島 次都
06002018	徳島 次都
06002019	徳島 次都
06002020	徳島 次都

当該データベースに登録されている受贈者コードと一致する事業者を隠して表示する

F5 検索

F9 選択

Enter 確定

ESC キャンセル

※「F9:マスター更新」  
基本情報等で変更した内容をデータ管理の達人の事業者情報へ反映させる場合に使用します。

※「F6:税務履歴」  
・税務履歴を登録することができます。  
・翌期繰越すると前年の税務履歴が自動反映されます。  
・相続税の達人の「第4表の2（暦年課税分の贈与税額控除額の計算書）」にデータ連動します。

## 4. 「贈与税の達人」基本操作

### (2) 贈与者の登録

■ 申告に必要な贈与者の情報を入力します。

贈与者情報の登録

贈与者コード 贈与者名 続柄 年齢 課税区分

贈与者の変更

贈与者コード: 000000011 **事業者一覧**

フリガナ: ソウヨ イチロウ

贈与者名: 贈与 一郎

続柄: 父 ※

生年月日: 昭和 20 年 05 月 01 日

年齢:  入力 78 歳

住所: 東京都目黒区〇〇 **履歴**  
1丁目1番1号

課税区分: 暦年課税

過去に特例税率を適用するため贈与者との続柄を明らかにする書類を提出  
提出年: 年

税務署: 署 **参照**

F1 ヘルプ  
F3 参照  
F6 **履歴**  
F9 更新  
F12 漢字

F6 **新規登録**

・「F6:新規登録」を選択後、「贈与者の新規登録(変更)」画面で必要項目を入力します。

※「データ管理の達人」を利用している場合には、「事業者一覧」からデータ管理の達人の事業者データベース名を選択後、「事業者一覧」から贈与者情報を取込むことができます。

贈与税の達人(平成30年分以降用)

「データ管理の達人」より事業者情報を取り込みます。  
対象となる事業者データベースを選択してください。

事業者データベース名: DATABASE(既定) **参照**

F3 参照 Enter 確定 ESC 転場

事業者一覧

法人種別区分: (個人) 21件/21件

事業者コード	事業者名
00000000	テスト
007100000	埼玉 三郎
007100004	千葉 田部
007200005	茨城 五郎
007200006	栃木 六郎
007300007	群馬 七郎
007300008	山梨 八郎
007400009	静岡 九郎
007400010	愛知 十郎
0101	みかか株式会社
15000001	東京 太郎
15000002	山梨 二郎
15000003	神奈川 三郎
15000004	埼玉 四郎
GENA00002	埼玉 太郎
KOUJIN0001	法人太郎
SHOKU0001	商社 太郎
SHOKU0002	年商 太郎

当データベースに登録されている受贈者コードと一致する事業者も併せて表示する

F3 検索 F9 選択 Enter 確定 ESC 転場

※追加で登録する贈与者の住所が既に登録している贈与者と同じ場合、「F6:履歴」か住所の「履歴」から住所を取込むことができます。

※過去に特例税率を適用するため贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、チェックを入れ、提出年と税務署の登録を行います。

## 4. 「贈与税の達人」基本操作

### (3) 取得財産の登録

#### ① 直接登録

取得財産の新規登録

種類: 現金・預貯金等 金額:  入力 5,000,000 円

取得年月日: 令和 01年 05月 01日

贈与者: 贈与 一郎

財産区分:  入力 特種贈与財産

非課税の適用

非課税区分:

非課税額:  円

・「F6:新規登録」を選択後、「取得財産の新規登録」画面で必要項目を入力します。

※取得財産が非課税の適用対象財産の場合、「非課税の適用」にチェックを入れ、「非課税区分」を選択後、「非課税額」を入力します。

非課税の適用

非課税区分: 住宅取得等資金の非課税

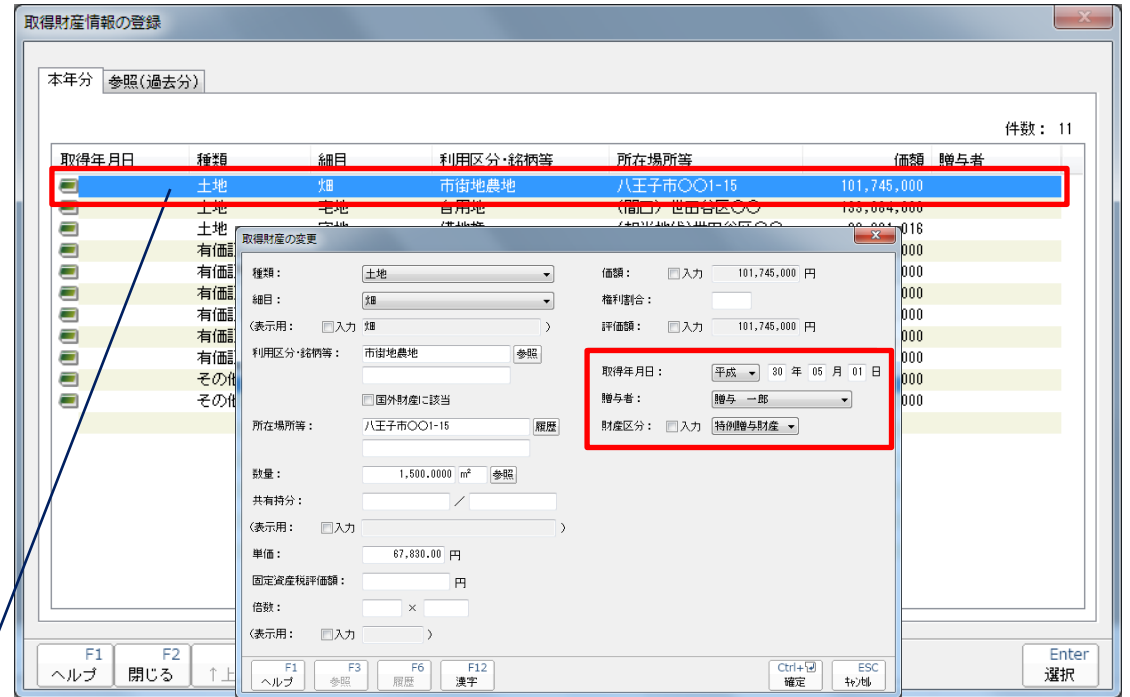
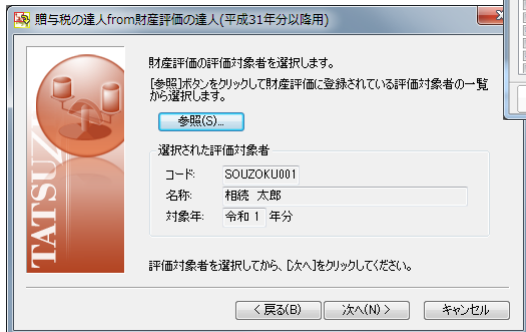
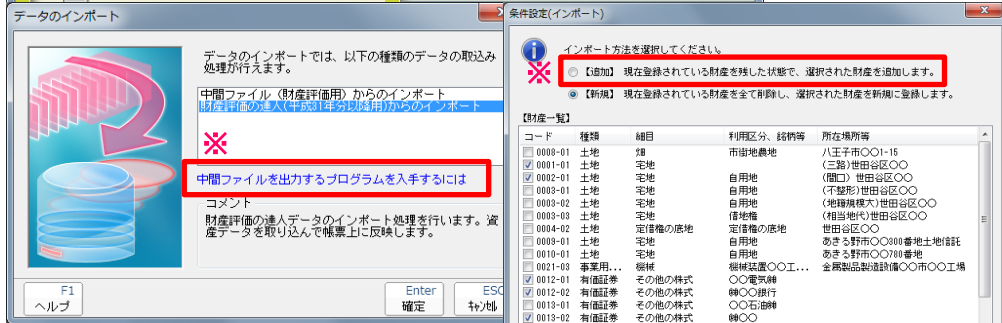
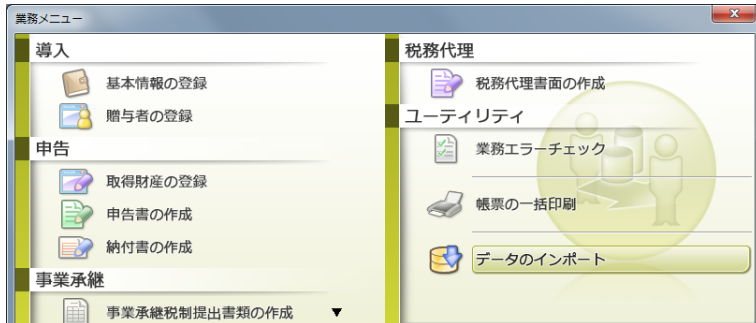
非課税額: 5,000,000 円



# 4. 「贈与税の達人」基本操作

## (3) 取得財産の登録

### ② 財産評価の達人からのデータインポート

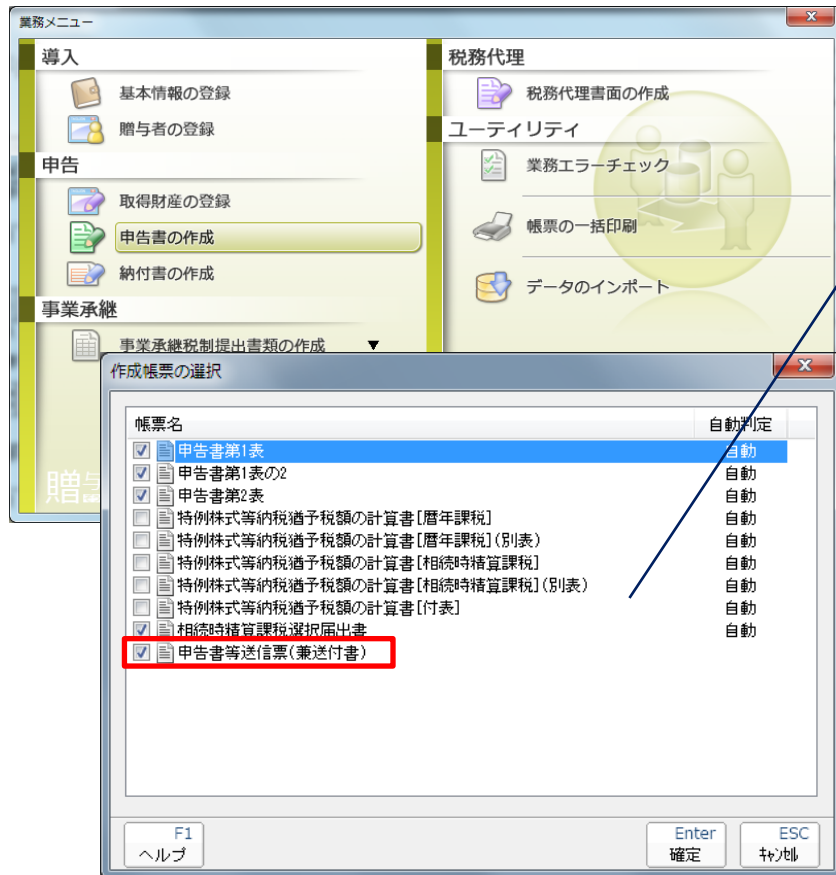


・「取得財産情報の登録」画面にデータが取り込まれます。  
・取り込まれたデータをダブルクリックし、「取得年月日」「贈与者」を入力します。

・業務メニューから「データのインポート」を選択します。  
・「条件設定 (インポート)」では、財産評価の達人で登録した財産のうち取り込むデータを選択します。  
※財産に追加等があった場合は、「追加」を選択します。  
※連動コンポーネントは、「中間ファイルを出力するプログラムを入手するには」からダウンロードします。

## 4. 「贈与税の達人」基本操作

### (4) 申告書の作成



- ・「申告書の作成」をクリックします。
- ・「作成帳票の選択」画面が表示されますので、「確定」をクリックします。

※帳票は、登録した取得財産に基づき自動で選択されます。  
※「申告書等送信票(兼送付書)」は、基本情報に利用者識別番号が登録されている場合、初期値としてチェックが入ります。  
利用者識別番号を入力していない場合には、チェックを入れてください。

# 4. 「贈与税の達人」基本操作

## (4) 申告書の作成

### ① 第一表

・ 「 贈与者の編集」 「 取得財産の編集」 ボタンで、贈与者や取得財産の編集・確認が行えます。

・ 「外国税額の控除額」や「医療法人持分税額控除額」などは、直接金額を入力してください。

# 4. 「贈与税の達人」基本操作

## (4) 申告書の作成

### ② 第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

贈与者の編集 取得財産の編集

平成30年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書) F D 4 7 4 4

受贈者の氏名 贈与 太郎

提出用

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、口の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>フリガナの最後1文字または「一」で「一」字分とし、姓と名の順は一字空けて記入してください。</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 東京都目黒区〇〇 1丁目1番1号		平成30年02月01日 15000000
氏名 贈与 佳子 生年月日 3020101	続柄 4 (注1) 父母 祖父母 上記以外 印を記入します。	
明細①: 大正②, 昭和③, 平成④ 住宅取得等資金の合計額 ③①		15000000
住所		
氏名		
明細①: 大正②, 昭和③, 平成④ 住宅取得等資金の合計額 ③②		
住宅資金非課税 新築・取得・増改築等 限度額(注2)に係る契約年月日 平成30年05月01日 ③③		12000000
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) ③④		0
住宅資金非課税限度額の残額(③③-③④) ③⑤		12000000
贈与の金額の適用を受ける者別の非課税	③⑦のうち非課税の適用を受ける金額	12000000
	③⑧のうち非課税の適用を受ける金額	
	非課税の適用を受ける金額の合計額(③⑦+③⑧) (③⑧の金額を限度とします。)	12000000
贈与者の申告する課税金額	③⑨のうち課税価額に算入される金額(③①-③⑦)	
	③⑩に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	3000000
	③⑪のうち課税価額に算入される金額(③②-③⑧)	
	③⑫に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	

第一表の二 (平成30年分用) (第一表の一は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

- ・「新築・取得・増改築等に係る契約年月日」と「住宅資金非課税限度額」を入力します。
- ・平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額がある場合に入力します。

# 4. 「贈与税の達人」基本操作

## (4) 申告書の作成

### ③ 第二表（相続時精算課税の計算明細書）

平成 31 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書) F D 4 7 3 4

受贈者の氏名 贈与 太郎

提出用

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、相続特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

種類	種目	取得区分	数量	単価	財産を取得した年月日	
					年	月
現金、預貯金等	普通預金				平成 31 年 0 2 月 0 1 日	
住所					財産の価額	
東京都目黒区〇〇					円	
1丁目1番1号					円	
氏名					円	
贈与 住子					円	
続柄					円	
生年月日					円	
財産の価額の合計額 (課税価格)					円	
特別控除額の計算					円	
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)					円	
特別控除額の控除 (2,500万円 - ②)					円	
特別控除額 (②の金額と③の金額のいずれか低い金額)					円	
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円 - ③ - ②)					円	
②の控除後の課税価格 (② - ③) 【1,000円未満切捨て】					円	
④に対する税額 (④ × 20%)					円	
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)					円	
差引税額 (④ - ⑤)					円	

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況

特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	課税を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (相続時精算課税選択届出書に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します)
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

※ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※ 税務署整理機

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 名簿 〇〇〇〇〇〇 届出番号 〇〇〇〇〇〇 - 〇〇〇〇〇〇

財産種目コード 〇〇〇〇〇〇 確認

※欄には記入しないでください。(資5-10-2-1-A4統一)

・申告書に記載の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告がある場合には、申告した税務署名等の必要項目を入力します。

※贈与者の登録で、課税区分が「相続時精算課税」を選択した場合に作成できます。

# 4. 「贈与税の達人」基本操作

## (4) 申告書の作成

### ④ 相続時精算課税選択届出書

印刷 拡大 縮小 100% 贈与 住子

ご注意：電子申告では「添付書類」の情報が存在しないためチェックをしても電子申告データに変換されません。

### 相続時精算課税選択届出書

平成30年分以降用

住所 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-2 電話 (03) 1234-5678

贈与者 フリガナ ソウヨ タロウ 氏名 贈与 太郎 (生年月日) (大) 02 年 01 月 01 日

特定贈与者との続柄 子

私は、下記の特定贈与者から平成31年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	東京都目黒区〇〇 1丁目1番1号
フリガナ	ソウヨ ケイコ
氏名	贈与 佳子
生年月日	明・大(02)・平・令 02年01月01日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時点の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときは、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)~(4)の全ての書類が必要となります。  
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。  
(書類の添付がなされていないか確認の上、□に1印を押し添付してください。)

- (1)  受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
  - ① 受贈者の氏名、生年月日
  - ② 受贈者が特定贈与者の直系尊属である推定相続人又は孫であること
  - ③ 相続特別措置法第70条の7の5(非上場株式等)についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特別指定受贈者(②に該当する者を除きます。)が同法第70条の2の7(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合は、「②の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により同法第70条の7の5第1項に規定する特別指定受贈者上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。
- (2)  受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3)  特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
  - ① 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合は、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。
  - ② (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。
- (4)  特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 1 相続特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住居取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合は、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。  
2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合は、特定贈与者が20歳に達した時以後(相続特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。))又は平成19年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額も、相続税の課税価額に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。))。

作成税理士 電話番号

※ 税務署整理欄 届出番号 名簿 確認

※欄には記入しないでください。(資5-42-A441)

・贈与者の登録で、「当贈与者から初めて相続時精算課税適用財産の贈与を受ける」にチェックを入れた場合に作成できます。

### 贈与者の変更

贈与者コード: 0000000013 事業者一覧

フリガナ: ソウヨ ケイコ

贈与者名: 贈与 佳子

続柄: 祖母 ※

生年月日: 昭和 02年01月01日

年齢:  入力 32 歳

住所: 東京都目黒区〇〇 1丁目1番1号 履歴

課税区分: 相続時精算課税

当贈与者から初めて相続時精算課税適用財産の贈与を受ける

Enter 確定 ESC キャンセル

・「添付書類」を全て選択します。

### 添付書類

- (1) 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類
- (2) 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類
- (3) 特定贈与者の住民票の写しその他の書類
- (4) 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類

Enter 確定 ESC キャンセル

# 4. 「贈与税の達人」基本操作

## (4) 申告書の作成

### ⑤ 申告書等送付票 (兼送付書)

申告書等	送信 (送付) 書類名	提出区分			
		電子	イメージ	郵送等	
申告書	第一表 (兼贈与税の額の計算明細書)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第一表の二 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第一表の三 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第二表 (相続時精算課税の計算明細書)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第三表 (修正申告書・別表)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第三表 (修正申告書・別表の付表)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	計算書等	農地等の贈与税の納税額計算書の計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		株式等納税額計算書の計算書 (贈与税)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		特例株式等納税額計算書の計算書 (贈与税)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		医療法人持分納税額計算書・税額控除額の計算書 (贈与税)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添付書類	相続時精算課税届出書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	受贈者の戸籍の謄本又は抄本 (注)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	配偶者控除の特例関係書類 (次に掲げる書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	受贈者の戸籍の謄本又は抄本 (贈与を受けた日から10日を経過した日以降に作成されたもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	受贈者の戸籍の謄本の写し (贈与を受けた日から10日を経過した日以降に作成されたもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	控除の対象となった居住用不動産に関する登記事項証明書その他の書類で受贈者が当該居住用不動産を取得したことを証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	付書等	相続時精算課税関係書類 (次に掲げる書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		受贈者の戸籍の謄本又は抄本 (注)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		受贈者の戸籍の附票の写し (注)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		贈与者の住民票の写し (注)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
贈与者の戸籍の附票の写し (注)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
住宅取得等資金非課税関係書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
農地等納税額計算関係書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
株式等納税額計算関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
特例株式等納税額計算関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
医療法人持分納税額計算書・税額控除関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
その他		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
特記事項					

・ 「**帳票設定**」 ボタンで記載方法の選択ができます。

帳票設定

①記載方法の選択

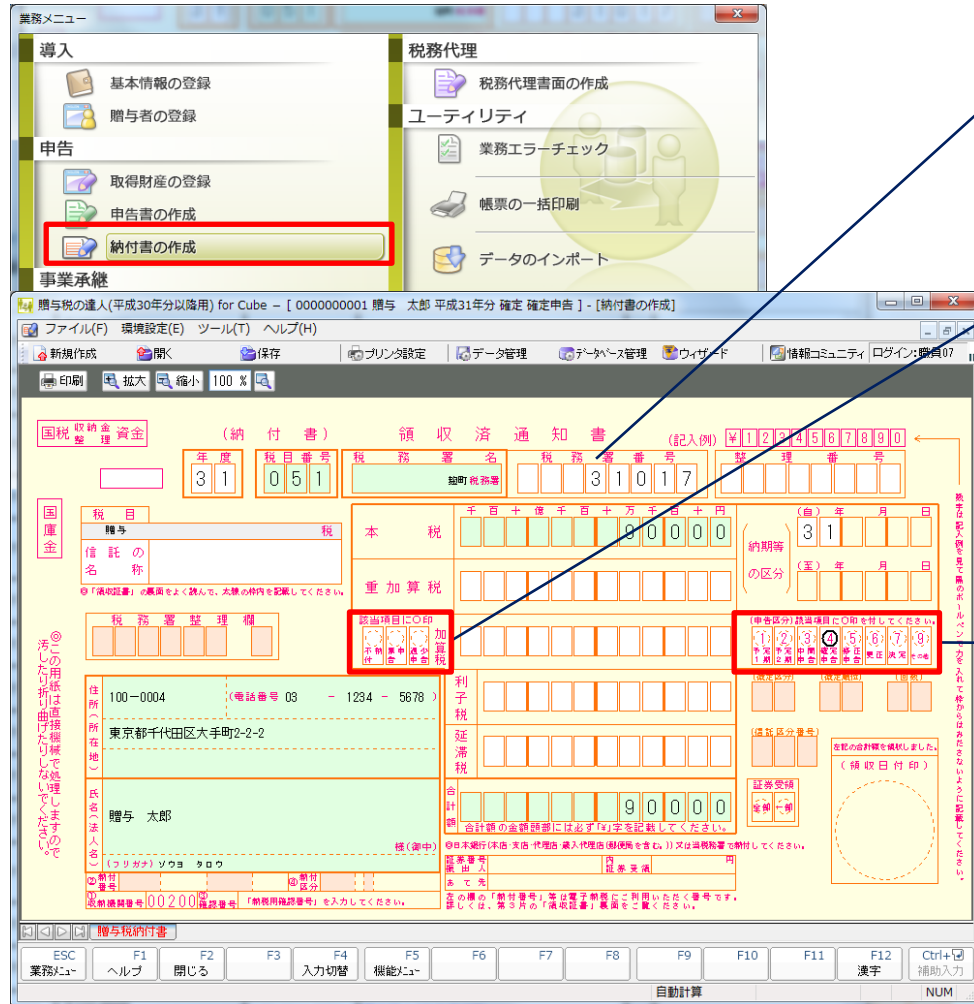
- 帳票の作成状態より自動設定する
- 手入力で作成する

※送信 (送付) 書類名に名称がないものは、「その他」に追記します。

※申告書等の提出区分を変更・追加したい場合には、「手入力で作成する」を選択してください。

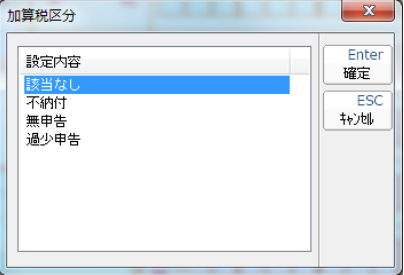
# 4. 「贈与税の達人」基本操作

## (5) 納付書の作成

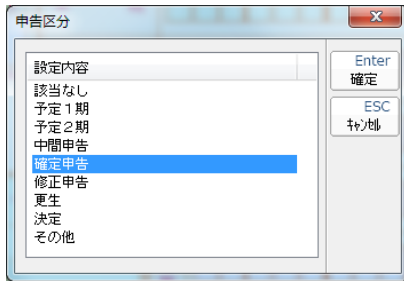


・納付書の作成を選択すると、「(納付書)領収済通知書」が表示されます。  
※重加算税、加算税、利子税、延滞税の金額等は、手入力します。

・赤枠部分をダブルクリックし、該当するものを選択します。



・赤枠部分をダブルクリックし、該当するものを選択します。



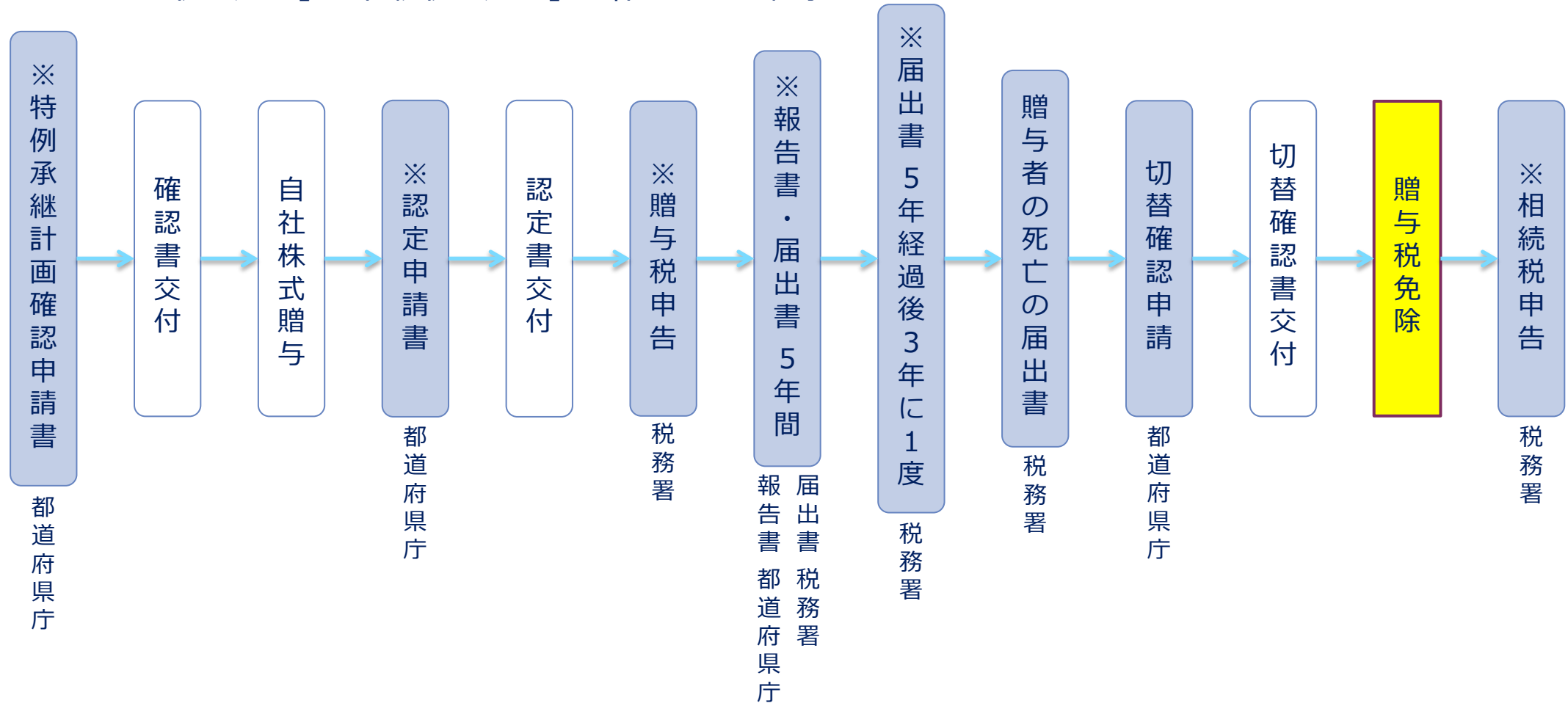


## 4. 「贈与税の達人」基本操作

### (6) 事業承継税制提出書類の作成

特例納税猶予の適用を受ける場合の手続きの流れ

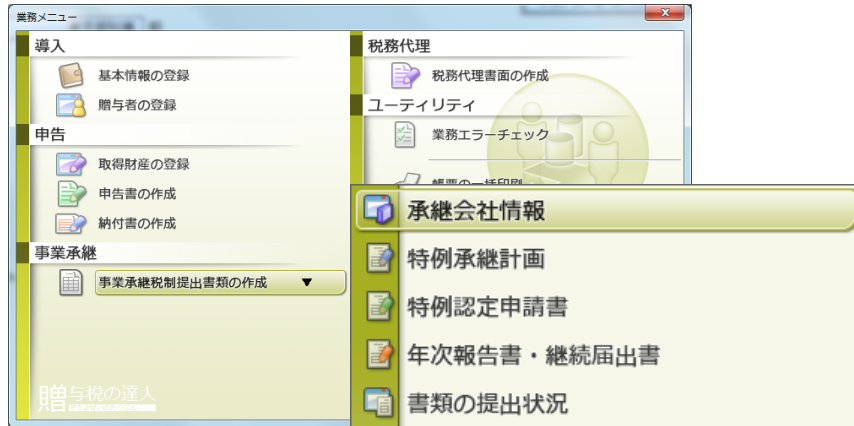
※「贈与税の達人」「相続税の達人」で作成できる帳票



## 4. 「贈与税の達人」基本操作

### (6) 事業承継税制提出書類の作成

#### ① 承継会社登録



- ・「事業承継税制提出書類の作成」を選択し、「承継会社情報」をクリックします。
- ・「承継会社情報」画面が表示されるので、必要項目を入力します。
- ・「贈与者名」「適用年度」は「▼プルダウン」で選択します。

特例贈与者区分	贈与者名	適用年度
第1種特例贈与者	承継 親男	平成 30年
第2種特例贈与者①	承継 太郎	平成 30年
第2種特例贈与者②		年
第2種特例贈与者③		年
第2種特例贈与者④		年
第2種特例贈与者⑤		年

# 4. 「贈与税の達人」基本操作

## (6) 事業承継税制提出書類の作成

### ② 特例承継計画（2023年3月31日までに主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁へ提出すべきもの）

#### 様式第21 施行規則第17条第2項の規定による確認申請書

#### (別紙) 認定経営革新等支援機関による所見等

様式第21 施行規則第17条第2項の規定による確認申請書  
(特例承継計画)

平成 30 年 07 月 01 日

東京都知事 殿

郵便番号 171 - 0000  
会社所在地 東京都豊島区〇〇1-1-2

会社名 (株)事業承継  
電話番号 03 - 3985 - 0000  
代表者の氏名 承継 親男 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項第1号の確認を受けたので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について	主たる事業内容	機械部品製造
資本金額又は出資の総額		10,000,000 円
常時使用する従業員の数		30 人

2 特例代表者について	特例代表者の氏名	承継 親男
代表権の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (退任日 年 月 日)

3 特例後継者について	特例後継者の氏名 (1)	承継 親男
特例後継者の氏名 (2)		
特例後継者の氏名 (3)		

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期 (予定)	平成 30年09月 ~ 平成 30年10月
当該時期までの経営上の課題	工作機械向けパーツを中心に需要は好調だが、原材料の値上りが続き、利益率が低下している。人手不足問題が引き続き顕著であり、急激な値上げが生産の強い依存度となり、従業員が離業で対応している。新卒採用の応募が減少していることから、外国人研修生の受け入れを検討したが、まだ十分な戦力になっていない。
当該課題への対応	原材料の値上がりに伴い、販売元との価格交渉を継続的に行っていく。併せて設備の入れ替えによって、生産効率を上げコストダウンを図っていく。 人材確保のため、地元商校での説明会への参加を増やすなどリクルード活動を積極的に行う。また、外国人研修生のスキルアップのために、教育研修の費用を行う。

5 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1年目	新型CAD、CNC設備の導入により、製品の精度と生産性の効率化とともに、新製品の提案力を強化し単価の向上を図る。
2年目	オリジナルブランド開発に一定の結論を出し、商品販売を開始する。
3年目	技術実習生の受け入れについて総括を行い、人材採用の方向性について議論する。
4年目	3年間の実績を踏まえ、新工場の建設を目指す。 少数株主からの株式の買い取りを行う。
5年目	新工場稼働による効果と今後の方向性についてレビューを行う。

(別紙) 認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関ID番号	123456789012
認定経営革新等支援機関の名称	税理士 税務 太郎 印
(機関が法人の場合) 代表者の氏名	
住所又は所在地	東京都文京区〇〇1-2-3 達人会計事務所

2 指導・助言を行った年月日

平成 30 年 06 月 10 日

3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

大半の株式は、現代表取締役兼親男が保有しているが、一部を現代表者の友人が所有しているため買取りを行って安定した経営権を確立する必要がある。  
原材料の値上がりは収益力に影響を与えているため、業務フローの改善によりコストダウンを行うとともに、取引先との価格交渉を断続的に行っていく必要がある。原材料価格の推移をまとめ、値上げが必要であることを説得力を持って要求する必要がある。  
新工場の建設については、新工場稼働による増産等に対する取引先への対応を見極める必要があり、最終商品の需要を確認するとともに経営計画の支援を行っていく。

- ・業務メニューの「事業承継税制提出書類の作成」を選択し、「特例承継計画」をクリックします。
- ・「特例承継計画」画面が表示されるので、必要項目を入力します。

# 4. 「贈与税の達人」基本操作

## (6) 事業承継税制提出書類の作成

### ③ 特例認定申請書（贈与日の属する年の翌年の1月15日までに本社が所在する都道府県庁へ提出すべきもの）

様式第7の3 第一種特例贈与認定中小企業者に係る認定申請書

様式第7の3 第一種特例贈与認定中小企業者に係る認定申請書	
東京都知事 殿	平成 30 年 10 月 10 日
郵便番号 171 - 0000 会社所在地 東京都豊島区〇〇1-1-2	承継 雄男
会社名 (株)事業承継 電話番号 03 - 3995 - 0000 代表者の氏名 承継 雄男	
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（同法施行規則第6条第1項第1号の事由に係るものに限る。）を要したので、下記のとおり申請します。	
記	
1 特別承継計画の確認について	
特例認定申請書の確認の有無 確認の年月日及び番号 特別代表者の氏名 特別後継者の氏名	有 無 平成 30年09月10日 12345 承継 雄男 承継 雄男
2 贈与者及び第一種特例贈与認定申請書について	
贈与の日 第一種特例贈与認定申請書提出日 贈与申告期限 第一種特例贈与認定申請書事業年度 総株主等議決権数	平成 30年10月01日 平成 30年10月15日 平成 31年03月15日 平成 30年04月01日から 平成 31年03月31日まで 贈与の直前 (a) 1,000 個 贈与の時 (b) 1,000 個 567,000 株 (円) 1,000,000 株 (円) 867,000 株 (円) 100,000 株 (円)
右欄は第一種特例贈与認定申請書提出日（贈与の日）に於ける贈与者の所有する当該株主等議決権の数（(a)）及び、贈与の際に承継者が有していた株主等議決権の数（(b)）とを比較し、(a)の数が(b)の数を超える場合は、(a)-(b)の差額を議決権数とする。	

(別紙1) 認定中小企業者の特定資産等について

認定中小企業者の特定資産等について					
主たる事業内容 機械部品製造	10,000,000 円				
資本金の額又は出資の総額	10,000,000 円				
認定申請基準事業年度（平成 29年04月01日から 平成 30年03月31日まで）における特定資産等に関する明細表					
種類	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入	
有価証券	特別子会社の株式又は持分 (47)を除く。）	(1)	5,000,000 円	50,000 円	
	資産性特別子会社の株式 運用収入に算入する特別子会社の株式又は持分 (47)	(2)	円	円	
	特別子会社の株式又は持分 以外のもの	(3)	10,000,000 円	60,000 円	
不動産	現在自ら使用しているもの	(4)	551,500,000 円	円	
	現在自ら使用していないもの	(5)	25,250,000 円	2,400,000 円	
ゴルフ場その他の施設の用に供することし て目的として有するもの	(6)	円	円	円	
事業の用に供することし て目的として有するもの	(7)	円	円	円	
絵画、彫刻、工芸品その他の 有形の文化的所産である不動産、 貴金属及び宝石	(8)	円	円	円	
	(9)	円	円	円	
現金及び預貯金その他これらに 類する資産	(10)	円	550,000,000 円	円	
経営承継受贈者及び当該 経営承継受贈者に係る 関係会社等（贈与税制 第14条第12項第2号イに 掲げる者をいう。）に対 する貸付金及び貸付金そ の他これらに関する資産	(11)	円	円	円	
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)	395,250,000 円	特定資産の運用収入の合計額	(26)=(13)+(14)+(16)+(18)+(19)+(21)+(22)	2,460,000 円
資産の帳簿価額の総額	(24)	800,000,000 円	総収入金額	(26)	500,000,000 円
認定申請基準事業年度終了の日以前の期間を 除く。）は認定申請基準年度における関係会社 に対して支払われた剰余金の配当及び増資本質となる給付金 に対する割合	(25)=(23)+(27)+(28)/((24)+(25)+(28))	48.1 %	特定資産の運用収入の合計額 が総収入金額に占める割合	(30)=(26)/(26)	0.4 %
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）	450,000,000 円				
やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合					
該当した日	年 月 日				
その事由					
届出済時期	年 月 日				

(別紙2) 認定中小企業者の常時使用する従業員の数及び特別子会社について

認定中小企業者の常時使用する従業員の数及び特別子会社について	
1 認定中小企業者が常時使用する従業員の数について	
常時使用する従業員の数	30 人
厚生年金保険の被保険者の数	34 人
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である従業員の数	0 人
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	0 人
役員（使用人兼役員を除く。）の数	4 人
2 贈与の時以後における認定中小企業者の特別子会社について	
区分	特定特別子会社にて <input checked="" type="checkbox"/> 是認 非該当
会社名	継承サービス(株)
会社所在地	東京都豊島区〇〇1-1-2
主たる事業内容	〇〇機械の保守サービス
資本金の額又は出資の総額	5,000,000 円
常時使用する従業員の数	10 人
総株主等議決権数	(a) 500 個
氏名（会社名）	住所（会社所在地）
(株)事業承継	東京都豊島区〇〇1-1-2
(b)	500 個
(b)/(a)	100.0 %
(b)	個
(b)/(a)	%
(b)	個
(b)/(a)	%
(b)	個
(b)/(a)	%
(b)	個
(b)/(a)	%
(b)	個
(b)/(a)	%
(b)	個
(b)/(a)	%
(b)	個
(b)/(a)	%
(b)	個
(b)/(a)	%
(b)	個
(b)/(a)	%
(b)	個
(b)/(a)	%
(b)	個
(b)/(a)	%
(b)	個
(b)/(a)	%
(b)	個
(b)/(a)	%
(b)	個
(b)/(a)	%

# 4. 「贈与税の達人」基本操作

## (6) 事業承継税制提出書類の作成

### ④ 年次報告書・継続届出書（年次報告書：年1回都道府県庁へ提出（申告期限後5年間））

様式第11 年次報告書

様式第11 年次報告書

平成 31 年 03 月 20 日

東京都事 殿

郵便番号 171 - 0000  
 会社所在地 東京都豊島区〇〇1-1-2  
 会社名 (株)事業承継  
 電話番号 03 - 3985 - 0000  
 代表者の氏名 承継 継男 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第1項又は第3項の規定（当該規定が準用される場合を含む。）により、下記の種別に該当する報告者として別紙の事項を報告します。

記

報告者の種別と申請基準日等について

報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者 <input checked="" type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者
--------	---	--

認定年月日及び番号	平成 30年02月10日 ( )
認定申請基準日	年 月 日
報告基準日	平成 31年03月15日
報告基準期間	年 月 日から 平成 31年03月15日
報告基準事業年度	年 月 日から 年 月 日

(別紙1) 第一種特例贈与認定中小企業者に係る報告事項①

(別紙1) 第一種特例贈与認定中小企業者に係る報告事項①  
 (認定年月日：平成 30年02月10日、認定番号： )

1 経営承継受贈者（経営承継相続人）について

贈与報告基準日（相続報告基準日）における総株主等議決権数	(a)	100	個
氏名	承継 継男		
住所	東京都豊島区〇〇1-1-1		
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b) + (c)	100	個
	(b) + (c) / (a)	100.0	%
贈与報告基準日（相続報告基準日）における保有議決権数及びその割合	(a)	100	個
	(a) / (a)	100.0	%

適用を受ける相続特別贈与法の規定及び当該規定の適用を受ける特方式等に係る議決権数(41)  
 (本認定番号の認定に係る特方式等に係る議決権数のみを記載。)

<input type="checkbox"/> 第70条の7	<input type="checkbox"/> 第70条の7の5	100	個
<input type="checkbox"/> 第70条の7の2	<input type="checkbox"/> 第70条の7の6		
<input type="checkbox"/> 第70条の7の4	<input type="checkbox"/> 第70条の7の8		

(41)のうち贈与報告基準日（相続報告基準日）までに譲渡した数

氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
		(c)
		(c) / (a)
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者		(c)
		(c) / (a)
		(c)
		(c) / (a)

2 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をする前に、当該認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をしている場合には記載すべき事項について

<input type="checkbox"/> 該当無し <input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定株式再贈与	氏名	認定日	左記認定番号	左記認定を受けた特方式
認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

3 認定中小企業者について

主たる事業内容	機械部品製造	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額	1 円	
贈与報告基準日（相続報告基準日）における資本金の額又は出資の総額	10,000,000 円	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）と比べて減少した場合にその理由		
贈与報告基準日（相続報告基準日）における準備金の額	0 円	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）と比べて減少した場合にその理由		
贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数	(a) + (b) + (c) - (d) 人	
厚生年金保険の被保険者の数	(a) 人	
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である者の数	(b) 人	
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c) 人	
役員（使用人兼役員を除く。）の数	(d) 人	
各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数	1 回目 ( 年 月 日 )	(イ) 人
	2 回目 ( 年 月 日 )	(ロ) 人
	3 回目 ( 年 月 日 )	(ハ) 人
	4 回目 ( 年 月 日 )	(ニ) 人
	5 回目 ( 年 月 日 )	(ホ) 人
5年平均人数	((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ))/5	
各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数	1 回目 ( 年 月 日 )	(イ) 人
	2 回目 ( 年 月 日 )	(ロ) 人
	3 回目 ( 年 月 日 )	(ハ) 人
	4 回目 ( 年 月 日 )	(ニ) 人
	5 回目 ( 年 月 日 )	(ホ) 人
5年平均人数	((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ))/5	
贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	

- ・業務メニューの「事業承継税制提出書類の作成」を選択し、「年次報告書・継続届出書」をクリックします。
- ・「作成対象者一覧」から作成する贈与者を選択後、「年次報告書」が表示されるので、必要項目を入力します。

# 4. 「贈与税の達人」基本操作

## (6) 事業承継税制提出書類の作成

### ④ 年次報告書・継続届出書（年次報告書：年1回都道府県庁へ提出（申告期限後5年間））

(別紙1) 第一種特例贈与認定中小企業者に係る報告事項①

4 贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中における特別子会社について		特定特別子会社に	<input type="checkbox"/> 該当 / <input type="checkbox"/> 非該当
区分			
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
総株主等議決権数		(a)	個
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(b) 個
			(b)/(a) %
			(b) 個
			(b)/(a) %
			(b) 個
			(b)/(a) %
			(b) 個
			(b)/(a) %
			(b) 個
		(b)/(a) %	
5 会社法第100条第1項第9号に掲げる事項について定めがある種類の株式について			
会社法第100条第1項第9号に掲げる事項について定めがある種類の株式(42)の発行の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
(42)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	

(別紙2) 第一種特例贈与認定中小企業者に係る報告事項②

第一種特例贈与認定中小企業者に係る報告事項② (認定年月日：平成 30年02月10日、認定番号： )					
1 認定中小企業者における特定資産等について					
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表					
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入	
有価証券	特別子会社の株式又は持分 （(4)を除く。）		(1) 円	(12)	円
	資産信託子会社又は資産 運用子会社に該当する特 別子会社の株式又は持分 （(4)）		(2) 円	(13)	円
	特別子会社の株式又は持分 以外のもの		(3) 円	(14)	円
不動産	現に自ら使用しているもの		(4) 円	(15)	円
	現に自ら使用していない もの		(5) 円	(16)	円
ゴルフ場その他の 施設の利用に 関する権利	事業の用に供することを 目的として有するもの		(6) 円	(17)	円
	事業の用に供することを 目的としない有するもの		(7) 円	(18)	円
絵画、彫刻、 工芸品その他の 有形の文化的所 産である動産	事業の用に供することを 目的として有するもの		(8) 円	(19)	円
	事業の用に供することを 目的としない有するもの		(9) 円	(20)	円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他 これらに類する資産		(10) 円	(21)	円
	経営承継受贈者（経営承継 相談人）及び当該経営承継 受贈者（経営承継相談人） に係る関係人等（施行 規則第15条第1項第3号に 掲げる者を含む。）に付す る貸付金及び手形金その他 これらに類する資産		(11) 円	(22)	円
特定資産の帳簿価額の合計額 (23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+ (10)+(11)			円	特定資産の運用収入の合計額 (25)=(13)+(14)+(16)+(18)+ (20)+(21)+(22)	
資産の帳簿価額の総額 (24)			円	総収入金額 (26)	
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間 （贈与（相続）開始の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承 継相談人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相談人）に係る関係人等 に対して支払われた贈与金の総額及び手形金を算入した金額の全額			剰余金の配当等 (27) 円		
特定資産の帳簿価額等の合計 (28)=(23)+(27)+(24)			損金不算入となる総額 (28) 円		
特定資産の帳簿価額等の合計 が資産の帳簿価額等の総額 に対する割合			特定資産の運用収入の合計額 が総収入金額に占める割合 (30)=(25)/(26)		
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）			円		
2 やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合					
該当した日		年 月 日			
その事由					
届出見込時期		年 月 日			
3 前回の年次報告時にやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合					
解消の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

# 4. 「贈与税の達人」基本操作

## (6) 事業承継税制提出書類の作成

### ④ 年次報告書・継続届出書（継続届出書：年1回税務署へ提出（申告期限後5年間）、6年目以降は3年に1回提出）

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）

※ 欄には記入しないでください。

税務署 受付印

豊島 税務署長 〒171-0000 届出者 住所 東京都豊島区〇〇1-1-1

氏名 承継 親男 印 (電話番号 03 - 3984 - 0000)

種別特別措置法 第40条の7の第1項の規定による贈与税・相続税の納税の猶予を引き続き受けたいので、第7項の7の第1項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

非上場株式等の贈与を受けた年月日 年 月 日 年 月 日

贈与者 住所 東京都豊島区〇〇1-1-1 氏名 承継 親男

被相続人 住所 東京都豊島区〇〇1-1-1 氏名 承継 親男

この届出書は、特例認定（贈与・相続）承継会社・贈与者・被相続人ごとに作成してください。

1 経営（贈与・相続）報告基準日（以下「基準日」といいます。） 平成 31年 03月 15日

2 1の基準日における贈与中贈与税額 円

3 1の基準日において有する特例対象（贈与・相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の残又は金額 円

【非上場株式等の内訳等】

非上場株式等の内訳等	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	上記の贈与者名簿または株式名簿の残又は金額
イ				円
ロ				円

4 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 (株)事業承継

5 1の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例認定承継者につき納税の猶予に係る納税の滞りした贈与中贈与税・相続税額がある場合、差額納税・追加納税に係る贈与税・相続税額の通知があった場合は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その通知を「納税の滞りに係る納税の滞りした贈与中贈与税・相続税額、差額納税・追加納税により免除された贈与中贈与税額・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（特例措置）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る基準日における次の書類

- 定款の写し
- 登記事項証明書（基準日以降に作成されたものに限り。）
- 株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る最大権の叙の承認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り。）
- 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社の経営対外決算及び決算書
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18項、第22項、第24項若しくは第27項において適用する同条第2項又は同規則第12条第20項、第22項、第25項若しくは第27項において適用する同条第4項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確定申告書
- 基準日が特例認定（贈与・相続）承継期間の末日であり、種別特別措置法施行規則第23条の12の2第15項第6号、同規則第23条の12の3第15項第6号（同規則第23条の12の5第15項において適用する場合は含みます。）の規定に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第23条の12の3第15項第6号の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確定申告書の写し
- 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日（基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限）の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割報告書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、契約の写し

(注) 基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日がいずれか早い日以前である場合は④及び⑤の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合は⑥の書類の提出は必要ありません。

関与税理士 法人会計事務所 電話番号 03-1234-1234  
税理士 税務 次郎

※ 連続日付印の年月日 確認印 入力 確認 納税番号

年 月 日

(資12④-38-A4統一)

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）

※ 欄には記入しないでください。

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書は、次のとおりです。

特例認定（贈与・相続） (株)事業承継 本店 東京都豊島区〇〇1-1-2  
承継会社の名称 (変更前) 所在地 (変更前)

この届出書提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日 ① 直前の事業年度 ② 2期前の事業年度 ③ 3期前の事業年度  
までに終了する各事業年度における総収入金額 円 円 円

経営（贈与・相続）報告基準日（以下「基準日」といいます。）の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、経営（贈与・相続）報告基準日の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日 事由

※ 基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と、当該「非上場株式等」についての納税の滞り及び免除の特例の適用に係る納税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日がいずれか早い日の翌日以後である場合には、その基準日の属する事業年度の直前の事業年度における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

※ 基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が種別特別措置法施行規則第40条の8の5第20項の規定により適用する同条第8の5第18項において適用する同条第40条の8第24項第2号イからハまで又は同条第40条の8の5第25項において適用する同条第40条の8の2第4項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「口」に記入してください。）

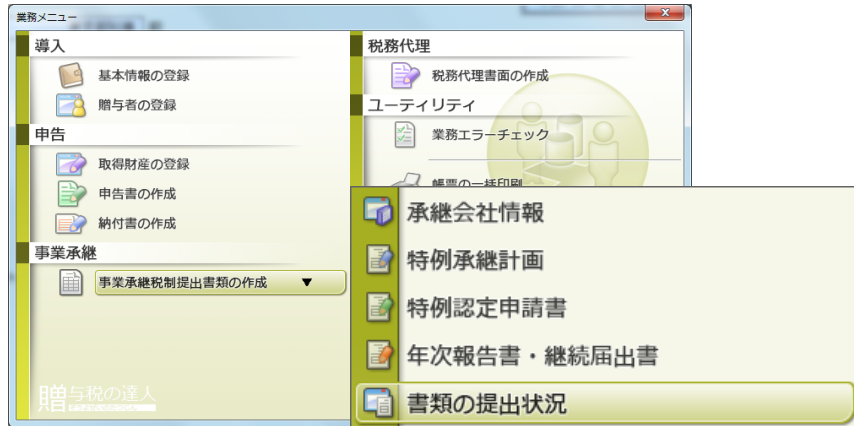
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 直前の事業年度末における連借金の額	円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円
④ 直前の事業年度末における総収入金額	円
⑤ 直前の事業年度末における特定資産の帳簿価額及び運用収入	帳簿価額 運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 a 円 j 円 特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。） b 円 k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外 c 円 l 円
ゴルフ場その他の施設	事業の用に供することを目的として有するもの以外 d 円 m 円
船舶、彫刻、工芸品その他の動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外 e 円 n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産 f 円 o 円
⑥ 剰余金の配当等の額	特別経営等諸書及び毎時特例認定承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び米収金等の一切に係る金額 g 円 p 円
⑦ 剰余金の配当等の額	特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の額又は特例認定承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の額又は特例認定承継者のうち、法人税法第34条又は第38条の規定により現金の額に算入されない金額 h 円 q 円
⑧ 上記⑥及び⑦の帳簿価額の合計額	(a+b+c+d+e+f+g+h+i) 円
⑨ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額	(j+k+l+m+n+o+p) 円
⑩ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑧/⑨×①)	%
⑪ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 (⑨/④)	%

(資12④-38-A4統一)

## 4. 「贈与税の達人」基本操作

### (6) 事業承継税制提出書類の作成

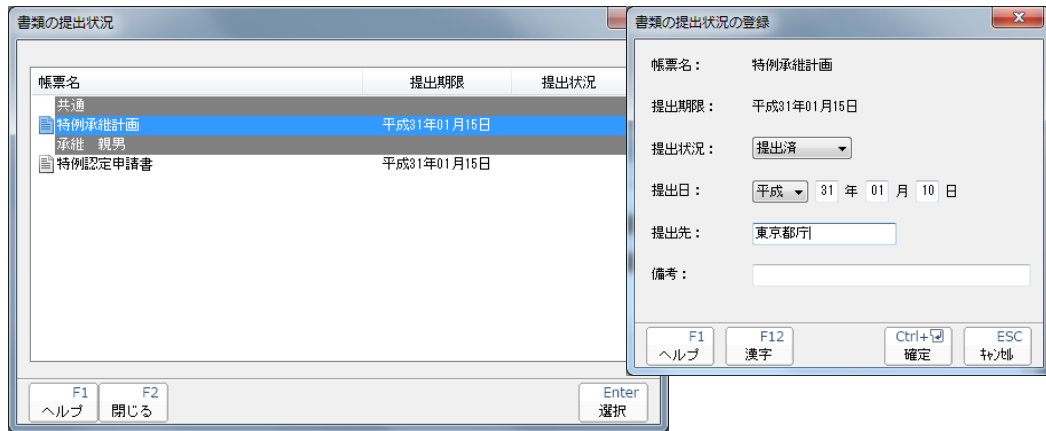
#### ⑤ 書類の提出状況



・「事業承継税制提出書類の作成」で作成した各種書類の提出状況を受贈者ごとに一覧で確認できます。

・提出した書類については、該当の帳票を選択し、提出日などを入力します。

※提出期限は、自動で反映されます。

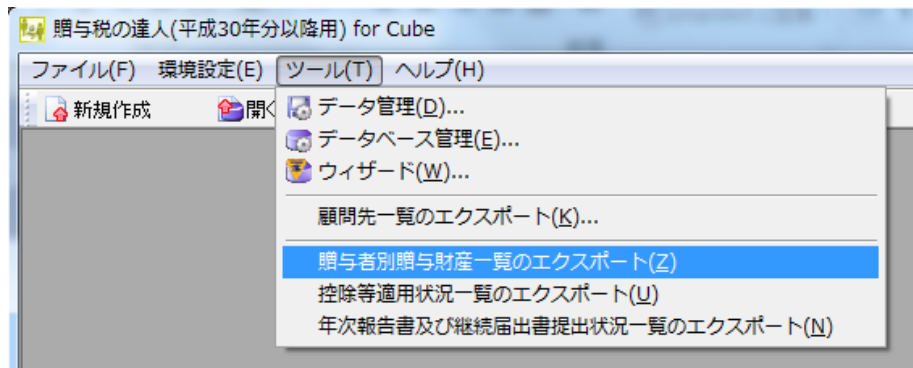




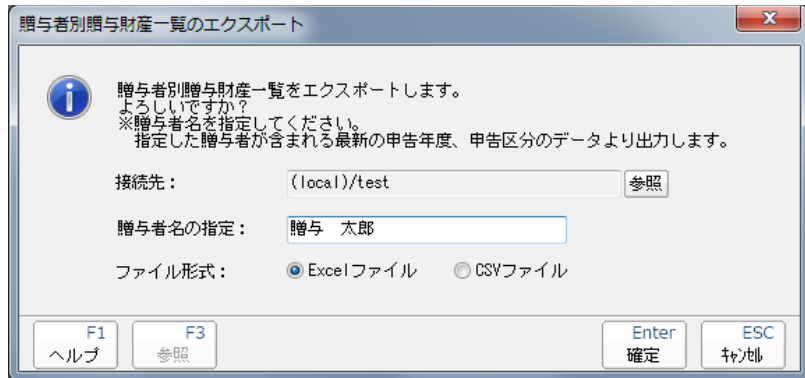
## 4. 「贈与税の達人」基本操作

### (7) 贈与実績の管理機能

#### ① 贈与者単位での贈与財産一覧の出力



- ・ 「ツール」⇒「贈与者別贈与財産一覧のエキスポート」を選択します。
- ・ 出力したい贈与者名を入力し、出力するファイル形式を選択後、「確定」をクリックします。
- ・ 指定した贈与者の贈与財産一覧表が出力されます。



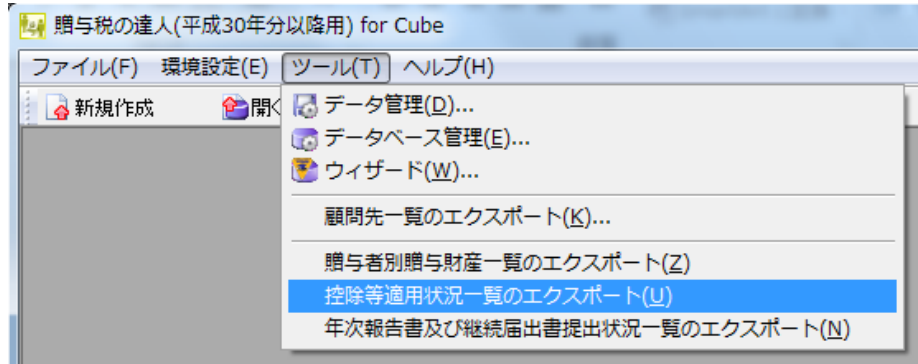
The screenshot shows an Excel spreadsheet titled '贈与者別贈与財産一覧20190903.xlsx'. The data is as follows:

1	贈与者名	贈与太郎																
2	受贈者コード	受贈者名	贈与年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	単位	単価	固定資産税評価額	倍数	価額	備考				
3	0000000001	贈与 一郎 (贈与 特別税率)	平成30年9月19日	現金、預貯金等	現金、預貯金等	現金	目黒区〇〇1丁目1番1号						5,000,000					
4	0000000001	贈与 一郎 (贈与 特別税率)	平成29年9月19日	現金、預貯金等	現金、預貯金等	現金	目黒区〇〇1丁目1番1号						5,000,000					
5	0000000004	贈与 四郎 (贈与住宅資金)	平成30年7月17日	現金、預貯金等	現金、預貯金等	現金(住宅取得等資金)	所沢市〇〇1丁目1番1号						15,000,000	住宅取得等資金の非課税を適用				
6	0000000005	贈与 五郎 (精算住宅資金)	平成30年6月6日	現金、預貯金等	現金、預貯金等	現金	目黒区〇〇1丁目1番1号						35,000,000	住宅取得等資金の非課税を適用				
7	0000000006	贈与 花子 (配偶者控除)	平成30年5月5日	土地	宅地	自用地	目黒区〇〇1丁目1番1号	165.0000	㎡	270,000.00			22,275,000					
8	0000000006	贈与 花子 (配偶者控除)	平成30年5月5日	家屋	家屋(木・瓦・居宅)	自用家屋	目黒区〇〇1丁目1番1号	124.2100	㎡		745,600	1.0000	745,600					

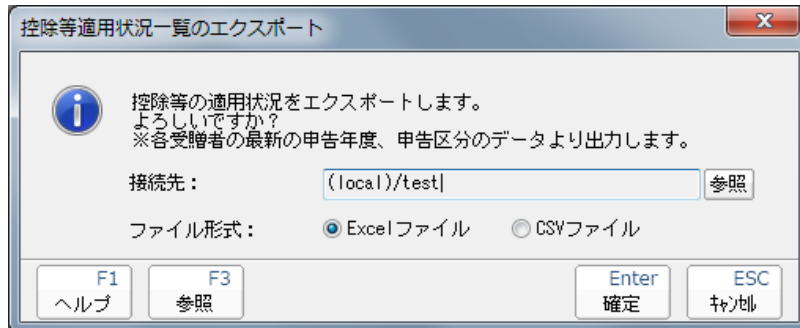
## 4. 「贈与税の達人」基本操作

### (7) 贈与実績の管理機能

#### ② 受贈者単位での控除等適用情報一覧の出力



- ・ 「ツール」⇒「控除等適用状況一覧のエキスポート」を選択します。
- ・ 出力するファイル形式を選択後、「確定」をクリックします。
- ・ 受贈者単位での控除等適用情報一覧表が出力されます。



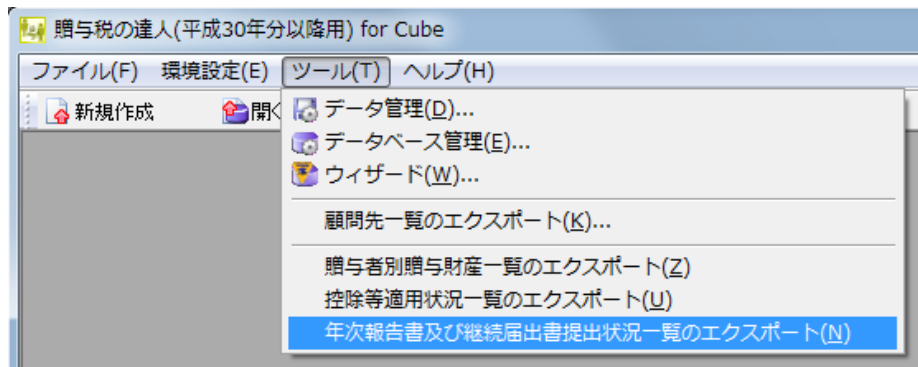
The screenshot shows an Excel spreadsheet titled '控除等適用状況一覧20190903.xlsx'. The data is as follows:

	A	B	C	D	E	F	G
	受贈者コード	受贈者名	配偶者控除の適用年度	住宅取得資金非課税の適用年度	教育資金非課税の適用年度	結婚・子育て資金非課税の適用年度	特別株式等納税優遇の適用年度
1							
2	0000000001	贈与 太郎		平成31年			
3	0000000002	財産 幸子		平成31年			
4	0000000003	相続 一郎					
5	0000000004	贈与 四郎 (暦年住宅資金)		平成30年			
6	0000000005	贈与 五郎 (精算住宅資金)		平成30年			
7	0000000006	贈与 花子 (配偶者控除)					
8	ZOUYO000007	承継 雄男					平成30年

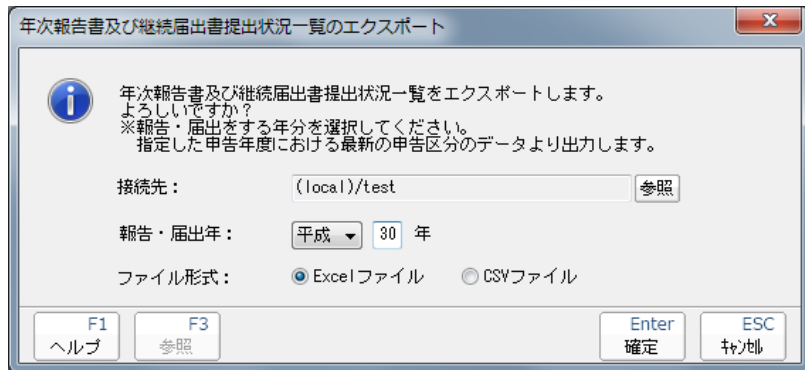
## 4. 「贈与税の達人」基本操作

### (7) 贈与実績の管理機能

#### ③ 年次報告書及び継続届出書提出一覧の出力



- ・「ツール」⇒「年次報告書及び継続届出書提出状況一覧のエクスポート」を選択します。
  - ・報告・届出年と出力するファイル形式を選択後、「確定」をクリックします。
  - ・年次報告書及び継続届出書提出状況が、受贈者を横断して一覧出力できます。
- ※年次報告書・継続届出書の提出期限は、自動で反映されます。

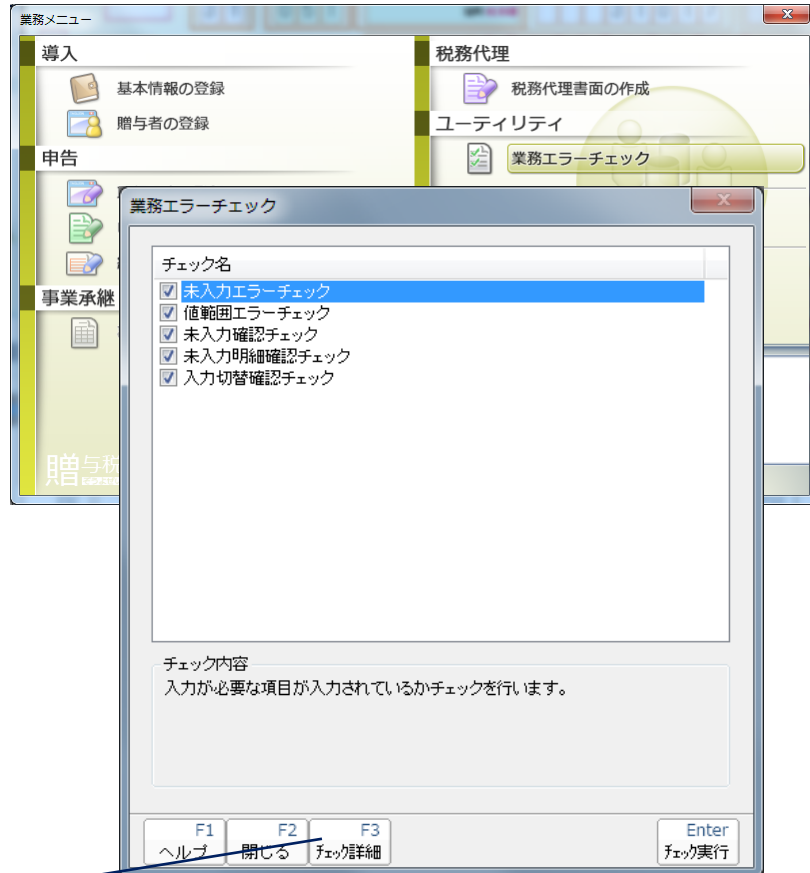


	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
	受贈者コード	受贈者名	特別株式等納税猶予の適用年数	会社名	贈与者名	年次報告書_提出期限	年次報告書_提出状況	年次報告書_提出日	年次報告書_提出先	年次報告書_備考	継続届出書_提出期限	継続届出書_提出状況	継続届出書_提出日
1													
2	ZOUYO00007	承継 雄男	1年	(株)事業承継	承継 親男	令和1年6月17日					令和1年8月15日		
3	ZOUYO00007	承継 雄男	1年	(株)事業承継	承継 太郎	令和1年6月17日					令和1年8月15日		
4	ZOUYO00007	承継 雄男	1年	(株)事業承継	承継 次郎	令和1年6月17日					令和1年8月15日		
5	ZOUYO00007	承継 雄男	1年	(株)事業承継	承継 三郎	令和1年6月17日					令和1年8月15日		
6	ZOUYO00007	承継 雄男	1年	(株)事業承継	承継 四郎	令和1年6月17日					令和1年8月15日		
7	ZOUYO00007	承継 雄男	1年	(株)事業承継	承継 五郎	令和1年6月17日					令和1年8月15日		
8													
9													
10													

# 4. 「贈与税の達人」基本操作

## (8) 業務エラーチェック

■業務エラーチェックでは、作成した帳票に不備や誤りがないかをチェックし、結果をPDFファイルに出力できます。



・「F3:チェック詳細」では、どのような内容に基づいてエラーチェックがされているかを詳細に確認できます。

作成日時：令和01年08月31日15時47分

### チェック内容一覧

受贈者コード	受贈者名	確認 日付	チェック②	チェック①	担当
0000000001	贈与 太郎	/	/	/	/
税目	申告区分	申告年度	印		
贈与税	確定	平成31年分			

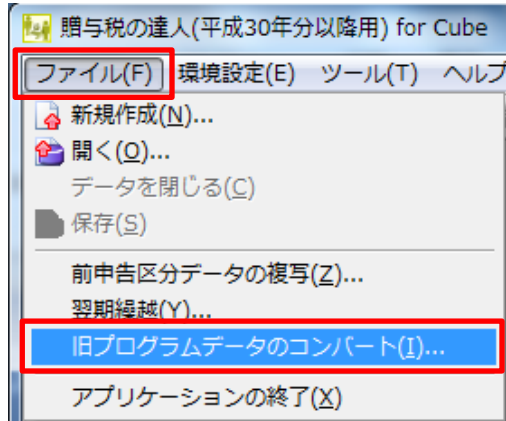
○チェック項目詳細リストとの照合の結果、以下の通りのエラー及び確認項目が存在します。

チェック名	チェック内容	確認欄
未入力エラー	帳票名：申告書第1表の2 [33 住宅資金非課税限度額]が入力されていません。 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には[33 住宅資金非課税限度額]に限度額を入力する必要があります。	
未入力エラー	帳票名：申告書第1表の2 [33 新築・取得・増改築等に係る契約年月日]が入力されていません。 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には[33 新築・取得・増改築等に係る契約年月日]を入力する必要があります。	
未入力エラー	帳票名：申告書第2表 ページ：贈与 住子 1ページ [過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額]が入力されていません。 [過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額]は過去に特定贈与者から相続時精算課税分の贈与税の申告がある場合に入力する必要があります。	
値範囲エラー	ダイアログボックス名：基本情報の登録 [申告年度]に贈与税の達人(平成30年版)の対応年分外の値が入力されています。 [申告年度]は平成30年分で値を入力する必要があります。	
値範囲エラー	帳票名：申告書第1表の2 [39 非課税の適用を受ける金額の合計額]に[35 住宅資金非課税限度額の残額]超の値が入力されています。	

## 4. 「贈与税の達人」基本操作

### (9) 相続税の達人 ⇒ 贈与税の達人へのデータ移行

- 相続税の達人（平成30年分以降用）で作成した贈与データを贈与税の達人（平成30年分以降用）へ移行する方法



・ 贈与税の達人（平成30年分以降用）画面の左上の「ファイル」を選択し、「旧プログラムデータのコンバート」をクリックします。

・ 移行するデータをコンバート元データから選択し、「実行」をクリックします。

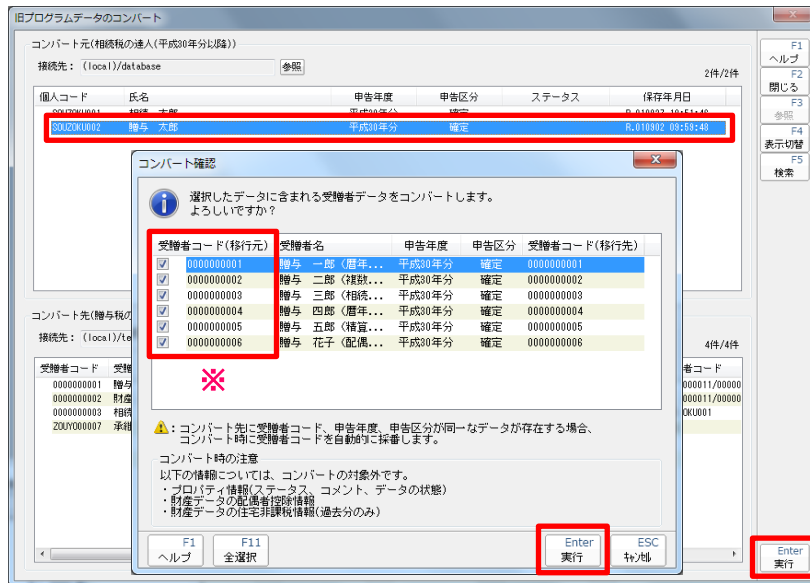
・ 「実行」をクリックします。

※取込の必要がない「受贈者」については、チェックを外してください。

「贈与税の達人（平成30年分以降）」にデータが移行されます。

※コンバート先に受贈者コード、申告年度、申告区分が同一なデータが存在する場合、コンバート時に受贈者コードを自動で採番します。変更したい場合には、取込後、基本情報から変更してください。（データ管理の達人をご利用の場合には、一括変更も可能です。）

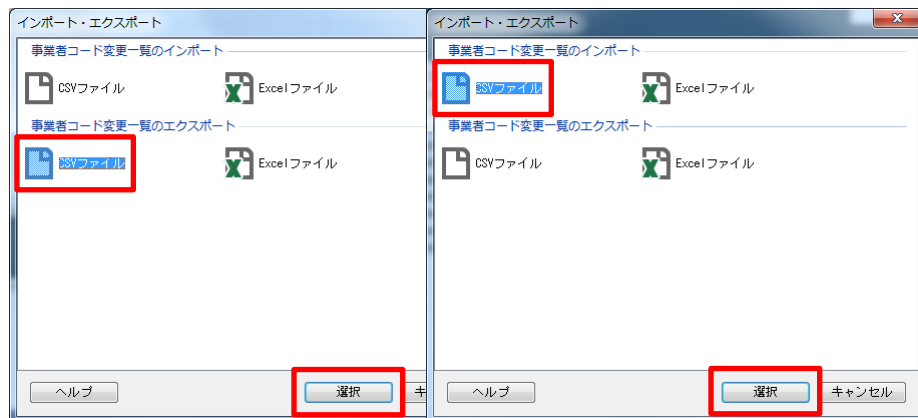
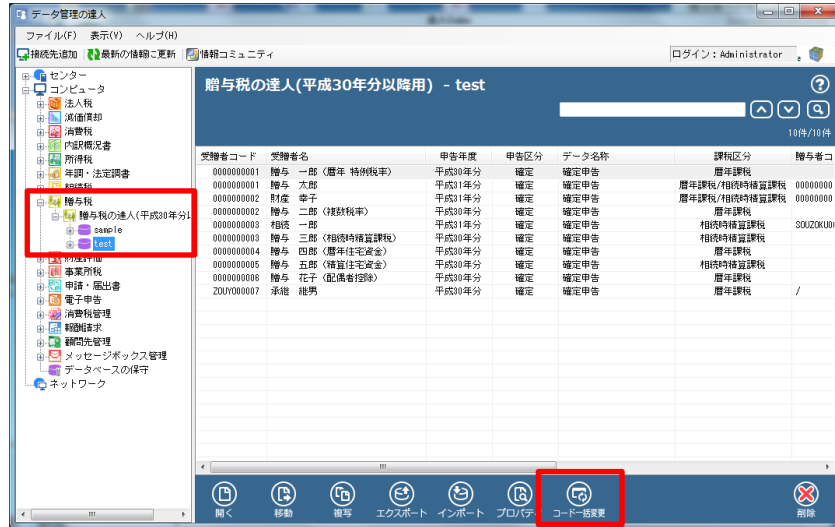
※相続税の達人から贈与税の達人へのデータ移行は、相続税の達人（平成30年分以降用）から贈与税の達人（平成30年分以降用）のみとなります。（それ以外のデータ移行はできません。）



## 4. 「贈与税の達人」基本操作

### (9) 相続税の達人 ⇒ 贈与税の達人へのデータ移行

#### ■ データ管理の達人での受贈者コード一括変更方法



・「データ管理の達人」⇒「贈与税」⇒「贈与税の達人（平成30年分以降用）」の順に開き、該当のデータベースを選択します。

・「一括変更」をクリックし、「事業者コード変更一覧のエクスポート」でCSVファイルを選択します。

・エクスポートしたCSVファイルを開き、「変更後の事業者コード」に任意のコードを入力します。

	A	B	C	D	E
1	事業者コード	変更後の事業者コード	事業者名		
2	1	100	贈与 太郎		
3	2	200	財産 幸子		
4	3	300	相続 一郎		
5	4	400	贈与 四郎(暦年住宅資金)		
6	5	500	贈与 五郎(精算住宅資金)		
7	6	600	贈与 花子(配偶者控除)		
8	ZOUYO00007	700	承継 継男		

・データ管理の達人の「一括変更」をクリックし、「事業者コード変更一覧のインポート」のCSVファイルを選択して取り込みます。

## 5. 「相続税の達人」基本操作 (申告書の作成ほか)

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 1) 財産評価の達人からのデータインポート 第11表 相続税がかかる財産の明細書

業務メニュー

導入

- 基本情報の登録
- 相続人情報の登録

申告

- 申告書の作成
- 延納・物納申請書の作成
- 更正の請求書の作成

税務代理

- 税務代理画面の作成
- ユーティリティ
- 業務エラーチェック
- 帳票の一括印刷
- データのインポート

データのインポート

相続税の達人 from 財産評価の達人 (平成31年1月分以降)

データのインポートでは、以下の種類のデータの取込み処理が行えます。

- 個人番号データのインポート
- 中間ファイル(財産評価用)からのインポート

中間ファイルを読み出すプログラムを入手するには

コメント

財産評価の達人データのインポート処理を行います。遺産データを取り込んで帳票上に反映します。

財産評価の評価対象者を選択します。  
[参照]ボタンをクリックして財産評価に登録されている評価対象者の一覧から選択します。

参照(S)

選択された評価対象者

コード SOL20XU001

名称 相続 太郎

対象年 令和 1 年分

評価対象者を選択してから、[大]をクリックしてください。

条件設定(インポート)

インポート方法の選択

- 新規インポート(申告書の財産情報すべてを削除してから、選択された財産を取り込みます。)
- 再インポート(申告書の財産情報を残した状態で、選択された財産を取り込みます。)

※【財産一覧】で赤字のものはすでに相続税申告書上に存在します。選択された場合は上書きします。  
※【財産一覧】で緑色のものはすでに相続税申告書上に存在しないため、選択された場合は新規追加します。

【財産一覧】

コード	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等
<input checked="" type="checkbox"/>	0008-01	土地	雑	市街地農地
<input checked="" type="checkbox"/>	0001-01	土地	宅地	貸家建付地
<input checked="" type="checkbox"/>	0002-01	土地	宅地	自用
<input checked="" type="checkbox"/>	0003-01	土地	宅地	自用
<input checked="" type="checkbox"/>	0003-02	土地	宅地	自用
<input checked="" type="checkbox"/>	0003-03	土地	宅地	借地権
<input checked="" type="checkbox"/>	0004-02	土地	定借権の底地	世田谷区〇〇
<input checked="" type="checkbox"/>	0008-01	土地	宅地	あきる野市〇〇〇〇番地土地附託
<input checked="" type="checkbox"/>	0010-01	土地	宅地	あきる野市〇〇〇〇番地
<input checked="" type="checkbox"/>	0021-08	事業用	林権	全線製造設備〇〇市〇〇工場
<input checked="" type="checkbox"/>	0011-01	有価証券	特定同族株式 (...)	〇〇電気株
<input checked="" type="checkbox"/>	0011-02	有価証券	特定同族株式 (...)	〇〇銀行
<input checked="" type="checkbox"/>	0011-03	有価証券	特定同族株式 (...)	〇〇建設
<input checked="" type="checkbox"/>	0012-01	有価証券	その他の株式	〇〇商議
<input checked="" type="checkbox"/>	0012-02	有価証券	その他の株式	〇〇商議
<input checked="" type="checkbox"/>	0013-01	有価証券	その他の株式	〇〇商議
<input checked="" type="checkbox"/>	0013-02	有価証券	その他の株式	〇〇商議
<input checked="" type="checkbox"/>	0014-01	有価証券	その他の株式	〇〇商議
<input checked="" type="checkbox"/>	0014-02	有価証券	その他の株式	〇〇商議
<input checked="" type="checkbox"/>	0015-01	有価証券	その他の株式	〇〇商議
<input checked="" type="checkbox"/>	0015-02	有価証券	その他の株式	〇〇商議

相続税がかかる財産の明細書							被相続人	相続 太郎
(相続時精算課税適用財産を除きます。)								
この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。								
遺産の分割状況	区分		1 全部分割		2 一部分割		3 全部未分割	
	分割の日							
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量		価額	分割が確定した財産	
				固定資産税評価額	単価		取得した人の氏名	取得財産の価額
土地	畑	市街地農地	八王子市〇〇1-15	1,500.0000	円	67,830.00		
	(小計)					101,745,000		
						(	101,745,000)	
土地	宅地	貸家建付地	(三郷)世田谷区〇〇	890.0000	㎡	289,859.00		
土地	宅地	自用	(調子)世田谷区〇〇	700.0000	㎡	100,120.00		
土地	宅地	自用	(地籍簿様式)世田谷区〇〇	890.0000	㎡	198,850.00		
土地	宅地	自用	(地籍簿様式)世田谷区〇〇	790.0000	㎡	222,300.00		
土地	宅地	借地権	(相当地代)世田谷区〇〇	120.0000	㎡	600,000.00		
								39,661,016
土地	定借権の底地	定借権の底地	世田谷区〇〇	200.0000	㎡	200,000.00		
								27,659,695
土地	宅地	自用	あきる野市〇〇〇〇番地土地附託	645.0000	㎡			
						3,250,000	1	1,640,046
土地	宅地	自用	あきる野市〇〇〇〇番地	500.0000	㎡			
						3,500,000	1	3,500,000

取り込まれた財産データは、種類毎に表示されます。

※連動コンポーネントは、「中間ファイルを読み出すプログラムを入手するには」からダウンロードします。

- ・業務メニューから「データのインポート」を選択します。
  - ・「条件設定(インポート)」では、財産評価の達人で登録した財産のうち取り込むデータを選択します。
- ※財産に追加等があった場合は、「再インポート」を選択します。
- ※死亡保険金、死亡を事由とした退職金等は申告書第9表、第10表から連動しますので、取込財産から外します。



# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 2) 相続財産の分割 第11表 相続税がかかる財産の明細書

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

相続税がかかる財産の明細書 (相続時精算課税適用財産を除きます。)										被相続人	相続 太郎
この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。											
遺産の分割状況		区分		1 全部分割		2 一部分割		3 全部未分割			
		分割の日									
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量		単価	価額	分割が確定した財産		取得した人の氏名	取得財産の価額
				固定資産税評価額	面積			取得した人の氏名	取得財産の価額		
土地	畑	市街地農地	八王子市001-15	1,500.0000	m <sup>2</sup>	67,820.00	101,745,000				
	(小計)						( 101,745,000 )				
土地	宅地	貸家建付地	(三路)世田谷区〇〇	680.0000	m <sup>2</sup>	289,859.00	150,473,378				
土地	宅地	自用土地	(四〇)								
土地	宅地	自用土地	(F警防)								
土地	宅地	自用土地	06警防								
土地	宅地	借地権	(借地)								
土地	定借権の底地	定借権の底地	世田谷区								
土地	宅地	自用土地	あきる								
土地	宅地	自用土地	あきる								

財産の変更

取得した人の氏名: 相続 花子

分割割合: 1 / 2

取得財産の価額:  入力 75,236,688

・分割する財産を選択（ダブルクリック）する。

この表によらず第11の2表に記載します。

相続税がかかる財産の明細書 (相続時精算課税適用財産を除きます。)										被相続人	相続 太郎
この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。											
遺産の分割状況		区分		1 全部分割		2 一部分割		3 全部未分割			
		分割の日									
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量		単価	価額	分割が確定した財産		取得した人の氏名	取得財産の価額
				固定資産税評価額	面積			取得した人の氏名	取得財産の価額		
土地	畑	市街地農地	八王子市001-15	1,500.0000	m <sup>2</sup>	67,820.00	101,745,000				
	(小計)						( 101,745,000 )				
土地	宅地	貸家建付地	(三路)世田谷区〇〇	680.0000	m <sup>2</sup>	289,859.00	150,473,378	相続 花子	(持分1/2)	75,236,688	
土地	宅地	貸家建付地	(三路)世田谷区〇〇	680.0000	m <sup>2</sup>	289,859.00	150,473,378	相続 一郎	(持分1/4)	37,618,345	
土地	宅地	貸家建付地	(三路)世田谷区〇〇	680.0000	m <sup>2</sup>	289,859.00	150,473,378	財産 幸子	(持分1/4)	37,618,345	
土地	宅地	自用土地	(四〇) 世田谷区〇〇								
土地	宅地	自用土地	700.0000	m <sup>2</sup>		190,120.00					

財産の変更

取得した人の氏名: 相続 花子

分割割合: 1 / 2

取得財産の価額:  入力 75,236,688

相続 一郎:  入力 37,618,345

財産 幸子:  入力 37,618,345

合計: 150,473,378

未分割はありません。

- ・「取得した人」タブで取得した人毎に分割割合を入力する。
- ・ダイアログボックス下部の未分割額が「0」になるよう調整する。
- ・申告書第11表の「分割が確定した財産」欄に反映されます。

Point : 小規模宅地等の特例を選択する資産は、ここでの分割は必要ありません。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 2) 相続財産の分割 第11表 相続税がかかる財産の明細書

印刷 拡大 縮小 100% 前ページ 次ページ 1/5

分割案作成 分割案一覧 比較表作成 **一括分割** あん分割合

**相続税がかかる財産の明細書**  
(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 相続 太郎

第11表 (平成31年1月1日以前)

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

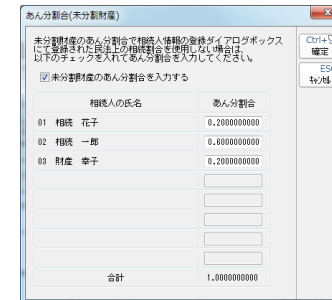
遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割			
		分割の日						
遺産の明細								
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量		価額	分割が確定した財産	
				数量	単価		取得した人の氏名	取得財産の価額
土地	畑	市街地農地	八王子市〇〇1-15	1,500.0000 ㎡	67,830.00 円	101,745,000 円	相続 花子 (持分1/2) 50,872,500 円	相続 一郎 (持分1/4) 25,436,250 円
	(小計)					( 101,745,000 )		財産 幸子 (持分1/4) 25,436,250 円
土地	宅地	貸家建付地	(三好)豊田谷区〇〇	880.0000 ㎡	289,859.00 円	150,473,378 円	相続 花子 (持分1/2) 75,236,688 円	相続 一郎 (持分1/4) 37,818,345 円
							財産 幸子 (持分1/4) 37,818,345 円	

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載

・「一括分割」ボタンで、一括して分割入力が可能です。  
※生命保険金、退職金等の取扱いについては一括分割できません。



※民法上の按分割合を使用しないで按分割合を設定したい場合には、「あん分割合」ボタンで設定します。



# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 3) 第11の2表（直接入力）

**データ連携**

相続時精算課税適用財産の明細書  
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 相続 太郎

第11の2表 平成24年4月分以降用

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加工する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を出した税務署の名称	④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1	相続 一郎	平成30年分		10,000,000		
2						
3						
4						
5						
6						

贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額

氏名	(各人の合計)	相続 一郎
④の課税価格の合計額(④の合計額)	10,000,000	10,000,000
⑤の贈与税額の合計額(⑤の合計額)		
⑥のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額(⑥の合計額)		

(注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の⑥欄は「相続時精算課税届出書」を提出した税務署の名称を記入してください。  
2 ④欄の金額は、下記2の⑥の「価額」欄の金額に基づき記入します。  
3 各人の④欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の⑥欄にそれぞれ転記します。  
4 各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額④」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細  
(上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。)

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 種類	細目	利用区分・銘柄等	所在場所等	数量	価額
1	相続 一郎	30-05-01	現金・預貯金等	預貯金	定期預金	〇〇銀行		10,000,000

(注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。  
2 ④の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の④欄の金額と⑥欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の②の④欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

第11の2表 (資4-20-12-2-A4統一)

- 入力したい行をダブルクリックします。
- 登録画面が表示されるので、必要項目を入力します。

相続時精算課税適用財産の登録

種類:

贈与年月日: 平成 30 年 05 月 01 日

細目:

贈与を受けた人:

利用区分・銘柄等:

所在場所等:

数量:

価額:

F1 ヘルプ F3 参照 F12 漢字 Ctrl+確定 ESC キャンセル

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 3) 第11の2表（贈与税の達人からのデータ連携）

**データ連携**

相続時精算課税適用財産の明細書  
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 相続 太郎

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年月日	③ 贈与税の申告書を出した税務署の名称	④ ③の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)	⑤ ④の財産に係る贈与税額(贈与税の外国税額控除前の金額)	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1	相続 一郎	平成30年分		10,000,000		
2						
3						
4						
5						
6						

贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額

氏名	(各人の合計)	相続 一郎			
①の課税価格の合計額(④の合計額)	10,000,000	10,000,000			
②の贈与税額の合計額(⑤の合計額)					
③のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額(⑥の合計額)					

(注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の④欄は「相続時精算課税選択届出書を出した税務署の名称」を記入してください。  
2 ④欄の金額は、下記②の④の「価額」欄の金額に基づき記入します。  
3 各人の④欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の④欄にそれぞれ転記します。  
4 各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑥」欄に転記します。

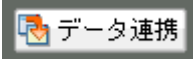
2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細  
(上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。)

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 種類	細目	利用区分 銘柄等	所在場所等	数量	価額
1	相続 一郎	30-05-01	現金 普通	預貯金	定期預金	〇〇銀行		10,000,000

(注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。  
2 ④の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の④欄の金額と⑤欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の②の④欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

第11の2表 (資4-20-12-2-A4統一)

・「贈与税の達人」をご利用で、贈与税の達人に取得財産が登録されている場合には、「データ連携」で取り込むことができます。

・画面左上の「 データ連携」をクリックします。

・「参照」を選択し、取り込む受贈者データを選択します。

データ連携

贈与税の達人からデータを取込みます。  
対象となるデータを選択してください。

業務選択: 贈与税の達人(平成30年分以降)

受贈者データの選択

受贈者コード: 000000003

受贈者名: 相続 一郎

申告年度: 平成31年分

申告区分:  確定

データ名称: 確定申告

・「確定」をクリックするとデータが取り込まれます。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 4) 第9表 生命保険金など、第10表 退職手当金など の作成

#### 生命保険金などの明細書

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金  
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得した保険金及び特定生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを登録します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額
千代田区〇〇丁目×番×	〇〇生命保険(相)	01年07月01日	29,629,483

#### 退職手当金などの明細書

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金  
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得した退職手当金などを受け取った場合に、その受取金額などを登録します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	受取金額
墨田区〇〇丁目9番5号	〇〇商事(株)	01-07-10	40,000,000

相続税がかかる財産の明細書		被相続人	相続 太郎			
この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。						
遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割	
		分割の日				
財産の明細				分割が確定した財産		
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 単価 価額	取得した人の 氏名	取得財産の 価額
その他の財産	生命保険金等			円 14,629,483	相続 花子	円 14,629,483
	(小計)			( 14,629,483 )		
その他の財産	退職手当金等			円 12,500,000	相続 花子	円 12,500,000
その他の財産	退職手当金等			円 6,250,000	相続 一郎	円 6,250,000
その他の財産	退職手当金等			円 6,250,000	財産 幸子	円 6,250,000
	(小計)			( 25,000,000 )		

第11表 (平成31年1月分以降用)

・ 第9表、第10表に入力された結果が自動転記されます。

- ・ 入力したい行をダブルクリックします。
- ・ 登録画面が表示されるので、必要項目を入力します。
- ※同一の保険金・退職金を複数の相続人で受け取る場合には、「共有取得」を選択し、「取得した人の氏名」「取得割合」を入力します。
- ※非課税限度額は自動計算します。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 5) 小規模宅地等の特例など ①

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の

相続税がかかる財産の明細書				被相続人	相続 太郎		
(相続時精算課税適用財産を除きます。)							
この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。							
遺産の分割状況	区分	1 全部分割		2 一部分割		3 全部未分割	
		分割の日					
		財 産 の 明 細				分割が確定した財産	
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	取得した人の 氏 名
土地	宅地	自用 (居住用)	(間口) 世田谷区〇〇	300.0000	400,000.00	120,000,000	
土地	宅地	自用					
土地	宅地	自用					
土地	宅地	自用					

第11表 (平成31年7月1日以降用)

**財産の変更**

取得した人

財産コード: 0002 - 01

種類: 土地

細目: 宅地

〈表示用: 入力 宅地

利用区分、銘柄等: 自用    
 〈居住用〉

所在場所等: (間口) 世田谷区〇〇

数量: 300.0000 m<sup>2</sup>

共有持分: /

単価: 400,000.00

固定資産税評価額:

倍数: ×

価額: 入力 120,000,000

権利割合:

評価額: 入力 120,000,000

備考:

〈表示位置:

小規模宅地等の特例  
一の宅地等を2人以上の相続人等が取得している場合又は貸家建付地の「貸割割合」が「1」でない場合に下記の項目を選択してください。

「第11・11の2表の付表1(別表1)」を作成します。

相続開始直前利用区分: E(居住用)

・小規模宅地等の特例を計算するには第11表の該当資産を開き、「小規模宅地等の特例」にチェックを入れます。  
 ※小規模宅地等の特例を選択した資産は、「取得した人」の情報が削除されます。

相続開始直前利用区分

相続開始の直前における宅地等の利用区分

A(事業用) 被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)

B(特定同族会社) 特定同族会社の事業(貸付事業を除く。)の用に供されていた宅地等

C(貸付事業用) 被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の時に被相続人が貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地)

D(貸付事業用) 被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (Cに該当する部分以外の部分の敷地)

E(居住用) 被相続人等の居住の用に供されていた宅地等

F(A～E以外) AからEの宅地等に該当しない宅地等

・該当する小規模宅地の利用形態において付表を作成する場合には、「「第11・11の2表の付表1(別表1)」を作成します。」にチェックを入れ、さらに、「相続開始直前利用区分」を選択します。  
 ※一つの物件で複数の利用形態がある場合には、第11表の資産の登録において、その利用形態に応じ分割して入力しておきます。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 5) 小規模宅地等の特例など ②

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

FD 3 5 4 7

被相続人 相続 太郎

第11表の2表の付表1 (平成31年1月)

この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第89条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。  
 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時特種贈与に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の特例適用及び免除」の対象となり得る宅地等がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を付添します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1」特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。  
 （注）この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（税）を使用します。

1 特例の適用にあたっての同意  
 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人が次の内容に同意する場合には、その宅地等を取引した全ての人の氏名を記入します。  
 「私（私）たちは、「2 小規模宅地等の特例」の適用を受けるものとして選択した小規模宅地等の種類及びその一部（「2 小規模宅地等の特例」の適用を受けるものとして選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることをご承認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名 相続 一郎

（注）小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の明細  
 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。  
 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。  
 小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同居会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等

小規模宅地等の種類	特例の適用を受ける取得者の氏名（事業内容）	④のうち小規模宅地等（限度面積要件）を満たす宅地等の面積	④のうち小規模宅地等（④×⑤）の価額	④のうち小規模宅地等（④×⑥）の価額	取得者の持分に応ずる宅地等の面積	課税価格の計算に当たって減額される金額（④×⑦）	取得者の持分に応ずる宅地等の価額	課税価格に算入する価額（④-⑧）
1	相続 一郎	300.000000 m <sup>2</sup>	300,000,000 円	300,000,000 円	300.000000 m <sup>2</sup>	300,000,000 円	300,000,000 円	0.000000 円
	(間口) 世田谷区〇〇	120.000000 m <sup>2</sup>	120,000,000 円	120,000,000 円	120.000000 m <sup>2</sup>	120,000,000 円	120,000,000 円	0.000000 円
		300.000000 m <sup>2</sup>	300,000,000 円	300,000,000 円	300.000000 m <sup>2</sup>	300,000,000 円	300,000,000 円	0.000000 円
		120.000000 m <sup>2</sup>	120,000,000 円	120,000,000 円	120.000000 m <sup>2</sup>	120,000,000 円	120,000,000 円	0.000000 円
		0.000000 m <sup>2</sup>	0.000000 円	0.000000 円	0.000000 m <sup>2</sup>	0.000000 円	0.000000 円	0.000000 円
合計		300.000000 m <sup>2</sup>	300,000,000 円	300,000,000 円	300.000000 m <sup>2</sup>	300,000,000 円	300,000,000 円	0.000000 円
		120.000000 m <sup>2</sup>	120,000,000 円	120,000,000 円	120.000000 m <sup>2</sup>	120,000,000 円	120,000,000 円	0.000000 円
		0.000000 m <sup>2</sup>	0.000000 円	0.000000 円	0.000000 m <sup>2</sup>	0.000000 円	0.000000 円	0.000000 円
		300.000000 m <sup>2</sup>	300,000,000 円	300,000,000 円	300.000000 m <sup>2</sup>	300,000,000 円	300,000,000 円	0.000000 円
		120.000000 m <sup>2</sup>	120,000,000 円	120,000,000 円	120.000000 m <sup>2</sup>	120,000,000 円	120,000,000 円	0.000000 円

- 特例の適用にあたっての同意について、取得者全員の氏名にチェックを入れます。

- 小規模宅地等の特例が選択された資産が表示されます。
- ダイアログボックスを開き、①取得者の氏名を選択します。
- ※この分割の情報が第11表に転記されます。

小規模宅地等の設定

所在地番: (間口) 世田谷区〇〇

相続開始直前利用区分: E (居住用) 小規模宅地等の種類: 特定居住用宅地等

事業内容:

取得者の氏名	分割割合	特分に応じた宅地等の面積	特分に応じた宅地等の価額	特例対象外の宅地等の面積	特例対象外の宅地等の価額	特例対象の宅地等の面積	特例対象の宅地等の価額	小規模宅地等の面積	小規模宅地等の価額	減額される金額	算入する金額
相続 一郎	1										
<input checked="" type="checkbox"/> 適用を受ける		<input type="checkbox"/> 入力	300,000,000	<input type="checkbox"/> 入力		300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000
<input type="checkbox"/> 適用を受ける		<input type="checkbox"/> 入力	120,000,000	<input type="checkbox"/> 入力		120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000	24,000,000
<input type="checkbox"/> 適用を受ける		<input type="checkbox"/> 入力		<input type="checkbox"/> 入力							
<input type="checkbox"/> 適用を受ける		<input type="checkbox"/> 入力		<input type="checkbox"/> 入力							
未分割財産			0.000000								
合計			300,000,000			300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000
			120,000,000			120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000	24,000,000

F9 限度面積

限度面積要件の確認

【限度面積要件の確認】

【特定居住用宅地等】 300.00000000 m<sup>2</sup> ≤ 330 m<sup>2</sup>

【特定事業用宅地等】 0.00000000 m<sup>2</sup> ≤ 400 m<sup>2</sup>

【特例適用残面積】

特例適用残面積（【特定居住用宅地等】を適用する場合） 残り 30.00000000 m<sup>2</sup>

特例適用残面積（【特定事業用宅地等】を適用する場合） 残り 400.00000000 m<sup>2</sup>

F1 ヘルプ Enter 閉じる

- 「F9:限度面積」ボタンで、特例の限度計算結果を確認することができます。

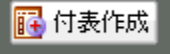
# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

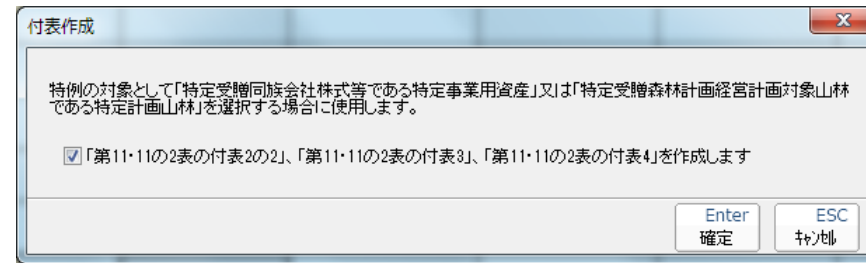
## (1) 相続税申告書の作成

### 5) 小規模宅地等の特例など ③

特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書				被相続人	相続 太郎
この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時特種課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合に記入します。					
1 特例の適用にあたっての同意 (注) 「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。					
私(私たち)は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、相続特別措置法第89条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第89条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧相続特別措置法第89条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が相続特別措置法第89条の4第1項、第89条の5第1項又は旧相続特別措置法第89条の5第1項に規定する特例を受けすることに同意します。				特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名	
				相続 一郎	
2 特例の適用を受ける財産の明細 (注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。					
① 小規模宅地等の明細 第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」とあり。					
(2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細 第11・11の2表の付表3とあり。					
(3) 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細 第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」とあり。					
3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算 この欄は、「特定事業用資産の特例」を適用し、かつ、「小規模宅地等の特例」又は「特定計画山林の特例」を適用する場合に記入します。					
(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積					
	① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積	③ 特例適用残面積 (①-②)		
	400㎡	600,000,000,000 ㎡	0,000,000,000 ㎡		
(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算					
④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の1/2に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 (④×①/③)	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける金額(第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の金額の合計額(⑥欄の金額))	⑦ 特例適用残価値額 (⑤-⑥)		
円	円	円	円		
(注) 1 ⑥欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。 2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑥欄には④欄の金額を転記します。 3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合は④欄の金額については、税務署にお尋ねください。					
(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算					
⑧ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価値の合計額	⑨ 特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額 (⑧×①/③)	⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける金額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価値の合計額」の(A+B)欄の金額)			
円	円	円			
(注) ⑩欄が0となる場合又は⑨欄が0となる場合には、特定(受贈)森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。					

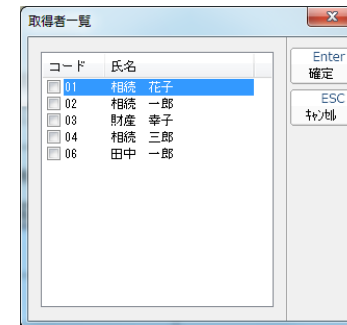
第11・11の2表の付表2の2(平成31年1月以降用)

・第11の2表 右上の「付表作成」ボタンをクリックします。



・「「第11・11の2表の付表2の2」、「第11・11の2表の付表3」、「第11・11の2表の付表4」を作成します」にチェックを入れ、「確定」をクリックします。

特例の適用にあたっての同意について、取得者全員の氏名にチェックを入れます。





# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 6) 第13表 債務葬式費用等

債務及び葬式費用の明細書							被相続人	相続 太郎
1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)								
債務の明細						負担することが確定した債務		
種類	細目	債権者 氏名又は名称 住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額		
公租公課	固定資産税	春日部市役所	31-01-01	345,900	相続 花子	345,900		
合計				345,900				
2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)								
葬式費用の明細					負担することが確定した葬式費用			
支払先 氏名又は名称 住所又は所在地	支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額				
〇〇寺	春日部市〇〇×丁目×番×号	01-05-15	1,500,000	相続 花子	1,500,000			
合計				1,500,000				

第13表 (平成30年分以降用)

債務の登録

■債務の種類  
種類: 公租公課 参照  
発生年月日: 平成 31 年 01 月 01 日  
科目: 固定資産税 参照  
弁済期限: 年 月 日  
金額: 345,900  
債権者の氏名等: 春日部市役所  
債権者の住所等:

■負担する人  
単独負担  
負担する人の氏名: 相続 花子  
負担割合:  /   
負担する金額: 345,900  
合計

未分割はありません。

葬式費用の登録

■葬式費用の情報  
支払先の氏名等: 〇〇寺  
支払年月日: 令和 01 年 05 月 15 日  
金額: 1,500,000  
支払先の住所等: 春日部市〇〇×丁目×番×号

■負担する人  
単独負担  
負担する人の氏名: 相続 花子  
負担割合:  /   
負担する金額: 1,500,000  
合計

未分割はありません。


- ・入力したい行をダブルクリックします。
  - ・登録画面が表示されるので、必要項目を入力します。
- ※同一の債務及び葬式費用を複数の相続人で受け取る場合には、「共同負担」を選択し、「負担する人の氏名」「負担割合」を入力します。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 7) 第14表 相続開始前3年以内の贈与財産等（直接入力）

- 入力したい行をダブルクリックします。
- 登録画面が表示されるので、必要項目を入力します。

※行数が多い場合は、画面右上にある「 ページ追加」をクリックします。

「適用条項」を選択してください。

## 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

### （1）相続税申告書の作成

#### 7) 第14表 相続開始前3年以内の贈与財産等（贈与税の達人からのデータ連携）

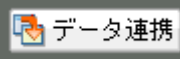
番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	種類	細目	所在場所等	数量	①価額	②特定贈与財産の価額	③相続税の課税価額に算入される価額(①-②)
1	財産 幸子	30.10.02	現金、預貯金等				円 5,000,000	円	円 5,000,000
2	..	..							
3	..	..							
4	..	..							

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額

氏名	(各人の合計)	財産 幸子			
④金額	円 5,000,000	円 5,000,000	円	円	円

（受贈配偶者） 私 相续 花子 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 1 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。  
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用

・「贈与税の達人」をご利用で、贈与税の達人に取得財産が登録されている場合には、「データ連携」で取り込むことができます。

・画面左上の「 データ連携」をクリックします。

・「参照」を選択し、取り込む受贈者データを選択します。

データ連携

贈与税の達人からデータを取込みます。  
対象となるデータを選択してください。

業務選択: 贈与税の達人(平成30年分以降用)

受贈者データの選択

受贈者コード: 0000000002 参照

受贈者名: 財産 幸子

申告年度: 平成31年分

申告区分: 確定

データ名称: 確定申告

F3 参照 Enter 確定 ESC キャンセル

・「確定」をクリックするとデータが取り込まれます。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 8) 第15表 相続財産の種類別価額表

第15表 (平成30年分以降用)

各金額欄をクリックし、分割の状況を確認することができます。

「帳票設定」ボタンで表示形式の変更が可能です。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 9) 第1表 課税価格、相続税額 ①

春日部 税務署長 相続税の申告書 FD3561

年 月 日 提出 相続開始年月日 01 年 05 月 11 日 申告期限延長日 年 月 日

各人の合計 財産を取得した人

氏 名 相続 太郎 相続 花子

個人番号又は法人番号

生 年 月 日 昭和 18 年 10 月 19 日 (年齢 75 歳) 昭和 25 年 09 月 17 日 (年齢 68 歳)

住 所 埼玉県春日部市 344-0000 埼玉県春日部市〇〇3丁目5番16号

職業 〇〇 代表取締役 妻 なし

取得原因 該当する取得原因を○で囲みます。 ④ 遺贈・相続時精算課税に係る贈与

※ 整理番号

取得財産の価額 (第1表①)	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2第1の) 債権及び株式等の全額 (第11の2第2の)	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは○)	課税価額 (④+⑤) (1,000円未満は切り捨て)	法定相続人の数	相続税の総額	一般の場合 (⑥の場合を除く)	相続税額 (⑦+⑧)
1604041485	1845900	1602195565	3000000	3人	661525800	1.00	661525800

付表1作成

次の①から③までのいずれかに該当する場合に使用します。

- ① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の直前に死亡している場合
- ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
- ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

「第1表の付表1」納税義務等の承継に係る明細書(兼相続人の代表者指定届出書)を作成します

コード	死亡した者	取得原因
<input checked="" type="checkbox"/> 01	相続 花子	相続
<input type="checkbox"/> 02	相続 一郎	相続/相続時精算課税
<input type="checkbox"/> 03	財産 幸子	相続

付表1の作成を行います。

付表2作成

相続税について、相続時精算課税適用者等に還付される税額がある場合に使用します。

「第1表の付表2」還付される税額の受取場所を作成します

付表2の作成を行います。

帳票設定

①出力条件の選択

- すべての相続人を出力する
- 第1表の①、②、③または④に金額がある相続人を出力する

「帳票設定」ボタンで表示形式の変更が可能です。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 9) 第1表 課税価格、相続税額 ②

春日部 税務署長 相続税の申告書 F D 3 5 6 1

相続開始年月日 01年05月11日

第1表 (平成31年1月分以降用)

氏名	相続 太郎	相続 花子
生年月日	昭和 18 年 10 月 19 日 (年齢 75 歳)	昭和 25 年 08 月 17 日 (年齢 68 歳)
住所	埼玉県春日部市 〇〇3丁目5番16号	〒 344-0000 埼玉県春日部市〇〇3丁目5番16号 ( 048 - 123 - 5555 )
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。	相続、遺贈、相続時特種課税に係る贈与
課税価格の計算		
① 取得財産の価額	1604041465	809335471
② 相続時特種課税適用財産の価額		
③ 債務及び葬式費用の金額	1845900	1845900
④ 純資産価額	1602195565	807489571
⑤ 控除額	3000000	1000000
⑥ 課税価格	1605193000	808489000
⑦ 相続税の総額	661525800	330762900
⑧ 一般の場合	1.00	0.50
⑨ 相続税額	661525800	330762900
⑩ 納税額		

分割案作成

現在編集中の相続税申告データを分割案として退避できます。分割案情報を入力してください。

※退避したデータは、分割案一覧画面より編集中の相続税申告データに復元することができます。

分割案情報

分割案名: 分割案①

備考: ○〇商事の株式3,000,000円を相続花子が相続した場合

F1 ヘルプ F12 漢字 Enter 確定 ESC キャンセル

- 作成した申告書の内容を分割案として保存できます。
- 任意の「分割案名」を作成してください。

分割案一覧

件数: 3/20

分割案名	備考	分割案作成年月日
分割案①	○〇商事の株式3,000,000円を相続花子が相続した場合	R.010828 13:52:51
分割案②	○〇商事の株式3,000,000円を相続花子が相続した場合	R.010828 13:54:27
分割案③	○〇商事の株式3,000,000円を相続一郎が相続した場合	R.010828 13:54:48

F1 ヘルプ F2 閉じる F3 上へ F4 下へ F6 名称変更 F7 削除 F9 印刷 Enter 復元

- 保存した分割案のデータを「復元」できます。
- ※現在のデータに上書きしてしまうので、注意してください。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 9) 第1表 課税価格、相続税額 ③

**比較表の確認**

下記の分割案の比較結果は以下のとおりです。  
詳細情報を確認したい場合は、印刷処理を実行してください。

分割案①: 編集中の相続税申告データ  
分割案②: 分割案②

申告税額 課税価格

氏名	分割案①	分割案②	差額(案①-案②)
① 各人の合計			
相続 太郎	330,762,800	330,762,800	0
② 財産を取得した人			
相続 花子	0	0	0
相続 一郎	165,381,400	165,381,400	0
財産 幸子	165,381,400	165,381,400	0

相続財産の種類別価額及び相続税額の比較表

氏名	各人の合計			財産を取得した人		
	相続 太郎	相続 花子		相続 太郎	相続 花子	
取得財産の価額	1,604,041,465	1,604,041,465	0	809,335,471	809,335,471	0
債務及び葬式費用の金額	1,845,900	1,845,900	0	1,845,900	1,845,900	0
純資産価額	1,602,195,565	1,602,195,565	0	807,489,571	807,489,571	0
純資産価額に計算される 標準課税分の贈与財産価額	3,000,000	3,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
課税価格	1,605,193,000	1,605,193,000	0	808,489,000	808,489,000	0
法定相続人の数及び 遺産に係る基礎控除額	3人 48,000,000	3人 48,000,000	0人 0			
相続税の総額	661,525,800	661,525,800	0			
あ ん 分 割 合	1.00	1.00	0.60	0.60	0.00	
算出税額	661,525,800	661,525,800	0	330,762,900	330,762,900	0
相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額						
各人の算出税額						
算出税額						
配偶者の税額軽減額	330,762,900	330,762,900	0	330,762,900	330,762,900	0
未成年者控除額						
障害者控除額						
相次相続控除額						
外国税額控除額						
計	330,762,900	330,762,900	0	330,762,900	330,762,900	0
差引税額	330,762,900	330,762,900	0	0	0	0
相続時精算課税分の 贈与税額控除額						
医療法人控除税額控除額						
小計	330,762,800	330,762,800	0	0	0	0
納税額予税額						
申告納税額	330,762,800	330,762,800	0	0	0	0
申告納税額						

**比較表作成**

現在編集中の相続税申告データ及び消去した分割案データから「相続税額等の比較表」を作成できます。  
比較したい分割案データを2案選択してください。

分割案の選択  
比較表の対象となる分割案①: 編集中の相続税申告データ  
比較表の対象となる分割案②: 分割案②

分割案名	備考	選択情報
① 編集中の相続税申告データ		分割案①
② 消去した分割案データ		分割案②
分割案②	○商事の株式8,000,000円を相続花子が相続した場合	分割案②
分割案②	○商事の株式8,000,000円を財産花子が相続した場合	分割案②
分割案②	○商事の株式8,000,000円を相続一郎が相続した場合	分割案②

- ・ 編集中の申告データ及び保存した分割案の中で「比較表」を作成することができます。
- ・ 「比較表の対象となる分割案①」及び「比較表の対象となる分割案②」を指定し、申告納税額及び課税価格を確認できます。
- ・ 相続財産の種類別価額及び相続税額の比較表を印刷できます。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 1 0) 第2表 相続税の総額の計算書

相続税の総額の計算書					被相続人	相続 太郎
<small>○この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。            なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑥欄から⑦欄までは記入する必要がありません。</small>						
① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額		
① (第1表) (第3表) (第4表)	1,605,193,000 円	② 万円 + ( 600 万円 × ⑤ ) = 4,800 万円	⑤ (第3表) (第4表)	③ (第1表) (第3表) (第4表)	1,557,193,000 円	
⑥の人数及び⑦の金額を第1表⑧へ転記します。						
④ 法定相続人 ((注)1参照)		⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分		第1表の「相続税の総額⑦」の計算		第3表の「相続税の総額⑧」の計算
氏名	被相続人との続柄	法定相続分	⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (②×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)	⑧ 法定相続分に 応ずる取得金額 (②×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑨ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)
相続 花子	妻	1/2	778,596,000 円	356,227,800 円		
相続 一郎	長男	1/4	389,298,000 円	152,649,000 円		
財産 幸子	長女	1/4	389,298,000 円	152,649,000 円		

第2表 (平成27年分以降用)

法定相続人の数

法定相続人の数:  3 人

Enter 確定    ESC キャンセル

- ・法定相続人及び相続税の総額は自動で表示・計算します。
- ・修正する場合は、「法定相続人の数」で調整します。



# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 1 1) 第4表 相続税額の加算金額の計算書

相続税額の加算金額の計算書		被相続人	相続 太郎
<p>この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系卑属を含みます。)及び配偶者以外の人がある場合に記入します。</p> <p>なお、相続や遺贈により取得した財産のうち、相続特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理財産又は同法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理財産がある人は、第4表の付表を作成します。</p> <p>(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。</p>			
加算の対象となる人の氏名	相続 三郎	田中 一郎	
各人の税額控除前の相続税額 (第1表④又は第1表⑤の金額)	5,064,933 <sup>円</sup>	15,194,799 <sup>円</sup>	
相続開始時被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続人から相続時特種課税に係る贈与を受け、かつ、その贈与を受けた財産の価額が、被相続人から相続、遺贈や相続特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理財産又は同法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理財産である場合の加算額(第1表①+第1表②+第1表③)	2,000,000	3,000,000	
被相続人から相続、遺贈や相続特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理財産又は同法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理財産である場合の加算額(第1表①+第1表②+第1表③)	12,000,000	40,000,000	
加算の対象とならない相続税額を控除する	844,155	1,139,609	
措置法第70条の2の2第10項第2号に規定する管理財産がある場合の加算の対象とならない相続税額(第4表の付表④)			
措置法第70条の2の3第10項第2号に規定する管理財産がある場合の加算の対象とならない相続税額(第4表の付表⑤)			
相続税額の加算金額 (①×0.2) ただし、上記④～⑤の金額がある場合には、 (①-④-⑤)×0.2となります。	844,155	2,811,038	

第4表  
(平成31年1月分以降用)

- 「相続人情報の登録」で「2割加算の適用」を「該当する」に設定した相続人が表示されます。
- 必要項目を入力します。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 1 2) 第4表の付表 相続税額の加算金額の計算書付表

相続税額の加算金額の計算書付表		被相続人	相続 太郎	第4表の付表 (平成31年1月分以降)		
<p>1 積立法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理種類がある場合 この表は、相続、遺贈や相続財産管理に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血縁(代襲して相続人となった直系尊属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、その人のうちで、相続税特別措置法第70条の2の3(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理種類で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものが記入します。 (注)一親等の血縁であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。</p>						
加算の対象となる人の氏名 (相続や遺贈により取得した財産のうち に相続や遺贈により取得したものとみな される相続税特別措置法第70条の2の3 第10項第2号に規定する管理種類がある 人に限ります。)	相続 三郎					
各人の相続税額前の相続税額 (第1表の②又は第1表の③の金額)	5,064,933	円	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により 取得したものとみなされる管理種類 被相続人から相続、遺贈や相続財産 管理に係る贈与によって取得した 財産で相続税の課税価格に算入され た財産の価額 (第1表の④+第1表の⑤)	12,000,000	円	円	円	円	円
債務及び葬式費用の金額 (第1表の⑥)		円	円	円	円	円
④-⑥(赤字のときは0)	12,000,000	円	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続財産 管理に係る贈与によって財産を取 得した人が、相続開始前3年以内 に被相続人から贈与税に課税さ れた財産で相続税の課税 価格に算入された財産の価額 (第1表の⑦)		円	円	円	円	円
加算の対象とならない相続税額 ④×⑧-⑥×⑧ (⑧を記入する場合には、 ⑧を1とします。)	0	円	円	円	円	円
(注) 各人の金額の金額を第4表のその人の金額に転記します。						
<p>2 積立法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理種類がある場合 この表は、相続、遺贈や相続財産管理に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血縁(代襲して相続人となった直系尊属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、その人のうちで、相続税特別措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理種類で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものが記入します。 (注)一親等の血縁であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。</p>						
加算の対象となる人の氏名 (相続や遺贈により取得した財産のうち に相続や遺贈により取得したものとみな される相続税特別措置法第70条の2の3 第10項第2号に規定する管理種類がある 人に限ります。)						
各人の相続税額前の相続税額 (第1表の②又は第1表の③の金額)		円	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により 取得したものとみなされる管理種類 被相続人から相続、遺贈や相続財産 管理に係る贈与によって取得した 財産で相続税の課税価格に算入され た財産の価額 (第1表の④+第1表の⑤)		円	円	円	円	円
債務及び葬式費用の金額 (第1表の⑥)		円	円	円	円	円
④-⑥(赤字のときは0)		円	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続財産 管理に係る贈与によって財産を取 得した人が、相続開始前3年以内 に被相続人から贈与税に課税さ れた財産で相続税の課税 価格に算入された財産の価額 (第1表の⑦)		円	円	円	円	円
加算の対象とならない相続税額 ④×⑧-⑥×⑧ (⑧を記入する場合には、 ⑧を1とします。)		円	円	円	円	円
(注) 各人の金額の金額を第4表のその人の金額に転記します。						

相続人一覧

コード	氏名
04	相続 三郎
06	田中 一郎

Enter 確定  
ESC キャンセル

- 「加算の対象となる人の氏名」を相続人一覧から選択します。
- 必要項目を入力します。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 1 3) 第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書（直接入力）

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書		被相続人	相続 太郎
この表は、第14条の「1 純資産価額に加重される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明確」欄に記載した財産のうち相続税の課税価格に加重されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。			
控除を受ける人の氏名		財産 幸子	
贈与税の申告書の提出先		市川 税務署	
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受ける財産（特例贈与財産）を取得した場合			
相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	①	5,000,000	円
そのうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	②	5,000,000	円
その年分の暦年課税分の贈与税額	③	485,000	円
控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分） (③×②÷①)	④	485,000	円
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受けない財産（一般贈与財産）を取得した場合			
相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税の配当控除後の価額）	⑤		円
そのうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑥		円
その年分の暦年課税分の贈与税額	⑦		円
控除を受ける贈与税額（一般贈与財産分） (⑦×⑥÷⑤)	⑧		円
贈与税の申告書の提出先		市川 税務署	
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受ける財産（特例贈与財産）を取得した場合			
相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	⑨		円
そのうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑩		円
その年分の暦年課税分の贈与税額	⑪		円
控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分） (⑪×⑩÷⑨)	⑫		円

・「控除を受ける人の氏名」は、入力する欄をダブルクリックし、「相続人一覧」から選択します。

コード	氏名
01	相続 花子
02	相続 一郎
03	財産 幸子

・「贈与税の申告書の提出先」は、直接手入力か「F3:参照」で選択します。

税務署一覧	詳細情報
千葉東税務署	
千葉西税務署	
千葉南税務署	
成田税務署	
松戸税務署	
柏税務署	
市川税務署	名称: 市川税務署 (いちかわぜいしよ) 郵便番号: 272-8573 住所: 市川市北方1-11-10 電話番号: 047-335-4101 管轄地域: 市川市、浦安市

・その他必要項目を入力します。

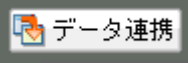
## 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

### （1）相続税申告書の作成

#### 1 3）第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書（贈与税の達人からのデータ連携）

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書		被相続人	相続 太郎
この表は、第14表の「1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記載した財産のうち相続税の課税価額に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。			
控除を受ける人の氏名		財産 幸子	
贈与税の申告書の提出先			
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けず財産（特別贈与財産）を取得した場合		市川	税務署
相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	①	5,000,000	円
①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特別贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の差額となった価額）	②	5,000,000	円
その年分の暦年課税分の贈与税額	③	485,000	円
控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分） ③×②÷①	④	485,000	円
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けず財産（一般贈与財産）を取得した場合			
相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税の配当控除後の価額）			
⑤			円
⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の差額となった価額）	⑥		円
その年分の暦年課税分の贈与税額	⑦		円
控除を受ける贈与税額（一般贈与財産分） ⑦×⑥÷⑤	⑧		円
贈与税の申告書の提出先			
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けず財産（特別贈与財産）を取得した場合			
相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	⑨		円
⑨のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特別贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の差額となった価額）	⑩		円
その年分の暦年課税分の贈与税額	⑪		円
控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分） ⑪×⑩÷⑨	⑫		円

・「贈与税の達人」をご利用で、贈与税の達人の基本情報「F6:税務履歴」にデータがある場合には、「データ連携」で取り込むことができます。

・画面左上の「 データ連携」をクリックします。

・「参照」を選択し、取り込む受贈者データを選択します。

・「確定」をクリックするとデータが取り込まれます。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 1 4) 第5表 配偶者の税額軽減額の計算書

相続税の達人(平成31年分以降用) for Cube - [ SOUZOKU001 相続 太郎 平成31年分 確定 ] - [ 申告書の作成 ]

ファイル(F) 環境設定(E) ツール(T) ヘルプ(H)

新規作成 開く 保存 プリント設定 データ管理 データベース管理 ウィザード 情報コミュニティ ログイン:職員07

印刷 拡大 縮小 100% 付表作成

### 配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人 相続 太郎

第5表 (平成21年4月分以降用)

私は、相続税法第18条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	(第1表の④の金額) (配偶者の法定相続分)	④*	円
1,542,919,000円 × $\frac{1}{2}$ = 771,459,500円		771,459,500	
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円			

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	①分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	②債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の②の金額)	③未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④(①-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	⑤純資産価額に計算される周年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥(①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	円
616,684,283	1,845,900		1,845,900	1,000,000	615,838,000		

⑦相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑨課税価格の合計額 (第1表の④の金額)	⑩配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)	円
628,831,400	615,838,000	1,542,919,000	250,990,668	

配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑧又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑩の金額)	⑪	円
(251,532,560円 - )		251,532,560	

配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑫	円
		250,990,668	

(注) ④の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額④」欄に転記します。

ESC 業務メニュー ヘルプ F1 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12 漢字 Enter 補助入力 NUM

・計算書は自動計算します。

※「相続人情報の登録」で「配偶者税額軽減の特例」を「受ける」に設定した相続人が表示されます。

#### 付表作成

##### 付表作成

被相続人から相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。)により財産を取得した者のうちに財産を隠ぺい又は返還した者がいる場合に選択してください。  
※期限後申告書の付表又は、修正申告書の付表として使用します。

「第5表の付表」を作成します

F1

ヘルプ

Enter

確定

ESC

キャンセル

付表の作成を行います。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## （1）相続税申告書の作成

### 1 5) 第6表 未成年者控除 障害者控除

未成年者控除額 障害者控除額 の計算書						被相続人	相続 太郎	第6表 (平成27年分以降用)
1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳にならない人がいる場合に記入します。)								
未成年者の氏名	相続 三郎				計			
年 齢 (1年未満切捨て) ①	15 歳	歳	歳	歳				
未成年者控除額 ②	10万円×(20歳-15歳) = 500,000円	10万円×(20歳- 歳) 円	10万円×(20歳- 歳) 円	10万円×(20歳- 歳) 円	500,000円			
未成年者の第1表の(③+④-⑤-⑥)又は(⑦+⑧-⑨-⑩)の相続税額 ③	円 0	円	円	円	円 0			
(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額④」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。								
控除しきれない金額 (②-③) ④	円 500,000	円	円	円	計 円 500,000			
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) ④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑤欄に記入します。								
扶養義務者の氏名					計			
扶養義務者の第1表の(③+④-⑤-⑥)又は(⑦+⑧-⑨-⑩)の相続税額 ⑤	円	円	円	円	円			
未成年者控除額 ⑥								

・相続人に未成年者、障害者がいる場合に入力します。

※「相続人情報の登録」で「未成年者控除の適用」「障害者控除の適用」を「該当する」に設定した相続人が表示されます。




# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 1 6) 第7表 相次相続控除

相次相続控除額の計算書				被相続人	相続 太郎
この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。					
1 相次相続控除額の総額の計算					
前の相続に係る被相続人の氏名		前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄		前の相続に係る相続税の申告書の提出先	
相続 太助		相続太郎の父		春日部 税務署	
① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満は切り捨て)	④ 10年 - ③の年数		
平成 22年03月10日	令和 01年05月11日	9 年	1 年		
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額(相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ (⑤-⑥)の金額		⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額(第1表の④の合計金額)	
19,411,546 円	4,250,000 円	15,161,546 円		1,604,195,565 円	
(⑥の相続税額)		(④の年数)		相次相続控除額の総額	
4,250,000 円 × $\frac{1,604,195,565 \text{ 円}}{15,161,546 \text{ 円}}$		× $\frac{1 \text{ 年}}{10 \text{ 年}}$		= ⑨ 425,000 円	
2 各相続人の相次相続控除額の計算					
(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、に農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人記入します。)					
今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額(第1表の各人の④の金額)	⑫ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第1表の④の各人の合計)	⑬ 各人の⑫の割合	⑭ 各人の相次相続控除額(⑩×各人の⑬の割合)
相続 花子	(上記⑩の金額)	807,489,571 円	1,604,195,565 円	0.5033610543	213,928 円
相続 一郎		397,352,997 円		0.2476961074	105,270 円
財産 幸子	425,000 円	397,352,997 円		0.2476961074	105,270 円

第7表 (平成21年4月分以降用)

相続 太助   追加  削除

「追加」ボタンをクリックし追加します。  
 ※「前の相続に係る被相続人の氏名」欄に氏名を入力すると、画面上部の「前被相続人一覧」に表示されます。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (1) 相続税申告書の作成

### 1 7) 第8表 外国税額控除 農地等納税猶予税額

外国税額控除額 農地等納税猶予税額 の計算書							被相続人	相続 太郎	第8表 平成31年 1月分以降用
1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)									
外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税の名称	① 納期限(年月日)	② 税額	③ ①の日に現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額(②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額に取得財産の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額(④と⑦のうちいずれの少ない方の金額)
種別 一姓	.....	..	.....		円	円		円	円
	.....	..	.....						0
	.....	..	.....						
	.....	..	.....						
	.....	..	.....						
	.....	..	.....						
(注) 1 ③欄は、在外財産の価額(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。 2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。 3 各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額」欄に転記します。									
2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)									
農業相続人の氏名		相続 花子							
納税猶予の基となる税額(第3表の各農業相続人の④の金額)		①	円		円		円		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表の⑤の欄の各農業相続人の⑤の金額)		②							
納上税の	税額控除額の計(第1表の各農業相続人の(③+④)の金額)	③	234,952,031						
猶予額の	第3表⑤の各農業相続人の算出税額	④	235,319,217						
控除額の	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表の⑤の欄の各農業相続人の⑤の金額)	⑤							
計	(③ - (④ + ⑤))の額	⑥	0						
算額	(赤字のときは0)	⑦	0						
農地等納税猶予税額(①+②-⑥)		⑦	0						
(注) 各人の⑦欄の金額を第8表のその人の「農地等納税猶予税額⑦」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、第8表の⑦欄の金額を第8表のその人の「農地等納税猶予税額⑦」欄に転記します。									

1. 外国税額控除  
 該当がある場合に、入力します。

2. 農地等納税猶予税額  
 ※「相続人情報の登録」で「農業相続人」を「該当する」に設定した相続人が表示されます。



# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (2) 延納申請書の作成

相続税延納申請書

〒 344-0000 埼玉県春日部市〇〇3丁目5番16号  
フリガナ ソウゾク イチロウ  
氏名 相続 一郎  
職業 ○〇事務 代表取締役 電話 048-123-5555

令和01年10月01日

1 延納申請税額

① 納付すべき相続税額	129,622,300 円
② ①のうち 物納申請税額	
③ ①のうち納税滞りをする税額	
④ 差引[(①)-(②)-(③)]	129,622,300
⑤ ④のうち 現金で納付する税額	
⑥ 延納申請税額 (④-(⑤))	129,622,300

2 金銭で納付することを困難とする理由  
別紙「金銭納付を困難とする理由書」のとおり。

3 不動産等の割合

区分	課税対象財産の価額 ②の税額がある場合は 課税対象資産等によります。	割合
立木の価額	⑦	⑧/④×⑩(小数2桁以下)
不動産等(④を 含む。)の価額	292,361,285	①④/④×⑩(小数2桁以下)
全体の課税対象 財産の価額	325,027,402	④
立木の価額	⑦(千円未満の端数切捨て)	⑧ (小数点第三位未満切り上げ ⑩%)
不動産等(④を 含む。)の価額	292,361,000	①④ (小数点第三位未満切り上げ ⑩%)
全体の課税対象 財産の価額	325,027,000	④(千円未満の端数切捨て)

4 延納申請税額の内訳

区分	延納申請税額
不動産等の割合(①)が75%以上の場合	115,090,100
不動産等の割合(①)が50%以上75%未満の場合	12,362,200
不動産等の割合(①)が50%未満の場合	

5 延納申請年数

延納申請年数	割合
10年以内	3.6%
5年以内	5.4%
1年以内	3.6%
10年以内	5.4%
5年以内	4.8%
5年以内	6.0%

6 利子税の割合

延納申請年数	割合
10年以内	3.6%
5年以内	5.4%
1年以内	3.6%
10年以内	5.4%
5年以内	4.8%
5年以内	6.0%

7 不動産等の財産の明細 別紙「不動産等の財産の明細書」のとおり

8 担保 別紙「担保」のとおり

データ取込

相続人の変更

相続人コード: 02  
フリガナ: ソウゾク イチロウ  
氏名: 相続 一郎  
法人区分: 個人  
個人番号:

取得原因:  相続  遺贈  相続特種清算  
相続放棄:  しない  
配偶者税額軽減の適用:  入力  要らない  
2割加算の適用:  入力  該当しない  
未成年控除の適用:  入力  該当しない  
障害者控除の適用:  該当しない  
農業相続人:  該当しない  
経営承継人:  該当しない  
特例経営承継人:  該当しない  
林業経営相続人:  該当しない  
医療法人持分相続人等:  該当しない  
委託相続人:  該当しない  
特例事業相続人等:  該当しない  
延納申請:  する  しない  
物納申請:  する  しない

・「データ取込」で延納申請者のデータを取り込みます。  
※「相続人の登録」で「延納申請:する」と設定した相続人が取り込まれます。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## (3) 物納申請書の作成

相 続 税 物 納 申 請 書

(〒 344-0000 )  
住所 埼玉県春日部市〇〇3丁目5番16号

フリガナ ソウゾク イチロウ  
氏名 相続 一郎

法人番号

職業 ○○新卒 代表取締役 電話 048-123-5555

春日部 税務署長 殿

年 月 日

下記のとおり相続税の物納を申請します。

記

1 物納申請税額

① 相 続 税 額	129,822,300 円
② 現金で納付する税額	50,000,000
③ 延納を求めようとする税額	
④ 納税猶予を受ける税額	
⑤ 物納を求めようとする税額 (①-②+③+④)	79,822,300

2 延納によっても金銭で納付することを困難とする理由

{物納ができるのは、延納によっても金銭で納付することが困難な範囲に限ります。}

別紙「金銭納付を困難とする理由書」の  
とあり。

3 物納に充てようとする財産

別紙目録のとおり。

4 物納財産の順位によらない場合等の事由

別紙「物納後財産等を物納に充てる理由書」のとおり。

\* 該当がない場合は、二重線で抹消してください。

5 その他参考事項

右の欄の該当の箇所を○で囲み住所氏名及び年月日を記入してください。	被相続人 遺贈者 (住所) 埼玉県春日部市 〇〇3丁目5番16号	
	(氏名) 相続 太郎	
	相続開始 遺贈年月日	令和 01 年 05 月 01 日
	相続開始(期限後、修正)、更正、決定年月日	令和 02 年 02 月 01 日
	納 期 限	平成 02 年 02 月 01 日
納税地の指定を受けた場合のその指定された納税地		
物納申請の却下に係る再申請である場合は、当該却下に係る「相続税物納却下通知書」の日付及び番号		第 年 月 日

税務署 整理権 平成 年 月 日 担当書印

データ取込

相続人の変更

相続人コード: 02

フリガナ: ソウゾク イチロウ

氏名: 相続 一郎

法人個人区分: 個人

個人番号: [参照]

生年月日: 昭和 59 年 03 月 24 日

年齢:  入力 41 歳

性別: 男性

続柄: 長男

被相続者名: [参照]

被相続者の続柄: [参照]

職業: ○○新卒 代表取締役

郵便番号: 344 - 0000 [参照]

住所: 埼玉県春日部市〇〇3丁目5番16号 [参照]

電話番号: 048 - 123 - 5555

メールアドレス: [参照]

利用者識別番号: [参照]

取得原因:  相続  遺贈  相続時特例課税

相続放棄: しない

配偶者後継相続の適用:  入力 受けない

?割加算の適用:  入力 該当しない

未成年者控除の適用:  入力 該当しない

障害者控除の適用: 該当しない

農業相続人: 該当しない

経営承継人: 該当しない

特別経営承継人: 該当しない

林業経営相続人: 該当しない

医療法人特分相続人等: 該当しない

委託相続人: 該当しない

特別事業相続人等: 該当しない

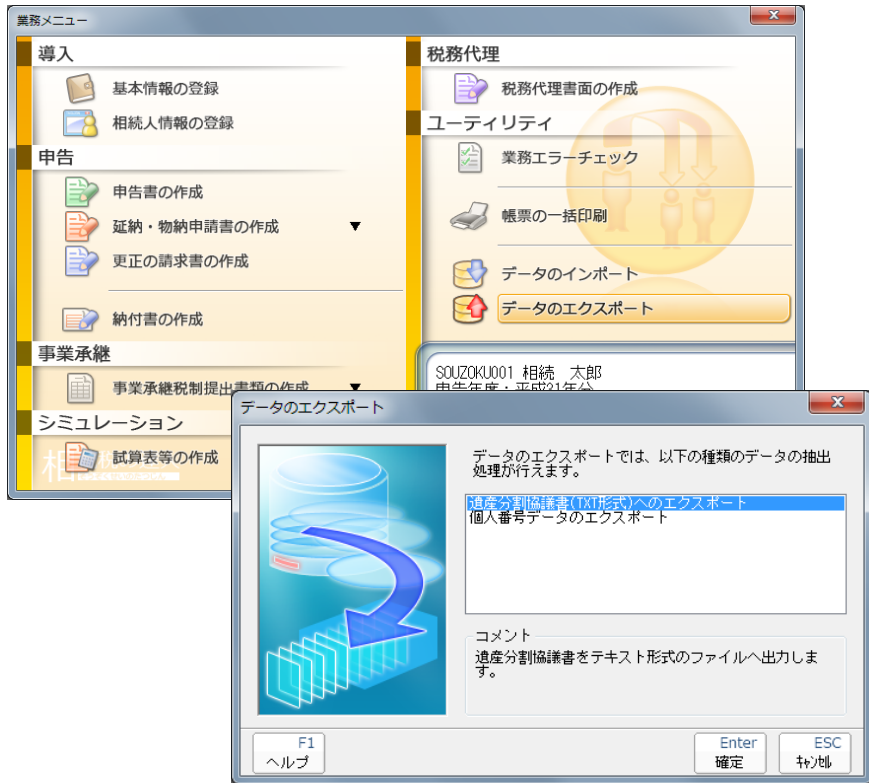
延納申請: しない

物納申請: する

・「データ取込」で物納申請者のデータを取り込みます。  
※「相続人の登録」で「物納申請:する」と設定した相続人が取り込まれます。

# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## （4）データのエクспорт（遺産分割協議書）



TXT形式ファイルで出力されます。  
Word等で開き、自由に加工できます。

遺産分割協議書

被相続人 相続 太郎 の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

1. 相続人 相続 花子 が取得する財産					
( 1 ) 宅地	(不整形)世田谷区〇〇	650 m <sup>2</sup>	(持分 1/2)		1,000 円
( 2 ) 宅地	(地籍規模大)世田谷区〇〇	750 m <sup>2</sup>	(持分 1/2)		2,000,000 円
( 3 ) 宅地	(相当年代)世田谷区〇〇	120 m <sup>2</sup>	(持分 1/2)		
( 4 ) 定借権の底地	世田谷区〇〇	200 m <sup>2</sup>	(持分 1/2)		
( 5 ) 宅地	あきる野市〇〇800 番地土地信託	545 m <sup>2</sup>	(持分 1/2)		
( 6 ) 宅地	あきる野市〇〇780 番地	500 m <sup>2</sup>	(持分 1/2)		
( 7 ) 機械	機械装置〇〇工業製	7,648,940 円			
( 8 ) 特定同族株式 (配当還元)	株 配当還元	1,000 株			
( 9 ) 特定同族株式 (その他)	株 原則評価	70,000 株			
( 10 ) 特定同族出資 (その他)	医療法人 〇〇会	70,000 口			
( 11 ) その他の株式	〇〇電気株	2,000 株			
( 12 ) その他の株式	株〇〇銀行	5,000 株			
( 13 ) その他の株式	〇〇石油株	8,000 株			
( 14 ) その他の株式	株〇〇	10,000 株			
( 15 ) その他の株式	株〇〇建設	120,000 株			
( 16 ) さわやか年金プラン	さわやか生命保険相互会社	2,848,500 円			
( 17 ) ゆったり年金プラン	さわやか生命保険相互会社				

取得する財産

相続人の次債務を負担する  
春日部市役所

費用 1,500,000 円を負担する

遺産分割の協議が成立したので、これを証するための本書を作成し、以下に各自署名

埼玉県春日部市〇〇8 丁目 5 番 16 号  
相続人 相続 花子

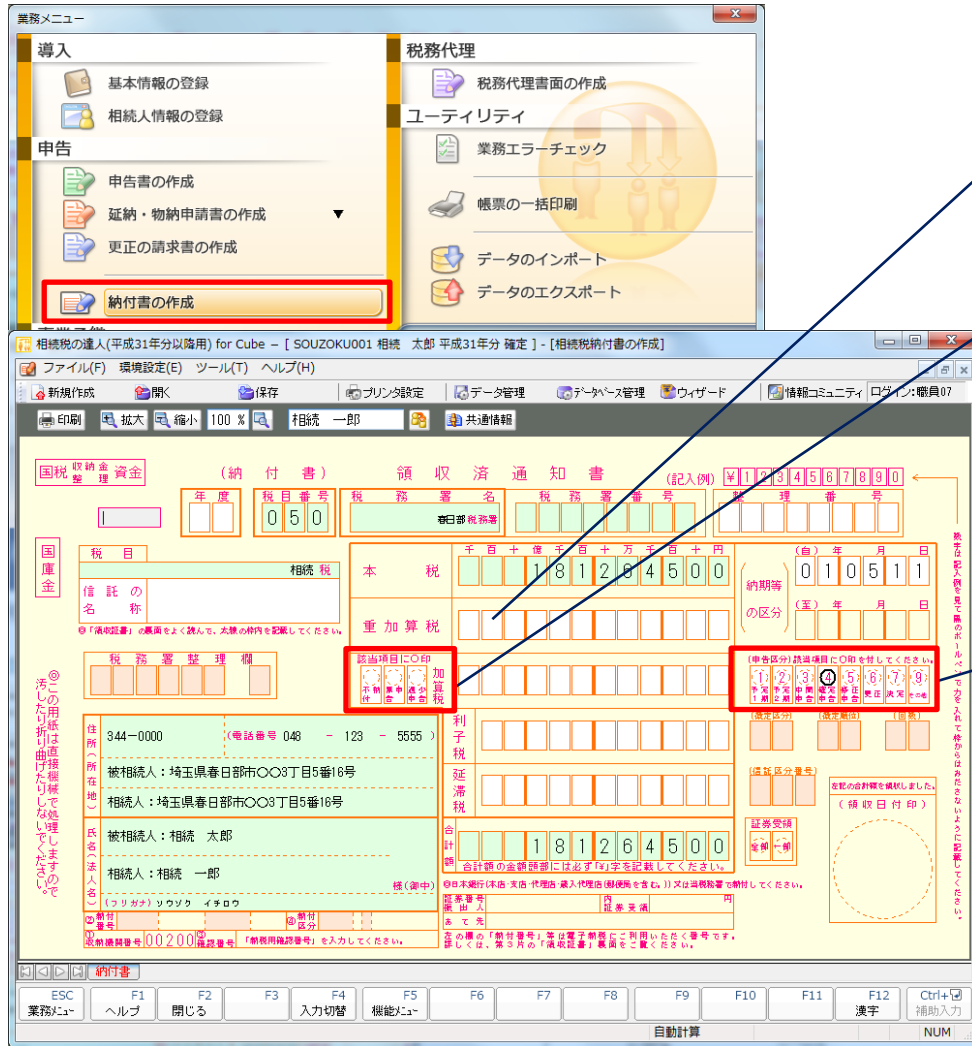
埼玉県春日部市〇〇8 丁目 5 番 16 号  
相続人 相続 一郎

千葉県市川市〇〇6 丁目 3 番 1 号  
相続人 財産 幸子

相続人 相続 三郎

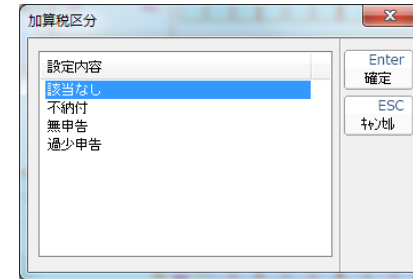
# 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

## （5）納付書の作成

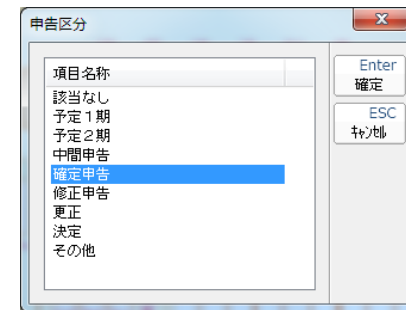


・納付書の作成を選択すると、「（納付書）領収済通知書」が表示されます。  
※重加算税、加算税、利子税、延滞税の金額等は、手入力します。

・赤枠部分をダブルクリックし、該当するものを選択します。



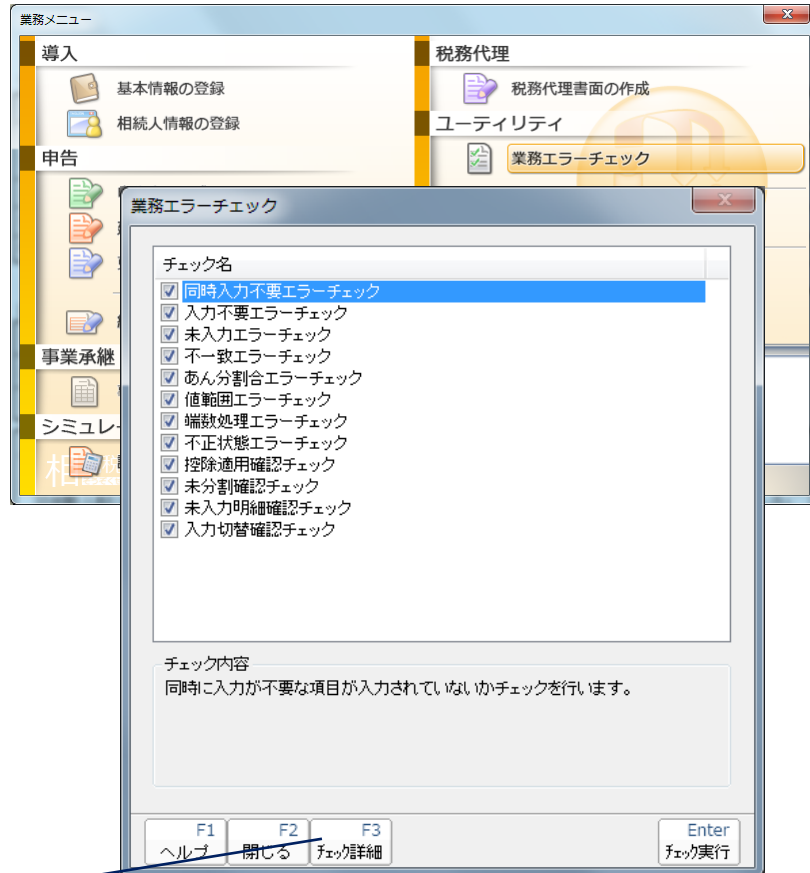
・赤枠部分をダブルクリックし、該当するものを選択します。



## 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

### （6）業務エラーチェック

■業務エラーチェックでは、作成した帳票に不備や誤りがないかをチェックし、結果をPDFファイルに出力できます。



・「F3:チェック詳細」では、どのような内容に基づいてエラーチェックがされているかを詳細に確認できます。

作成日時：令和01年08月31日16時51分

### チェック内容一覧

個人コード	被相続人氏名	確認日付	チェック②	チェック①	担当
SOUZOKU001	相続 太郎	/ /	/	/	/
税目	申告区分	申告年度	印		
相続税	確定	平成31年分			

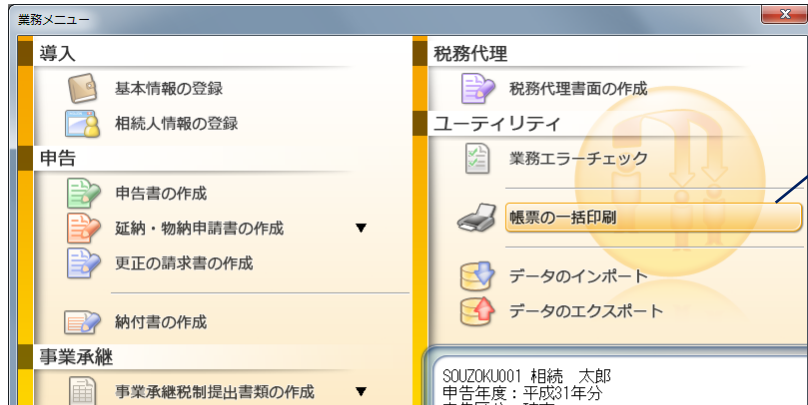
○チェック項目詳細リストとの照合の結果、以下の通りのエラー及び確認項目が存在します。

チェック名	チェック内容	確認欄
控除適用確認	帳票名：第7表 ページ：相続 太郎 1ページ [2 各相続人の相次相続控除額の計算 各人の相次相続控除額]と[(A)相次相続控除額の総額]の値が一致していません。 [(A)相次相続控除額の総額]の配分に超過又は余りが存在するため、相次相続控除額の適用について確認してください。	
未入力明細確認	帳票名：第8表 ページ：1ページ 明細：1明細目 [1 外国税額控除 明細]のすべての項目が入力されていません。 上記明細の内容について確認してください。	
未入力明細確認	帳票名：第11表 ページ：2ページ 明細：6明細目 [財産の明細]のすべての項目が入力されていません。 上記明細の内容について確認してください。	
未入力明細確認	帳票名：第11表 ページ：2ページ 明細：7明細目 [財産の明細]のすべての項目が入力されていません。 上記明細の内容について確認してください。	

## 5. 「相続税の達人」基本操作（申告書の作成ほか）

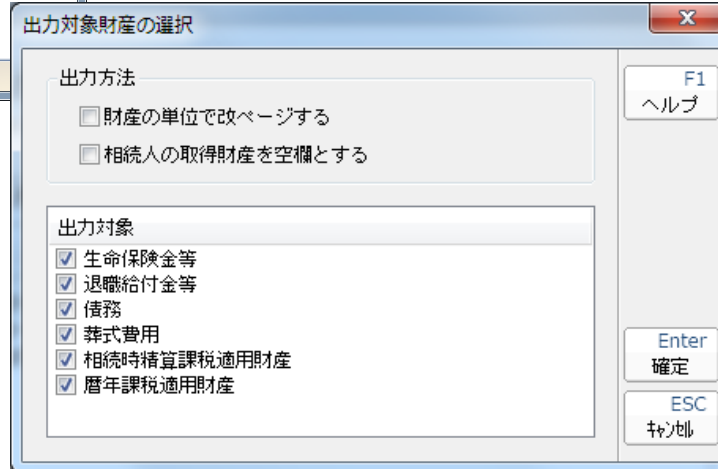
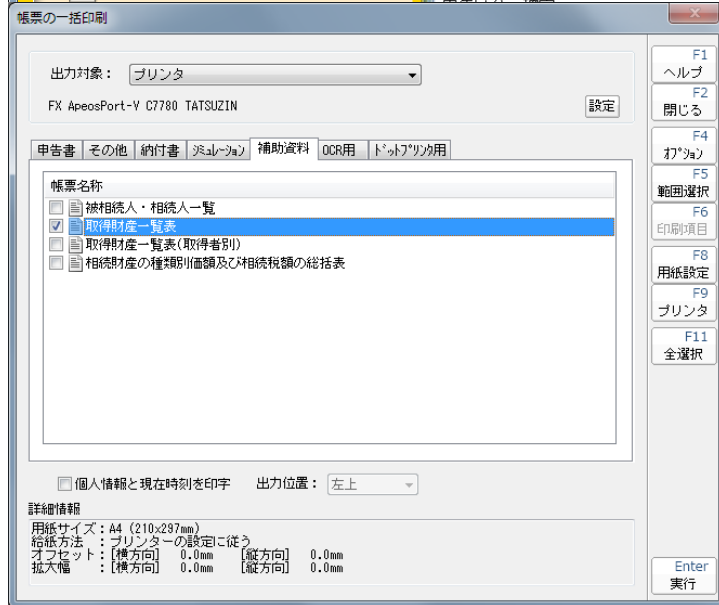
### （7）帳票の一括印刷

- 補助資料として、「取得財産一覧表」や「所得財産一覧表（所得者別）」の出力ができます。



- ・ 「帳票の一括印刷」を選択します。
- ・ 「補助資料」タブを選択し、「取得財産一覧表」および「取得財産一覧表（取得者別）」にチェックを入れ、「実行」をクリックします  
※纏めて印刷したい場合には、両方にチェックを入れます。

※「出力方法」や「出力対象」を選択して印刷したい場合には、「F4:オプション」ボタンで、「出力方法」や「出力対象」を選択します。



## 6. 「電子申告の達人」の対応について

## 6. 「電子申告の達人」の対応について

令和元年10月1日（予定）より「国税電子申告・納税システム」（e-Tax）において、相続税の電子申告が以下の内容にて始まります。

それに伴い「電子申告の達人」では、令和元年10月19日（予定）より相続税電子申告に対応したプログラムを提供いたします。

### ◆対象年分

平成31年分以降の確定申告 ※2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した場合の申告

### ◆代理人による送信

複数人の相続人等の申告をまとめて送信可能 ※1データあたり最大9名分

※代理送信時でも相続人それぞれの利用者識別番号の取得が必要です。

代理人が送信後には、相続人それぞれのメッセージボックスにも受信通知が格納されます。

### ◆各種機能

添付書類のイメージデータ送信、受信通知からの電子納税など



## 6. 「電子申告の達人」の対応について

### ◆電子申告対応帳票（予定）

1	第1表	8	第6表 (未成年者控除額 障害者控除額 の計算書)	15	第11・11の2表の付表1
2	第1表 (続)	9	第7表	16	第11・11の2表の付表1(続)
3	第1表の付表2	10	第8表	17	第11・11の2表の付表1(別表)
4	第2表 (相続税の総額の計算書)	11	第9表 (生命保険金などの明細書)	18	第13表 (債務及び葬式費用の明細書)
5	第4表 (相続税額の加算金額の計算書)	12	第10表 (退職手当金などの明細書)	19	第14表
6	第4表の2	13	第11表 (相続税がかかる財産の明細書)	20	第15表 (相続財産の種類別価額表)
7	第5表 (配偶者の税額軽減額の計算書)	14	第11の2表	21	第15表 (続)

※ 税制改正等により、対象帳票（種類、名称など）が変更となる場合があります（上記の申告書は平成31年3月末時点のものです。）。

※ 納税猶予等の特例関係の申告書など、上記以外のものについてはe-Taxで受付をすることができません。

## 7. その他

### ■達人Cubeオプション クラウドサービスのご紹介

#### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」 **NEW**

- ✓ 達人シリーズをクラウド化
- ✓ 達人シリーズのアップデートや端末の入れ替えにかかる手間を大幅に軽減
- ✓ ローカルPCにインストールした場合と変わらない操作感

#### (2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

- ✓ デスクトップ環境をまるごとクラウド化
- ✓ 主要連動会計ソフト動作検証済み、お手持ちのインストーラ等からインストール可能
- ✓ クラウド上で会計・税務データを管理・運用できるため安心

#### (3) 達人Cube「クラウドストレージ」

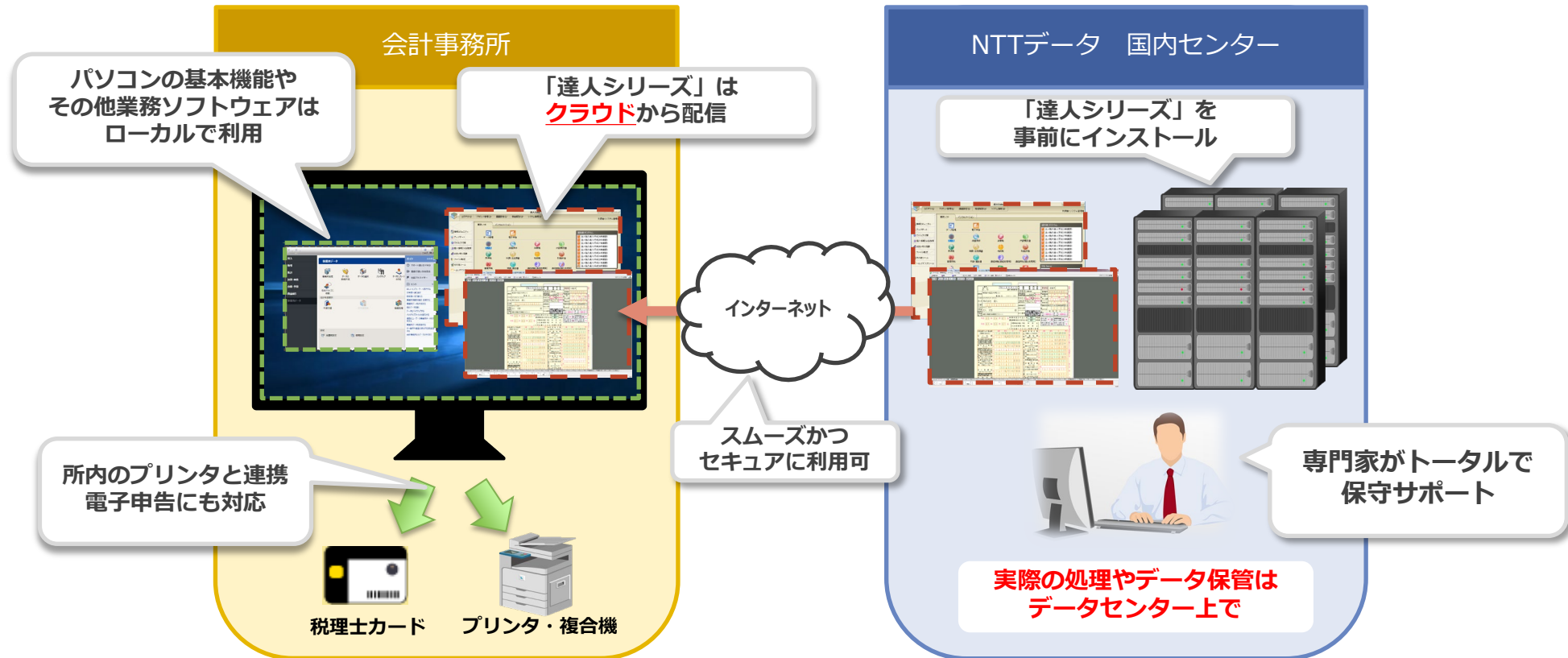
- ✓ インターネット経由で業務データをお手軽に保管
- ✓ 高度なセキュリティ機能により、大切な情報資産をセキュアに保全
- ✓ 万が一の災害時も、保管されたデータから即座に復旧できるため安心

## 7. その他

### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」 **(新商品)**

達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」とは、NTTデータのデータセンターで運用される仮想サーバーにインストールされた達人シリーズを、インターネットを介して事務所内のクライアント端末で利用できるサービスです。

達人シリーズのアップデートや端末の入れ替えにかかる手間を大幅に軽減するだけでなく、業務データをセキュアに保全できます。



### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」 **(新商品)**

#### 【導入メリット】

①達人シリーズをまるごとクラウド化でき、管理の手間から開放されます。

- ✓ 達人シリーズのアップデート作業は、クラウド上のサーバー1台だけでOK
- ✓ 事務所内のコンピュータにアプリやデータが残らないため、パソコンの入れ替えもラクラク
- ✓ ご契約中の達人シリーズを事前にインストール

②万全のセキュリティでお客様の情報資産をお守りします。

- ✓ NTTデータの国内最大級のデータセンターで、専門エンジニアが24時間365日システム監視
- ✓ VMとローカルコンピュータの間の通信経路は暗号化
- ✓ ID&PW認証とクライアント証明書でアクセス制御

③クラウド環境での業務を、お手軽にはじめられます。

- ✓ 達人Cubeだから最短三ヶ月からご利用可能
- ✓ 事務所規模に合わせた4プランをご用意
- ✓ Webブラウザからサクサク起動、セットアップも簡単

## 7. その他

### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」 **(新商品)**

#### ①VM本体

【価格は全て月額、消費税別】

グレード	CPU数	メモリ	システム領域 (Cドライブ) 容量	標準販売価格	推奨利用人数
プラン1	4vCPU	8GB	100GB	16,000円	10名
プラン2	8vCPU	16GB	200GB	20,000円	25名
プラン3	12vCPU	24GB	300GB	24,000円	40名
プラン4	16vCPU	32GB	400GB	30,000円	60名

※OSとインストール済みアプリが30GB程度を専有します。

#### ②クライアントアクセスライセンス

ライセンス数	標準販売価格
5CAL	13,500円
8CAL	21,600円
10CAL	27,000円

※**利用する人数分**のライセンス契約が必須です。

※10ライセンス以上は、5ライセンス追加ごとに13,500円/月が加算されます。

#### ③共有ファイル領域 (Sドライブ)

契約単位	標準販売価格
50GB	3,600円

※最低契約容量は50GB、上限は2TBです。

※容量を削減する場合、8,500円の作業手数料が必要です。

#### ④業務ソフト(オプション)

名称	標準販売価格
MS Office Standard2019	1,200円

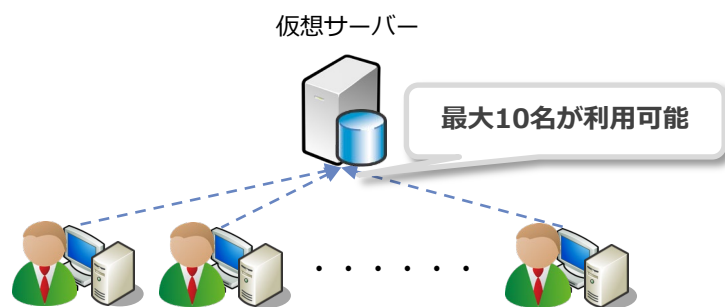
※クライアントアクセスライセンスと同数の契約が必須です。

## 7. その他

### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」 **(新商品)**

#### ■ 利用人数：10名

10名規模向けの仮想サーバー1台で運用



<構成>

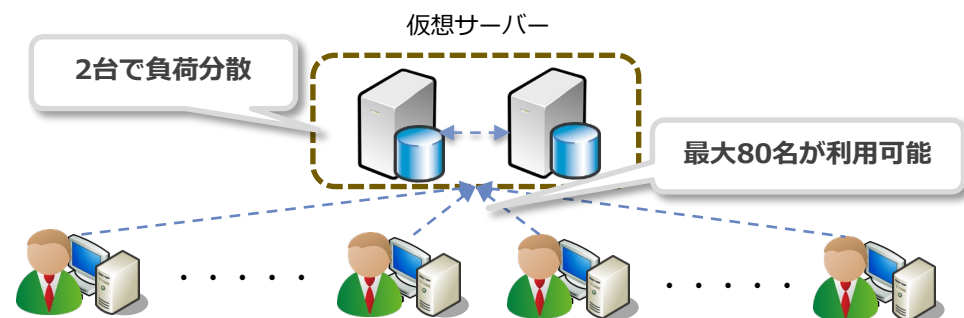
メニュー名	数量	金額
サーバ本体(プラン1)	1	16,000円
クライアントアクセスライセンス	10	27,000円
共有ファイル領域(Sドライブ)	50GB	3,600円

合計コスト(月額) **46,600円**

合計コスト(年額) **559,200円**

#### ■ 利用人数：80名

40名規模向けの仮想サーバー2台で運用



<構成>

メニュー名	数量	金額
サーバ本体(プラン3)	2	48,000円
クライアントアクセスライセンス	80	216,000円
共有ファイル領域(Sドライブ)	200GB	14,400円

合計コスト(月額) **278,400円**

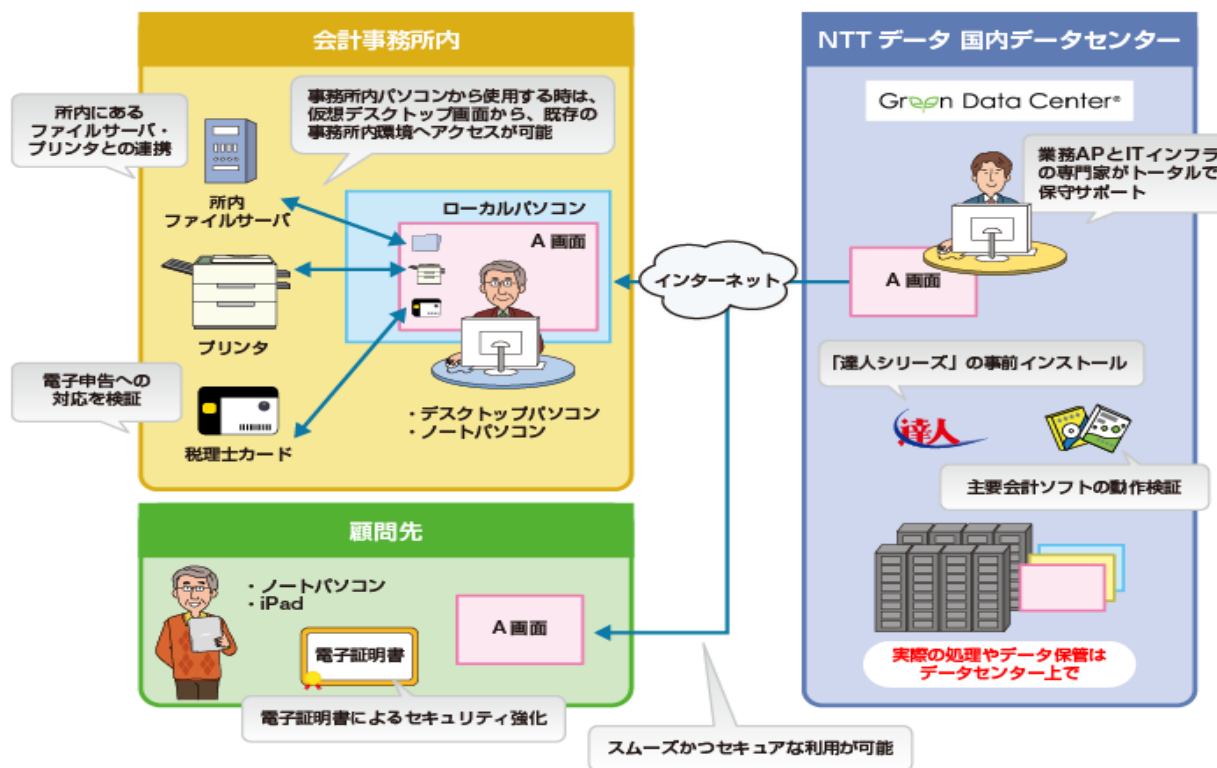
合計コスト(年額) **3,340,800円**

## 7. その他

### (2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

達人Cube「クラウドデスクトップ」は、税理士事務所の業務をセキュアかつ便利に推進するために開発されたデスクトップサービスです。NTTデータのデータセンターで運用される仮想コンピュータ（VM：Virtual Machine）に対し、事務所内はもちろん、外出先からもアクセス可能で、いつものデスクトップ環境で業務を行う事が出来ます。

達人シリーズだけでなく主要会計ソフトや電子証明書についても動作確認済みのため、**税理士事務所の業務環境をまるごとクラウド化**できます。





### (2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

#### 【導入メリット】

①業務をまるごとクラウド化でき、システム管理の手間から開放されます。

- ✓ 達人シリーズや第四世代電子証明書を事前にインストール
- ✓ 主要連動会計ソフト動作検証済み、お手持ちのインストーラ等からインストール可能
- ✓ 全ての処理はクラウド側で実行されるため、事務所内PCは低スペックでOK

②万全のセキュリティでお客様の情報資産をお守りします。

- ✓ NTTデータの国内最大級のデータセンターで、専門エンジニアが24時間365日システム監視
- ✓ VMとローカルコンピュータの間の通信経路は暗号化
- ✓ ID&PW認証とクライアント証明書でアクセス制御

③総クラウド環境での業務を、お手軽にはじめられます。

- ✓ 達人Cubeだから最短三ヶ月からご利用可能
- ✓ 用途に合わせた3グレード（SSD採用により、ライトでもサクサク作業）
- ✓ ローカルPCからのデータ移行も、エクスプローラーでラクラク

## 7. その他

### (2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

#### ①VM本体

【価格は全て月額、消費税別】

グレード	CPU数	メモリ	システム領域 (Cドライブ) 容量	標準販売価格
ライト	2vCPU	2GB	50GB	10,000円
スタンダード	4vCPU	4GB	100GB	12,500円
プロフェッショナル	6vCPU	6GB	150GB	15,000円

※OSとインストール済みアプリが30GB程度を専有します。

#### ②VM単位オプション

名称	契約単位	標準販売価格
個人ファイル領域(Hドライブ)	20GB ※上限2TB	1,400円
MS Office Standard2013	—	1,200円

#### ③事務所単位オプション

名称	契約単位	標準販売価格
共有ファイル領域(Sドライブ)	50GB ※上限2TB	3,600円
共有ファイル領域 アクセスライセンス	VM数 ※共有ファイル領域をご契約頂く場合、全VM台数分必要	300円

※Hドライブ、Sドライブの容量を削減する場合、8,500円の作業手数料が必要です。

### (3) 達人Cube「クラウドストレージ」

達人Cube「クラウドストレージ」は、ログインIDやパスワードによる認証に加えて、インターネット回線による認証や端末認証など、より高度なセキュリティを実現したストレージサービスです。

#### 【特徴】

- ・ NTTグループが運営する国内最大級のデータセンター（お客様の保管領域）に、インターネット経由でお手軽に保管
- ・ 万が一の大規模な災害が起きた場合でも大切な情報資産をデータセンターに保管したデータを使って復旧。スムーズに業務を再開。
- ・ 達人シリーズのデータだけでなく、ExcelやWordなどの業務データにも対応

#### 【利用料】

- ・ 10GB：500円/月～（消費税別）※最大5TBまで

#### ◆「クラウドストレージ」はここが違います！

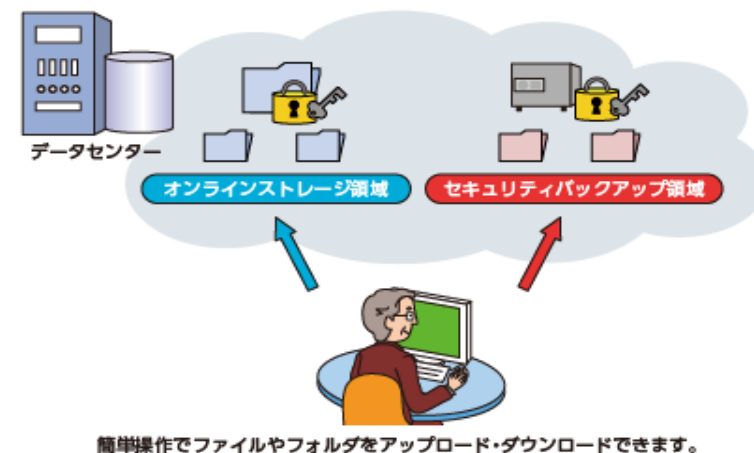
POINT 1：信頼のデータセンターによる安心バックアップ  
データセンターへのアップロード・ダウンロードを行う際は、TSL通信により暗号化されています。  
アップロード時には、ウイルスチェックを行うので、常にセキュアな環境でご利用いただけます。

POINT 2：容量プランの充実ラインナップ  
お手頃な10GBから大容量の5TBまで、充実のラインナップを安価でご提供します。

POINT 3：簡単操作で安心アップロード・ダウンロード

POINT 4：端末認証と回線認証による高セキュリティを実現

#### 【システムイメージ図】



簡単操作でファイルやフォルダをアップロード・ダウンロードできます。



# NTT DATA

Trusted Global Innovator